

おいて、他の學問のそれにおけると等しく、この混亂が多く認められるのは、學者が、國際法學の對象乃至思惟方法について、右の諸目的に従つて論點を分かち努力を爲さないに由らなければならぬ。

既成國際法學の領域における研究乃至論議のかくの如き混亂は、それが混亂であるが故に、學問の目的上、放置せられ得ない。そこで、それは、その對象及び思惟方法において、研究乃至論議における主張の目的に従つて整正せられなければならないが、その際、先づ着手すべきことは、その主張の目的が學問的價値の高揚にあるか、將利用厚生の價値の力唱にあるかを批判乃至検討することではなければならない。國際法學上の思想乃至學派が、おのおのを否定して、しかも相互に痛痒を感じないかの如くに存在し、そして對峙し続けるのは、從來、この批判乃至検討を缺くに出でると思ふ。例へば、第一次世界大戰以後から大東亞戰爭勃發までの間にかけて、國際社會に、自由主義國際法思想・マルクス主義國際法思想・及び民族社會主義國際法思想の三が鼎立したことの如きは、これである。私の見るところに依れば、これらの三者は、その立脚する根本の主義においてよりは、むしろ、それぞれ、その對象及び思惟方法において相違するから、決して同一の平面においてその眞理性を主張するものであり得ない。従つて、それらは、それぞれ、その主義の優越を誇つても、單にそれに立脚した攻撃のみによつては、他の陣營を徹底的に壞滅し得ないと思ふ。それらの一が他を否定するに足る國際法理論であることを見識するには、だから、右の外に、對象及び思惟方法を確定して、これらにおいてそれぞれの思惟の有つ眞理

性を入念に検討するべきであらう。尙、一般に國際法學上の學說の徹底的批判のためには、その學問的價値と利用厚生の價値とを分けることの利益は、甚だ多い。例へば、法實證主義乃至規範主義に對する具體的秩序思惟の争においても、表面的には、單に對象乃至思惟方法の非政治性と政治性とが眞理の探究上問題とせられたかに見えるが、しかし、その實は、その人生觀的意義乃至實際的意義において意識的乃至無意識的に問題とせられてゐるから、學問的解決は、前の方面よりは後の方面において與へられるのが適切であると思ふ。

理想國際法學・國際法政策學・國際法工作學。乃至は國際社會政策學に屬する研究乃至論議の混線に關して述べたことから、考察は、進んで、既成國際法學の領域における研究乃至論議、否實に思想乃至學派における對象乃至思惟方法の混亂の是正方法にまで及んだが、ここで、再び最初の話題に歸つて本筋の討議を續ける。

理想國際法學的・國際法政策學的・國際法工作學的・及び國際社會政策學的研究乃至論議の中で、理想國際法學的的研究乃至論議と最も近似するものは、國際社會政策學的研究乃至論議である。國際社會政策に、國際法工作・具體的秩序工作・及び條約工作の外に、條約締結行爲の包含せられることは、既に前にこれをいうた。これらの中で、前三者は、國際法の適用と稱せられ、そして後一者は、國際法の立法と名づけられる。ところで、國際社會政策學は、理想國際法學でないから、國際法の適用はもとよりのこと、その立法も、決して理想國際法の確立ではあり得ない。(國際法の適用は、それがいはゆる國際法の自由法學的解釋において行はれたときには、往々にして立法

であるといはれる。のみならず、國際法の立法は、通常只漫然と望ましいものの実施と考へられて、理想國際法の設定と誤られ易い。けれども、これらの決してさういはいはれ得ないことは、既に前に見られたところに依つて、おのづから明白である。現實の國際法の解釋が理想國際法の設定でないことに至つては、もとより自明である。

國際法の適用は、國際法の解釋ではない。(前者は、國際法の工作で、運用學的思惟方法に屬し、これに反して後者は國際法の理解で、純正學的思惟方法に屬する)。だから、自由法學的解釋はもちろんのこと、一般に解釋において適用即ち工作を考へることは、嚴格にいへば、思惟方法を混同するものであり、もとより認められ得ない。工作を解釋に移せば、人々は、現實の政治的要求に捉へられて、例へば特定の外交政策の非科學的な辯護に陥る。同様に、國際法の立法は、理想國際法の設定ではない。あらゆる條約は、特定の國家の軍事的・政治的・乃至は經濟的などの必要に即應して締結せられ、且失効した。理想國際法は、將來實現せられるべき望ましい規範であるから、それは、もちろん、條約の締結に當つて必然的に豫想はせられるが、しかし、全部的には決して條約に具現せられることがなかつたのみならず、條約は、その締結國家の最善の意思を前提して考へても、理想の國際社會を實現すべき方法として、現在の國際社會の害惡を防禦する適性をも具へなければならぬが、理想國際法は、將來の國際社會を規制するべきものとして想定せられるものであるから、この適性を有つことを須むない。そこで、理論的にいつても、條約と理想國際法とが全部的に合致し得ないことは、當然である。

理想國際法學・國際法政策學・國際法工作學・及び國際社會政策學の中で、國際法政策學は、理想國際法學を前提するものであるから、これを措く。國際法工作學及び國際社會政策學は、理想國際法學を前提するものではないが、しかし、それらが國際法の適用乃至立法に関する研究乃至論議として問題とせられる限り、理想國際法學的研究乃至論議と緊密な關係を有つ。けだし、國際法の適用乃至立法は、右に見られたやうに、理想國際法の設定とはいはれ得ないが、しかし、これらに関する研究乃至論議が、苟くも右の適用殊に立法を人類全般の生々發達に役立たしめようとする限り、これらにおいてできるだけ理想國際法の具現を考へ、従つて理想國際法學的研究乃至論議を顧ることは、必要であるからである。そこで、理想國際法學は、以上の諸學問の中でも、その人生觀的意義乃至實際的意義において重大なものがある。(これらの諸學問が通常理想國際法學に依つて代表せられるかに考へられるのも、その理由をこの點に求め得るかも知れない)。

第五章 理想國際法と道義的秩序

理想國際法學が現代の變革期において必然的に建設せられるに至るべきことは、既に第一章においてこれを述べた。もちろん、變革期といつても、その初期に屬する今日にあつては、國際社會において、理想國際法よりは、實定法乃至法律としての國際法の適用が、多く問題とせられるであらうし、そしてこれは、廣域勢力圏相互に跨る國際社會においてよりは、廣域勢力圏内の國際社會において、殊に顯著であらう。けれども、それにも拘らず、現代の變革が今少しく進めば、理想國際法は、廣く一般に國際社會において問題となり、そして國際法學といへば理想國際法學を意義することは、多分、現實化するであらう。尙、變革期においては、法律學は、適用學を先陣としてその各分岐を統合する必要を殊に多く有つものであるが、この外にそれが國民的精神乃至傳統に立脚する必要のあることは、暫くこれを措く。しかし、これは、主として國內社會への關聯においていはれる。(この外に法律學の各分岐そのものの發達情況も關係するが、今はこれを措く)。國際法學に限局してこれをいへば、そ

れが現代において理想國際法學であることは、嘗に必然であるのみでなく、又實に望ましい。このことを私は既に第三章においても力説したが、尙、次ぎにもこれを説くであらう。

實定法乃至法律としての國際法の通用根據がその妥當根據にあり、そしてこの妥當根據がその國際法の内含する理想國際法に求められるべきことは、既に第二章においてこれを見た。實定法乃至法律としての國際法が、強壓や恣意の集積でなく、正義と合宜との矛盾のない體系に近いものである場合には、それは、即ち理想國際法を具現するものであるから、當然に妥當根據を有し、従つて又通用根據を有し、通用を廢することがないであらう。けれども、實定法乃至法律としての國際法にかくの如きことが決して望まれ得ないから、その通用も、亦、時代の變遷に依つておのづから稱れることがある。

現代の變革期において、實定法乃至法律としての國際法が凋落し、そして理想國際法がこれに代るに至るのは直接には、この時期において時代の要求を反映して社會の輿論乃至國家の權力が前者を見棄てて、後者に従ふに因る。變革期には、一般に實定法乃至法律は、その必從的拘束性を微弱にするが、しかし、これが國內法よりも國際法において特に顯著であるのは、社會の輿論乃至國家の權力が、前の場合には、尙その支持力を失はないに反して、後の場合には、國際社會における利害の對立の激化・戰爭などに依つて、それを失ふに基づく。

實定法乃至法律としての國際法が、現代において、既に多くの條規においてその必從的拘束性を失ひつつある

ことは、今日一般に認められ得る條約無視乃至國際法輕視の事實に徴して、決して疑はれ得ない。

最近の歴史を顧るに、第一次世界大戰以後の十數年間は、國際社會に諸平和條約の締結を生じ、國際聯盟を初めとして、仲裁裁判所・混合仲裁裁判所・常設國際司法裁判所などがその機能を開始し、公の決議や裁判などが數多く成立し、國際慣習乃至條約の集團化が行はれ、従つてこれらからして國際社會に必從的拘束性を有つ社會的規範意識が支配したかに見えたが、これは、しかし、右の決議や裁判が時代が現状打開を要するに拘らず現状維持を前提して爲され、殊に右の條約が特定國家の利益を一般的利益とする形式において締結せられるに至つたとき、決して永く續かなかつた。かくて、國際社會に公の決議や、裁判や、もしくは條約が、漸く數多く堆積し、たときに、そこに支配した實定法乃至法律としての國際法は、多くの條規について、たとひ全くその拘束性を失はないとしても、その必從的拘束性を失ひ始めた。けれど、國際社會には、右の堆積に拘らず、別個の發展があつたから、公の決議・裁判、もしくは條約に對する即物的批判や時代の科學的認識が行はれるとともに、社會の輿論乃至國家の権力も、右の堆積から生じた社會的規範意識を支持せざるに至り、そしてこの意識は、たとひ一時的に必從的拘束性を有し、従つて實定法乃至法律としての國際法であつたとしても、今や時代妥當性を失つたものとして、その拘束性を微弱にしたからである。即ち、第一次世界大戰以後の最初の十數年間には、國際法のいはゆる「空景氣」があつたが、しかし、その後その不景氣が続いた。かくて、東に支那事變そして西にヨーロッパ

戰爭が生じ、第二次世界大戰にまで發展したときに、國際法が凋落したことは、決して偶然ではない。

現代における實定法乃至法律としての國際法の凋落は、第一次世界大戰の終結たるヴェルサイユ條約が、ドイツに對して過重な負擔を課したことにその端を發したといはれ得る。即ち、ドイツは、戦後間もなくその賠償金の支拂不能に陥つた。そこで、國際間に種々の對策が講ぜられたが、それが遂に成功しなかつたので、遂に一九三二年フランスが、そして又これに次いでイギリスが、アメリカ合衆國との戰債協定の履行を拒むに至つた。一九三六年には、ドイツは、フランスがソ聯と緊密關係の政治條約を締結したためにもはやその存在が認められ得ないとして、ロカルノ條約を廢棄した。すべてこれらは、國際社會において、條約の信用を著しく害したといはれ得る。けれども、國際社會に、例へばイギリス・フランスの如き、第一次世界大戰において充分にその主張を遂げた國が存し、いはゆる「持てる國」として現状維持を念願し、聯盟機關及び國際裁判機關に依つて他の主張を抑へようとしたに拘らず、尙、遂に實定法乃至法律としての國際法の凋落を開始したのは、全く時代の變遷が現状打破を必要としたことに依らなければならない。

實定法乃至法律としての國際法が凋落すれば、そこにそれに代つて理想法としての國際法の擡頭することは、理の當然でなければならない。既に第二次世界大戰以前に、前にも指摘せられたやうに、新自然法思想の擡頭があつた。今日、未だ理想法としての國際法の高揚が充分に認められ得ないが、しかし、やがて國際社會に新たな

實定法乃至法律の成立するに先だち、その準備を爲すものとして、右の高揚の時機を現出することは、もとより疑はれ得ない。但し、これに關しては次ぎの二つの注意を爲すことは、必要である。

(一) 現代において、實定法乃至法律としての國際法が凋落するといつても、このことは、必ずしも、それが全部的に凋落し去ることを意義しない。一切の近時の實定法乃至法律がさうであるやうに、右の國際法も、その中に、純粹規範に關するものと、方法規範に關するものを含み、そしてその純粹規範に關するものに、純正規範に關するものと技術規範に關するものとの二が包まれるが、變革期においては、これらの中で、方法規範に關するもの即ち政策乃至工作上的國際法は、原則として凋落し、そして純粹規範に關するものでも、例へば、自由・平等・多數決・牽制均衡などといふが如き舊時代の理念の實現に屬するものももちろん制限を免れないが、しかし、人類全般の生々發達の實現に必須的なもの、例へば純正規範(目的規範)の中で、正義に關するもの及び技術規範(手段規範)の中で合宜に關するもの如きは、必ずしも凋落しない。元來、國際法は、戰爭の場合に違反せられ易いが、安定期においては決して凋落しない。その凋落するのは、前にいはれたやうに、變革期においてであり、殊にその戰爭の場合においてであるが、しかし、この場合においても、それは、例外的場合の外は、決して全部的に凋落するものではない。このことは、例へば、この時期に行はれる國家間の合縱連衡が、通常、條約の成立及び效力に關する實定法乃至法律としての國際法の存在を前提して行はれることに徴しても、亦、明白である。

(二) 理想法としての國際法の實質は、時代の變遷に即應してこれに合適するものでなければならぬ。そこで、もし今後の時代が國際社會において一方において廣域勢力圏の對峙を生じ、他方において總體主義的正義の實現を約束するものであるなら、理想國際法の實質も、これらの二の方面において想定せられるものでなければならぬ。かくて、現代において高揚せられる理想法としての國際法は、一般的には、今日までの國際法がさうであつたやうな超國家性を失つて、廣域勢力圏内の國際法もしくは國家乃至廣域勢力圏の對外關係法たる觀を呈し、そしてこれとともに總體主義的正義の實現を保障するものとして、例へば廣域勢力圏において資源と人口との權衡を計り、圈内において國家・民族・階級などの共存共榮を確保し、その互助連環を助成する性質を帯びるであらう。それが純粹規範(純正規範及び技術規範)と方法規範との双方に關するものを包含することは、もとより疑はれ得ないが、その際、最近の時代的傾向がさうであるやうに、特に政策乃至工作を内容とする方法規範に關するものにおいて歴倒的に高揚せられることも、亦、決して疑はれ得ない。

現代における理想國際法の高揚は、以上の二の注意を前提して理解せられるべきものであるが、しかし、これを大東亞共榮圏に限局していへば、その理想國際法が、この外に、東洋的特色を擔ひ、殊に日本的特色を帯びるべきこと、そしてこれらの特色が、將來世界的特色となるであらうから、全地社會的に國際法の特色となるものであることは、既に前に第三章においてこれを説いた。(東洋的特色殊に日本的特色の何であるかも、少くとも一

一般的には、その際、これを明かにした。そこで私は、以下、一層具體的に、大東亞共榮圈にそして後に世界に支配するとして想定せられるべき理想國際法の特色について語る。(日本の國際法學は、從來、自由主義的國際法思想に屬してゐたが、しかし、これは、西洋的精神殊に米・英・佛の世界征覇に適するものであつたから、少くとも今日以後は、人々は、右の理想國際法について審議するべきであらう)。

國際社會の面貌は、今回の世界大戰に依つて著しく變るであらう。このことは、今日、もはや何人もこれを否定し得まい。殊に、大東亞戰爭の耀かしい成果に依つて、大東亞共榮圈の確立の見込は、絶對不動のものとなつたから、唯單にこの事實のみからでも、國際社會が、世界的に、もしくは少くとも東洋において、從來と異なる面貌を呈するに至ることは、全く自明である。

大東亞共榮圈の確立は、もちろん、大東亞における諸國家乃至諸民族の同意協働に俟たなければならないが、しかし、それにおいて、指導的地位に立つ者が、日本を措いて他にあり得ない。このことは、今日までの客觀情勢が、これを示してゐる。そこで、大東亞共榮圈の組成その他の決定には、日本の根本方針が、重大な影響を有つであらう。しかも、かくて、日本の根本方針の重大な影響の下に決定せられた大東亞共榮圈の組成その他は、それ自身、他の東洋乃至世界における國際社會の面貌を改めることに寄與するであらうし、又、日本自身が右の根本方針をもつて、他の東洋乃至世界の範圍における國際社會に對することも、亦、疑はれ得ない。そこで、日本の根

本方針が、廣くいつて世界の、狭くいつても東洋の國際社會の面貌の變改に大影響を有つことは、亦、自明である。

日本の根本方針の何であるかを知ることが、かくて、極めて重大な意義を有する。

日本は、建國以來、八紘爲宇の理想を堅持してゐるが、支那事變以來、殊にこれを強調し、現に大東亞共榮圈の組成その他をこの理想の實現の主旨において決定し、のみならず、この理想を世界的範圍に亙る國際社會に實現しようとしてゐる。そこで、八紘爲宇の理想は、日本の根本方針であるといはれてよい。八紘爲宇の理想は、かくて、國際社會の新たな面貌の形成に重大な意義を有つ。

八紘爲宇の理想とは、神武天皇の御詔に拜せられる「八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲」す御理想もしくは、今上天皇の詔書に拜せられる「坤輿ヲ一字タラシム」る御理想、これを平易にすれば、わが國の肇國の精神たる「むすび」、「いやさか」、即ち人類全般の生々發達を實現する趣意において社會をして一家の如くにならしめる理想をいふに外ならない。八紘爲宇は、かくて、人類全般の生々發達を實現する趣意において社會を家の如くならしめることであるから、その理想の實質を知るためには、先づ家の構成乃至精神について知るところがなければならない。

二

人類は、家を構成しなくとも、生き得るが、しかし、それを構成した場合に、よく生き得る。ここに家とは、

社會において生活單位を爲すところの、主として血縁乃至性縁に立脚する人類の一團、切言すれば、親族の合同體をいふ。家の構成は、法律・道徳・道義などの社會的規範意識の下に生ずるものであるが、種々の形式を採ることが出来る。家は、或は夫婦共同生活即ち家庭を根幹として成立することがあり、又或は親子共同生活即ち家系を基礎として成立することがある。前者は、家庭主義に従ふもの、即ち家庭中心の家であり、そして後者は、家系主義に従ふもの、即ち家系中心の家である。前者は、横列的であり、後者は、縦列的である。家は、もちろん横列的もしくは縦列的に成立するのみでなく、これらの双方の形式を交へても成立し得る。縦列的なのは、連續的であり且結集的であるが、これに反して、横列的なのは、切斷的であり且散開的である。そこで、縦列的且横列的なのは、切斷を許しつつ連續し、且散開を孕みつつ結集する。

人類が家を構成しなくとも生き得るとは、人類が夫婦共同生活乃至親子共同生活を營まなくとも、死滅しないで生存し得るといふことであるが、人類がそれを構成した場合によく生き得るとは、かくの如き共同生活を營むことに依つて、その生存に何らかの意義を興へ得るといふことである。人類は、夫婦共同生活乃至親子共同生活を爲さなかつたこともあり、又爲さないこともあり得ようが、しかし、かくの如き共同生活を爲すことは、人類にとつて極めて自然であり且望ましい。人類は、これらの共同生活を爲し、家を構成することに依つて、始めてその自然的な愛情に立脚し得て、社會に和潤を齎し得るのみでなく、血統を明確ならしめ、且榮譽を保存するこ

とができ、社會を理想化する上に、多大の便宜を得る。(横列的のものよりは、縦列的な家において、殊にさうである)。

家は、或は一家庭乃至一家系より成立することがあり、又或は數家庭乃至數家系より成立することがある。今家の構成員を暫く家族といふなら、前者は、小家族主義の家であり、後者は、大家族主義の家であるといはれ得る。大家族主義の家において、その家庭乃至家系は、或は一世帯を爲すことがあり、又或は數世帯を爲すことがある。ここに世帯とは、家の共同生活において一定の程度において獨立した生活共同乃至合同體をいふ。それは、通常、夫婦乃至親子に依つて形成せられる。家は、かくて、一世帯を爲すこともあり、數世帯を爲すこともあるが、そのいづれの場合にも、世帯は、家と等しく、共同生活體を爲す。世帯には、世帯主があつてこれを統理するが、家には、通常、戸主即ち家長があつてこれを統轄する。世帯主乃至戸主は、通常、夫乃至親である。家が數世帯を爲す場合には、家には數世帯主があるが、その一世帯主は、同時に戸主である。

家は、親族の合同體乃至は家族の共同生活體として、それ自身の財産、即ち家産を有することもあれば、又これを有しないこともある。家が家産を有しない制度の下においては、夫婦の一方もしくは双方又は親子の一方もしくは双方が、その財産を有し、相互に扶養の義務を負ふ。家が家産を有せず、しかも、夫婦も、親子も、財産を有しない制度——この場合には、社會乃至國家のみが財産を有する——も考へられ得ないではないが、これは、

もちろん、近い將來において現實化せられ得るべくもない。家に關して述べたこの制度は、世帯に關しても、亦同一に想定せられ得る。

家の存在の望ましいことは、右に見られたが、家にこの存在理由が認められる限り、そこに家産制度の存在することは、亦、望ましい。けれど、これに依つて、家族の共同意識は一層濃厚化して、家の繁榮が期待せられ得るからである。けれども、かくて、家の存在理由が絶對的であるなら、世帯には、獨立財産制度の存在することは、望ましくない。けたし、これに依つて、世帯の分立を來たし、家の崩壊を必至的ならしめるからである。

家に家産制度が具はれば、言葉の正當な意味において、家の業即ち家業が成立する可能性を有つ。家業は、家は、家庭主義に従へば、流産し乃至は斷續するが、家系主義に従へば、固定し乃至は連續する。家が家庭主義に従ふか家系主義に従ふかは、それが小家族主義に従ふか大家族主義に従ふかとともに、家の基柢たる社會がいかなる種類の事業殊に産業において成立するかに依つて定まり、従つて、結局、時代の進展乃至社會の發達に依つて異なる。そこで、時代の進展乃至社會の發達に依つて、社會に、或は家庭主義的乃至小家族主義的の制度を生じ、又或は家系主義的乃至大家族主義的の制度を生ずる。前者においては、家業は、流産し乃至は斷續し易く、後者においては、固定し乃至は連續する傾向を有つ。家庭主義的乃至小家族主義的の制度は、親子乃至家族の協力がなくとも運営せられ得る事業殊に産業例へば大工業の行はれる社會において成立し、これに反して、家系主義的乃至

大家族主義的の制度は、それらの協力がなくては運営せられ得ない事業殊に産業例へば小農業の行はれる社會において成立する。

社會において運営せられる事業を經濟・文教・及び爲政の三に類別するなら、家業は、爲政・文教・及び殊に經濟の事業が大規模化するに伴つて、その連續性を喪ふ。それどころか、家産制度の存しない場合には、家は、全くその家業をさへ失ふに至る。家業がなく、家産制度も存しない場合には、家は存しても、家族は、別々に生活資料を獲なければならぬ。ところで、もしこの獲られた生活資料が家族の獨立の財産として制度的にも事實的にも認められるなら、ここに家に關していはゆる個人制度もしくは個人本位制度を生ずる。個人制度は、必然的に家庭主義及び小家族主義と相伴ふ。個人制度以外の制度は家族本位制度もしくは——不精確ではあるが、しかし通常——家族制度といはれてゐる。家族本位制度は、必然的に家系主義乃至大家族主義と相伴ふ。

家族本位制度の社會には、家産が認められ、家業の存することは通常であるが、しかし、これらが存せず乃至認められなくとも、家族の經濟的共同生活が行はれ、その獨立の財産は、たとひ制規に依つて認められても慣習的には存しない。(現在の日本は、まさにこれであるから、尙、家を社會の生活單位としてゐるといはれる)。個人制度の社會においては、最大の權力として親權までが認められるが、家族本位制度の社會においては、この外に、そしてこの上に、戸主權が認められる。親權の認められるのは、子の生々發達のためであるが、戸主權の認

められるのは、家の生々發達のためである。

家は、歴史的には、本來、親子本位に構成せられ、夫婦は、その構成において従たる地位を有つに過ぎなかつた。家業制度乃至家産制度の存在する社會においてはもとよりのこと、これを喪失し去つた社會においても、今日、人々が、家といへば、祖先と子孫とを含めて考へる習慣のあるのは、全くこのためである。家業を轉じ、家産を忘れた人々が、尙、家名を重んずるのも、亦、これに基づくものでなければならぬ。かくの如くに、家は、本來、親子本位に構成せられたものであつたが、しかし、その後、漸く夫婦本位に構成せられるに至り、今日においては、親子が、その構成において、従たる地位を有つに止まる社會さへある。かくて、家は、家系主義的なものより家庭主義的なものへと遷り、そして又これと同時に、大家族主義的なものより小家族主義的なものへと變り、その極は、家族本位制度から離れて個人制度へ達するものさへがある。個人制度は、總和主義的社會觀に立つて、常に個人主義に照應し、これに反して、家族本位制度は、全體主義的乃至總體主義的社會觀に照應しないまでも、常に團體主義に立つ。

家庭主義・小家族主義・乃至個人制度の社會であると家系主義・大家族主義・乃至家族本位制度の社會であるとに拘らず、家は、もちろん、連綿として繼續するが、生存及び生活を共同にする可能性を標準としてその範圍を劃すれば、それは、現實の合同體として曾祖・祖・父・子・孫・曾孫の六代に互ることもあると爲され得る。(但し、實際上

は、早婚長生の社會の外は、五世代以上に互ることは、稀であらう。支那においては、過去において、累世同居は義門とせられ、五世同堂は旌表せられた)。家は、これを經とし、夫婦・舅姑・伯叔・兄弟・從兄弟などを緯として成立する。但し、これらの人々も、制規乃至慣習の定めるところに従ひ、或は家を構成しないとせられ、又その以外の人々も、或はそれを構成するとせられることもあり得る。家の構成員たる家族は、必ずしも同居を必要としないが、しかし、原則として同居する。(因みにいふが、原始的には、祖父兄の稱呼は、特定の個人を指すのではなくして、同一世代におけるすべての者を指した。かくて、例へば、過去の支那においては、同族の祭祀において祭られるすべての人は祖であり、自己より一世代上位の同族は父といはれ、自己より長輩は兄、幼輩は弟、自己より一世代下位の同族は子、その次代の者は孫といはれた。このことは、今日も、尙、他の民族の間に認められ得る)。

家は、本家と分家とに分たれ得る。但し、個人制度の社會においては、王家その他僅少の例外を除いては、この區別は、全く存しない。本家及び分家は、もちろん、別個の家ではあるが、しかし、同一の家のやうな關係に立つことがある。

家の構成は、右の如くであるが、その次ぎに知る必要のあるのは、家の精神である。家の構成は、時代と場所とに従つて、異ならざるを得ないことがあり、又異なるを妨げないが、家の精神に至つては、時代と場所とを越

えて永遠に保持せられるに値するものである。社會に多くの家が獨立して存在するときには、往々にしてその對立・相剋を生ずるが、社會に家の精神が普及するときには、それらのものの對立・相剋を緩かにする。

家の精神は、家の構成の主義乃至要件に依從することが多い。

家においては、家族は、相互に援助する。このことは、個人制度の社會においてもさうであるが、家族本位制度の社會においては、特に顯著である。家族本位制度の社會において、家が數世帯から成立するときには、世帯は、亦、相互に援助する。本家及び分家も、亦、これに準ずる。

家において家族乃至世帯が相互に援助し、又本家及び分家が相互に援助するのは、もとより——多少の對立があつても——大體において利害を同一にすることも依るが、しかし、それよりも、これを超越した自然の人心即ち仁心に出でることが多い。家において、人々は、利害を超越した關係において生育し且成長したから、又、利害を超越して相互に奉仕する。殊に、家系主義の家において、さうである。家において、人々は、親の心・世帯主の心・戸主の心などを體感し、その心を自らの心として他の家族乃至世帯、もしくは本家乃至分家に對する。家は、かくて、奉仕の心の道場である。家が家産制度において存するときには、尙更さうである。家に於ては、家族の間に、上下・先後の別がある。上下・先後の別は、時としては法律的に乃至外形的に定められることもあるが、しかし、主として道義的に乃至内心的に認められ、又、これらの混融乃至合體において道義的なものとして存す

ることもある。祖孫・親子は、上下の關係に立ち、夫婦・兄弟は、先後の關係に立ち、叔甥は、時に上下の及び時に先後の關係に立つ。その他、戸主は、その戸主たる資格においてする限り、常に最上の地位に立ち、従兄弟は、戸主に對する親等乃至年齢に従つて先後の地位に立つ。これらの別は、小家族主義の家においても見られるが、大家族主義の家において特に嚴格に行はれる。かくて、家にはおのづから秩序が成立する。その秩序が嚴肅であれば、禮讓も、亦、成立する。

家において、かくの如くに、上下・先後の別のあるのは、根源的には、その構成員即ち家族の實力の相異に依るのでは決してなくして、却つて奉仕の相異に依るものである。(祖・親・兄の尊いのは、その實力に依るのでなくして、弟・子・孫に奉仕するからである)。奉仕する者は、上位乃至先位に立ち、又、上位乃至先位に立つ者は、奉仕することを期待せられる。奉仕する者は、殊に上位に立つて奉仕する者には權力が認められるが、權力を認められる者は、奉仕しなければならぬ。かくて、戸主は、最上の地位に立つから、最大の權力を認められるが、しかし、最大の奉仕を爲すことが期待せられてゐる。そこで、戸主は、私利に淡泊でなければならぬ。殘忍酷薄であつてはならない、家の總體の者の生々發達を常に念願する者でなければならぬ。かくて、家族は、戸主の護持の下に生息し、内面的に一體を爲す。家においては、個人でなく、その總體の者の生々發達の實現が現實に意圖せられる。

家には、恩が支配する。恩は、上位乃至先位の者が下位乃至後位の者の生々發達を弱ける好意殊にその實施である。家においては、人々は、恩を售らないし又售つてはならない。けだし、それは、上位乃至先位の者の當然の任務に屬するからである。けれども、人々は、又、恩を忘れないし、又忘れてはならない。けだし、それに依つて、下位乃至後位の者は、その生々發達を促進し得たからである。人々が、家において恩を售らず、恩を忘れない。そこで、家は、親愛一味一色、人々は、自然の人情において、戸主あり、親あり、家族あり、子あることなどのみを思ひ、己のあることを忘れる。

三

以上は、家の本質であり、又、大體においてその現象形態でもある。家の現象形態は、その本質の發揮において望ましい情況にまで高められなければならない。社會に關しても、同様のことがいはれ得る。

社會は、家ではないが、しかし、そこに家の精神が普及し、親愛の支配することは、もちろん、望ましい。社會に親愛の支配することは、共同祖先に由來する社會、乃至は由來すると考へられてゐる社會において最も確實且容易であるが、しかし、さうでない社會においても、直接には家の精神を普及することに依つて、及び間接にはそれに家の如き構成を與へることに依つて親愛を支配せしめることができる。しかも、社會は、本來、家に出發し、そして今日も家を單位として成立するともいはれ得るから、これに家の精神を普及することも、亦、家の

如き構成を與へることも、もちろん、不可能ではない。

社會に家の精神を普及し、乃至は家の如き構成を與へるといふにはゆる社會は、もとより大小種々な局地社會でもあり得るが、又世界の全範圍において考へられた全地社會でもあり得る。八紘爲宇の理想は、人類全般として家族のやうに親愛せしめようとするものであるから、畢竟するに、全地社會に家の精神を普及し、乃至は家の如き構成を與へようとするものである。但し、これは、いはば究極の理想に外ならないから、日本が、今日、この理想の下に、現實には只大東亞共榮圈の範圍における局地社會に家の如き構成を與へようと企圖してゐることとは、もとより、當然でもあり、且賢明でもある。

全地社會、否實に大東亞共榮圈の範圍における局地社會に、家の精神を普及することに關しては、特別に問題があり得ないから、これを措く。それに家の如き構成を與へようとすれば、既に前に知られた家の構成に關する主義乃至要件の中のいかなるものが、そこに移され得るであらうか？

社會を國家の範圍において考へ、それを家の如くに爲すとすれば、世界には、多數の國家が存するから、これらの國家の相互の間に本家分家關係に類似する關係を立てることもでき、又これらの國家そのものは、家と等しく團體であるから、そのおののものに家産乃至家業に類似する國家財産乃至國家事業をも認めることができ、るかも知れない。社會を大東亞共榮圈の如きものの範圍において考へ、それを家の如くに爲すとしても、世界に

は尙數個の廣域勢力圏が存するから、これらの廣域勢力圏乃至共榮圏の間に本家分家關係に類似する關係を立て得る可能性があり、又、これらの廣域勢力圏乃至共榮圏そのものは、たとひ團體でなく却つてその結合であるとしても、尙、そのおののものに家産乃至家業に類似する財産乃至事業を認める可能性があるといはれ得るかも知れない。けれども、今もし社會を全地社會として考へ、これを家の如くに爲すとすれば、いかに？ そこには、もはや本家分家類似の關係は、絶対に認められ得ないのみでなく、又家産乃至家業類似のもの——これを社會の富もしくは任務に轉化して考へるなら、格別であるが、さもなくば——亦、認められ得ないであらう。

社會は、家ではないから、社會を家の如くに構成するといつても、家の構成に關する主義乃至要件を社會の構成に移す場合には、おのづから、その限度がある。この限度は、右に見られたやうに、社會の範圍乃至種類に依つて、多少、相異なるが、しかし、その存在は絶對的であるから、いかなる場合にも、もちろん、認められ得なければならぬ。極めて嚴格な意味においていふなら、國家殊に廣域勢力圏の相互の間に本家分家類似の關係を想定する必要は、殆んど存しないのみでなく、國家殊に廣域勢力圏のおののものに家産乃至家業類似の財産乃至事業を想定する必要も、亦、殆んど考へられ得ない。(但し、例へば、一般的に農業國や工業國といはれる程度の特徴を有つことは、もとより、これを妨げない)。

大東亞共榮圏の範圍における社會は、これを極めて嚴格にいふなら、いかなる意味においても家の如き構成を採ることができない。けれど、例へば、大東亞共榮圏そのものを家として考へれば、それを組成するおのの國家は、世帯の如くに考へられなければならないが、かくの如きは、もちろん、現實の實情に合致せず、否、この實情からすれば、反對に、右のおのの國家が、家として考へられ、そして大東亞共榮圏そのものは、家の結合として考へられるべきであるからである。けれども、それにも拘らず、大東亞共榮圏の範圍における社會に家の如き構成を興へることをいふのは、(もちろん、唯單にこの局地社會に既に前にはれたやうに家の精神を普及せしめ得るといふだけに止まらず)、一定の限度において家の構成に關する、主義殊に家の構成要件をそれに移すことができ、かくて、そこに、(家の精神を普及することと相俟つて)、家の親愛を支配せしめ得ることを信ずるために外ならない。

八絃爲宇の理想は、決して全地社會、否實に大東亞共榮圏における局地社會に、家の構成に關する主義乃至要件を悉く移して、それに家の如き構成を興へようとするものではあり得ない。かくの如きは、右に見られたやうに、全く不可能である。八絃爲宇の理想は、だから、右の局地社會に、一方においては家の精神を普及し、他方においては、一定の限度において家の構成に關する主義乃至要件を移し入れて、そこに家の親愛を支配せしめ、それを家の如くならしめる趣旨のものでなければならぬ。

八絃爲宇の理想は、廣大であるから、このことは、獨り右の局地社會に關してのみでなく、全地社會に關して

も、従つて一般に社會に關して、さういはれ得る。そこで、今、家の精神の普及に關しては、これを除外し、否家の構成に關する主義に關しても、それが社會の構成に移される餘地が少いからこれを除外し、唯單に家の構成要件、詳言すれば、社會の構成に移され得る一定の限度における家の構成要件に關してのみこれを語る。家の構成要件が、この一定の限度において社會の構成に移されたときに、社會は、家の如くになつたといはれ、そして八絃爲字の理想の實質は、具體化したといはれ得る。

社會を家の如くならしめるために、家の構成要件の中で、そこに移されるべきものは、次ぎの二である。社會には、種々の個體があるが、これらの個體の間に、親子・夫婦・舅姑・伯叔・兄弟・從兄弟などの關係を思はしめる上下・先後の別を立てること、及びこれらの個體の關係に法律的・道義的・否實に道義的意義を與へることは、即ちこれである。社會は、家に出發して發達し且家を單位として成立するともいはれ得るから、社會内の一定の個體の間には、既に現實にこれらの要件が認められ得るべく、従つて、これらの要件は、既に現實に社會に移されてゐるともいはれ得るが、しかし、これは、ますます擴充せられるべく、又、もちろん、理想的情況にまで高められるやうに工夫せられなければならない。

社會は、個人の共生としても、家の結合としても、階級乃至民族の共存としても、國家の聯結としても考へられ得るが、ここでは、國際社會を問題とするから、それを國家の聯結として考へる。社會を個人の共生として考

へる場合に、そこに身分的に、資格的に、能力的に、年輪的に上下・先後の別があり、且法律的・道義的・乃至道義的關係が立てられてゐるやうに、それを國家の聯結として考へる場合にも、諸國家の間に奉仕乃至權力の相異に従つて、上下・先後の別が立てられ、且これに法律的・道義的・乃至道義的意義が與へられなければならない。

社會を國家の聯結として考へるとは、それを國際社會の面において見ること、別言すれば、國際社會を問題とするといふことである。國際社會に家における上下・先後の別を移して考へるとは、家における戸主・世帯主・親子・兄弟などの別を、國際社會における國家相互の關係にも、もし移され得るものなら、移さうとするものである。ところで、もし家の構成をかくて國際社會に移さうとするなら、この國家相互の關係に法律的・道義的・乃至道義的意義を與へる場合に、もとよりそれに法律的意義を與へることを防ぎ得ないとしても、しかし、家の最大特色たる親愛を植ふるために、できるだけそれに道義的意義を與へることに努力し、そして遂にそれに道義的意義を與へるに至るべきことは、もちろんでなければならない。

先づ、國際社會における國家相互の關係に、家における上下・先後の別を移すなら、そこに、主國及び從國・正國及び副國・親國及び子國・兄國及び弟國などを成立せしめるが、しかし、國際社會は、家ではないから、これらの外に、社會一般に存し、従つて又家にも見られる上下乃至先後の別たる先輩國及び後輩國・師弟國・友國なども存立せしめ得ることは、自明である。これを實際の實例に徴するに、國際社會の成立以前には、苟くも國家相

互の間に交渉が見られた限り、それらの間に上下關係(例へば征服關係・朝貢關係など)を生ずることを原則とし、對等關係(例へば同盟關係・友交關係など)は、只從として生じたに過ぎなかつたが、しかし、國際社會の成立以後は、全くこれに反して、それらの間に對等關係を生ずることを正常とし、上下關係は、只從としてのみ生じた。先後關係は、表顯的な對等關係の背後に隠れてゐたが、しかし、内質的には、このいはゆる對等關係は、時としては全く先後關係であるか、又時としては實に上下關係であつた。そこで、今もし國際社會における國家相互の關係に家の如き構成を與へようとするなら、その結果としていつの日かの將來において生ずる顯著な變革は、そこに先後關係が内實的にも表見的にも成立するといふことでなければならぬ。

次に、國際社會における國家相互の關係に、法律的・道徳的・否實に道義的意義を與へる場合に、それに先づけるだけ道徳的意義を與へることに努力するべきであるといつても、國際社會は、家でないから、そこに家における程度の親愛を植ゑることの全く困難であることは、自明である。これを歴史に探るに、國際社會の成立以前には、國家相互の關係には道徳的意義が與へられたが、國際社會の成立以後には、これに反して、それに法律の意義が與へられ、道徳的意義をそれに與へることは、却つて等閑に附せられた。例へば、前の時代には、(ローマ時代には、國家間に條約が存しても、ローマは、自ら欲した限りに於いてその條約に従つたといふやうに)、未だ國際法の成立がなかつたから、國家相互の間の交渉は、専ら當事國を支配した道徳、即ち當事國が自らに對し

て守らなければならぬとした社會的規範意識にのみ従つて處理せられたが、(但し、實際上、これがしばしば道徳違反であつたことは、別論である)、これに反して、後の時代には、(近代においては、條約が一度國家間に成立すれば、その内容の當否に拘らず、唯條約である故に、従はれたやうに)、既に國際法の成立を見たから、右の交渉は、當事國が他に對して守らなければならぬとした社會的規範意識、即ち當事國を支配した法律に従つて處理せられた。(但し、これが、實際上、しばしば法律違反であつたことは、別論である)。現在の國際社會における國家相互の關係は、尙、この情況にあるといはれ得る。人々は、そのために、外形乃至結果のみに拘泥し、かくて内心乃至動機を重んずることは、案外に輕視せられた。ところで、今、現在の國際社會における國家相互の如き關係に、人々がもしできるだけ道徳的意義を與へようと努力するなら、その効果としていつの日かの將來において生ずる著大な現象は、そこに法律のみでなく、又道徳のみでなく、これらの二の混融乃至合體したものが行はれることでなければならぬ。しかるに、法律と道徳とが混融乃至合體すれば、道義を生ずる。即ち、將來における國際社會は、たとひそこに法律乃至道徳が分離したままに行はれるとしても、全體としては、道義的色彩を呈するものでなければならぬ。

四

國際社會における國家相互の關係に與へられるべき道義的意義といふにいはゆる道義の概念及びその道義的意

義の生成過程に關しては、尙、少しくその解明を加へる必要がある。このことは、國家相互の間に道義的意義を與へることが、從來、未だ經驗せられなかつた新しい現象であるといふに止まらず、大東亞共榮圈の建設において指導的地位に立ち、東洋の興隆の中心勢力となるべき日本が、支那事變以來、あらゆる機會に東亞殊に大東亞共榮圈にはゆる道義的秩序を建設すべきことを高唱し、又日華基本條約及び日滿華共同宣言も、この秩序の建設を明記し、これが將來の國際社會殊に大東亞共榮圈において必ず顯現するべく約束せられてゐることに照して、自明でなければならない。

先づ、道義の概念から、私の究明を始めよう。道義は、既に右にも言及したやうに、法律と道徳との混融乃至合體した場合に生ずるものであるから、その本質を明確ならしめようとするれば、法律及び道徳、もしくは一般に社會的規範意識の概念にまで溯らなければならない。

法律及び道徳がそれぞれ相互律及び獨自律の必從的拘束性を帯びるに至つたものであること、そして相互律及び獨自律のそれぞれ團體乃至個人が他に對し及び自らに對して守らなければならないとする社會的規範意識であるについては、私は、既に他の機會において、しばしばこれを述べてゐるから（例へば、拙著、行政）、ここにはその論述を省きたい。道義が法律及び道徳の混融乃至合體した場合に生ずるものであるとすれば、それが社會的規範意識に屬し、且相互律及び獨自律の混融乃至合體した場合に生ずるものに屬することは、疑はれ得ない。

相互律は、團體乃至個人が他に對して守らなければならない規範に關する社會意識であるから、それは、おのづから、團體乃至個人の相互關係を正當ならしめる規定を立てるものであり、従つて又、たとひ内心を問題としても、結局は、外形律であるといはれ得るが、これに反して、獨自律は、團體乃至個人が自らに對して守らなければならない規範に關する社會意識であるから、それは、おのづから、團體乃至個人をして自己を誠真ならしめる規定を立てるものであり、従つて又、たとひ外形を問題としても、究極は、内心律であるといはれ得る。そこで、次ぎのことが、いはれ得る。相互律は、外形律であるから、それは、結果律の外に動機律を含むが、しかし大體において結果律と合致し、そして獨自律は、内心律であるから、それは、動機律の外に結果律にも互るが、しかし、大體において動機律と合致する。相互律及び獨自律、外形律及び内心律、並びに結果律及び動機律の三對立は、それぞれ、極めて近似して一は他に代位するに足るが、しかし、嚴密にいへば、必ずしも全く合致しない。（但し、實際上、これらの對立における前三者は、しばしば、同一であるとして取扱はれる）

道義は、社會的規範意識に屬して相互律及び獨自律の混融乃至合體した場合に生ずるものであると、右にいへれたが、これを一層嚴正にいへば、結果律と動機律との混融乃至合體した場合に生ずるもの、切言すれば、結果律と動機律とが合體して必從的拘束性を帯びるに至つたものとしての社會的規範意識に外ならない。唯、結果律及び動機律と相互律及び獨自律との關係は、上述の如くであるから、それは、法律及び道徳の混融乃至合體した

場合に生ずるもの、もしくは實に法律及び道徳の合體したものといはれるに過ぎない。道義の本質は、右の如くであるから、それは、もちろん、法律及び道徳の兩域に跨つて存するが、しかし、精密にいへば、法律の領域にも存し、又道徳の領域にも存し、決してこれらのものの單なる總計でない。それは、實に法律及び道徳を包攝して、これらを完全にするものである。この意味において、道義は、法律及び道徳よりも、一層高次の社會的規範意識であるといはれ得る。

道義の概念をかく解明して、さてその次に、國際社會における國家相互の關係に與へられるべき道義的意義について、その生成過程を究明しよう。

國際社會における國家相互の關係に、從來、法律的意義が多く與へられたこと、そしてそれ故に、今日以後において、これとは別に、これにできるだけ多くの道徳的意義が與へられるべきことは、既に前にこれを見た。國際社會における國家相互の關係に將來多くの道徳的意義が與へられることは、國際社會が將來家の如きものとなる以上、そしてそれがかくなることは、八紘爲宇の理想が先づ大東亞共榮圈乃至東洋に、そして遂に世界に、別言すれば、全地社會に現實化する可能性を有つ以上、けだし必然である。國際社會における國家相互の關係に、法律的意義が與へられるとともに、道徳的意義が與へられれば、それに遂に道義的意義が與へられることは、法律及び道徳と道義との關係が右に知られた如きものである以上、自明である。

そこで、目前の問題乃至經過的問題は暫く措き、國際社會における國家相互の關係に道義的意義が支配的に與へられるに至る過程について語るなら、それは、次ぎの如くでなければならぬ。即ち――

(イ) 國家相互の關係には、法律的意義の與へられたもの外に、道徳的意義の與へられたものが存し、そして次第に道義的意義の與へられたものが、それらと並んで多く存するに至ること。

(ロ) 國家相互の關係に法律的意義の與へられたものが道義化し、又道徳的意義の與へられたものも道義化し、かくて、次第に、法律的乃至道徳的意義のみが與へられたに止まるものよりは、道義的意義の與へられたものが多く存するに至ること。

國際社會における國家相互の關係に條約その他に依つて道義的意義が支配的に與へられること、約言すれば、それらの間に道義が支配することを、國際社會に道義的秩序が實現せられるといふ。同様に、右の關係に法律的意義乃至道徳的意義が支配的に與へられることを、(但し、ここに法律的意義といふにはゆる法律には、實定法が含まれる)、そこにそれぞれ法律的乃至道徳的秩序が實現せられることをいふ。國際社會には、かくて、從來主として法律的秩序乃至道徳的秩序が成立したが、この後次第に道義的秩序が實現せられるに至る。いはゆる秩序が生活の齊一性乃至安定性(行爲の常規性)をいふことは、既に前章においてこれを述べた。

家には主として道徳的秩序が支配し且僅少なから法律的秩序も支配してゐるが、しかし、このために道義的秩

序がそこに支配するに至ることも、決して稀ではない。(唐律に従へば、弟妹が兄姉を罵つた場合には、杖百、伯叔父母を罵つた場合には、徒一年、父母乃至祖父母を罵つた場合には、絞罪に處せられたといふ。家において行はれたものは、必ずしも道徳のみではなかつた)。けれども、國際社會に道義的秩序の實現せられるに至ることは、もちろん、一朝一夕の努力の克くするところではないから、それへの道程において、そこに道徳的秩序を實現することの努力が必要とせられる。このことは、大東亞共榮團の建設に關しても、もちろん、さうでなければならぬ。國家相互の間に道徳的秩序を實現するためには、家の精神に則することは必要である。大東亞共榮團の國家相互の間に道徳的秩序を實現するためには、關係各國家は、從來の如くに、條約上の義務を他に對して守るべきもの即ち法律義務としないで、却つて自己に對して守るべき義務、即ち道徳的義務とすることを、先づ擇ぶべきであらう。(日滿華の三國が、自己の義務を聲明の形式において内外に發表し、恩義と友情とを語り、相互に禮讓の限りを盡くしてゐるのは、その事例とせられ得る)。これが大東亞共榮團に偉大な、しかも西洋的でなく東洋的な、特色を與へるものであることは、けだし、言ふを俟たない。

全地社會、否、大東亞共榮團の範圍における局地社會に、もしくはこれを一層局限していへば、國際社會、否、大東亞共榮團における國家相互の間に、家の如き構成を與へる仕方は、以上の論述を離れて、別に想定せられ得ない。尙、家の構成の主義乃至要件を、社會の構成乃至國家相互の關係に移す場合に、家の構成の場合に見られ

る例へば家庭主義及び家系主義・小家族主義及び大家族主義・個人制度及び家族本位制度なども、一定の限度において、社會の構成乃至國家相互の關係にも援用せられ得るべき筈であるから、その援用の結果を詳細にして、利害得失を明確にすることは、有意義であるが、これには、具體的考究が伴はなければならぬに拘らず、今の私には、その餘力がないから、これを措く。

社會乃至國家相互の間に、家の如き構成を與へることは、そこに家の親愛を支配せしめるための最も基礎的な方法でなければならぬ。社會乃至國家相互の間に家の親愛を支配せしめるためには、もちろん、そこに先づ第一に家の精神が普及しなければならぬが、しかし、これは、この精神の單なる鼓吹に依つてよりは、社會乃至國家相互の間に、家の如き構成を與へた場合に、堅實且健全に馴致せられるものでなければならぬ。けだし、單に家の精神を鼓吹しても、これは、社會乃至國家相互の間に、家の如き構成がない場合には、そこに根を下して、親愛の花を咲かすことができないが、これに反して、そこに家の如き構成が與へられさへすれば、これは、家の精神を芽生えしめるから、親愛の花の咲くことも、おのづから可能となるからである。けれども、社會乃至國家相互の間に、家の如き構成を與へるためには、もちろん、一定の限度において家の構成に關する主義乃至要件をそれに移すに止まらず、同時に家の精神の援助を借らなければならぬ。殊に國際社會に道義的秩序を實現する場合において、さうである。國際社會に道義的秩序が實現するためには、國家相互の關係に道徳的意義が與

へられなければならないこと、そしてこの道義的意義が家の精神の發揮を目標として與へられるべきことは、既に右にこれを述べた。さて、國際社會に家の如き構成が成立し且家の精神の自覺が生成すれば、そこに漸く家の親愛が支配し、そして社會は、家の如くなる。大東亞共榮圏は、八紘爲宇の理想の實現に依つて、この家の如くに確立せられなければならない。大東亞共榮圏において、日滿華の人々殊に要路にある人々が、或は日滿の關係を親子の關係に比し、又日華の關係を兄弟に比することのあるのは、そこに早くも家の精神への自覺が生成し、そしてこの援助の下に漸く家の如き構成が成立しつつあることの證左であるから、祝福に値する。

八紘爲宇の理想は、日本において建國の精神であるから、日本の人々は、極めて自然にこれを理解してゐるが、しかし、多くの國の人々は、容易にこれを理解し得ない。けだし、多くの國にあつては、人々は、或は個人制度の下に家の結束を忘れ、或は家族本位制度の下にあつても、對内的に同族の内部においては結束するが、對外的に同族の外部の者とは結束せず、従つて社會乃至國家に家の結束を擴充しないからである。(かれらの或者は、往々にして、八紘爲宇の理想を世界征服の野望と誣ひるが、これは、全く、かれらが、家の親愛を知らず、もしくはこの親愛の意味を知らないために、家の親愛を社會に支配せしめることを虚偽とするに外ならない)。元來、家の親愛は、自然の情であるが、その意味は家族全般の生々發達を約束することにあるから、この生々發達の大義に立脚しなければならない。八紘爲宇の理想は、本來、共同祖先を有つ社會を前提とせず、却つて共同目的の實

現を内容とする。この共同目的の實現は、即ち、わが國の肇國の精神たる「むすび」、「いやさか」、別言すれば、人類全般の生々發達の實現に外ならない。人類全般の生々發達の實現は、もちろん、世界的原理であり、同族乃至一國家の私するべきものではない。八紘爲宇の理想は、かくて、大東亞共榮圏を家の如く結束せしめようとするものであるが、しかし、やがてはそれを通じて、全地社會における國家の機械的集合、別言すれば散沙的國際社會にその大義を布くことを得るであらう。

五

大東亞共榮圏以外の國際社會における國家相互の關係に、たとひ將來多く道義的意義が與へられるに至るとしても、尙、そこに道義的秩序が實現せられ得るか否かに關しては、審議が必要であるが、今は希望をも交へてこれを肯定して考究を進める。久遠の昔から今日に互つて考へれば、人類社會には、はじめ法律とも、道徳とも、否その外に宗教とも見定められ得ない、従つて、これらのものすべての萌芽とも見られ得る社會的規範意識が長く支配し、そしてその後、それから道徳が分岐し、法律(實定法も含められる)が分岐し、そこに次第に必從的拘束性を弱めた宗教が尙道徳及び法律と結びついたままに残存して今日に及んだといはれ得るべく、又今日から永劫の未來に互つて考へれば、將來は、先づ法律が、及び次に道徳が、その必從的拘束性を失つて、最後に宗教のみが長く支配するといはれ得るであらうが(拙著、行政機構の、このことは、當面の問題の考究に直接に關係

するところがないから、ここにこれを措く。ここに重要なことは、國際社會には、從來、法律的秩序が支配し——たとひ最初道義的秩序が支配したとしても、その後、國家相互の間の關係に主として法律的意義が與へられ——そして今日に及んだが、しかし、現代は變革期であるために、そこに次ぎの異變が見られるといふことである。今日以後においては、法律が理想法に席を譲り、かくて國際社會に法律的秩序の支配することが停止すること、そしてその代りに國家相互の關係に道義的意義が漸く多く與へられて國際社會に道義的秩序の成立する可能性が必然的に大となること、かくて、その後に分道義的秩序が實現せられるに至るが、しかし、そのためには、少くともその前に、道義的秩序と相並んで法律的秩序の成立を見なければならぬことは、即ちそれである。

國際社會を家の如きものなら、めるためには、そこに道義的秩序の確立せられる必要のあることは、もちろんであり、そしてそのために努力することは決して惜まれてはならないが、しかし、この努力に依つてそこに道義的秩序が成立したとて、これは、もとより國際法の問題ではあり得ない。國際社會に國際道義でなく國際法が成立したとして問題とせられるのは、だから、更にこの後この道義的秩序と相並んで、法律的秩序がそこに確立せられたときでなければならぬ。(ここに法律的秩序が確立せられるとは、既に第一章に究明せられたやうに、國際社會に先づ實定法が、そして次ぎに法律が通用するに至るまでのことをいふものである)。これが、更にその後道義的秩序となつても、その國際法の問題たる性質を廢するものでないことは、もとよりいふまでもない。

國際社會に新しい國際法の成立するのは、曩に第三章に知られたところに従へば、先づ大東亞共榮圈の範圍に初まり、そして漸次に世界に及ぶ。従つて、國際社會に道義的秩序の實現せられることも、先づ大東亞共榮圈に初まり、然る後に全世界に及ぶといはなければならない。

國際社會に新しい國際法が成立し、且道義的秩序が實現せられるに當り、この現象が先づ大東亞共榮圈の範圍に初まり、次ぎに全世界に及ぶのは、もちろん、大東亞共榮圈内の國際社會と全世界の範圍における國際社會とが、それぞれ、新しい國際法の成立する以前に、既にその現實の情況を異にするに由來するものでなければならぬ。ところで、かくの如き情況を異にすることが、何に由來するかといふに、これは、もちろん、世界に新たに數個の廣域勢力圈、従つて大東亞共榮圈を生じたために外ならない。即ち、歴史的必然性は、現代の變革期において世界に廣域勢力圈を對峙せしめたが、しかも、その際、第二次世界大戰が勃發するに至つたために、大東亞共榮圈の内部においては、舊來の法律的秩序がそれほど破壊せられない上に、道義的秩序も新たに成立し易い情況にあるが、これに反して、世界の範圍における廣域勢力圈相互の間もしくはこれらの多くのものの國家相互の間には、(例へば、中南米諸國家は、これを除いてもよい)、既に舊來の法律的秩序が大方破壊せられ、且道義的秩序も成立しにくい情況にある。そこで、現代に理想法が高揚せられても、大東亞共榮圈の範圍内と全世界との間に、おのづから、新しい國際法の成立や道義的秩序の實現に關して、右の如き遲速を生ずる。

國際社會に新しい國際法の成立することは、先づ大東亞共榮國の範圍に初まるといつても、それが事項的に漸次に増加し、體系化するまでには、相當の年月を必要とするであらう。これを全世界を範圍とする國際社會に於いていふなら、尙更でなければならぬ。だから、その間は、全世界を範圍とする國際社會には、理想法が論議せられるに止まり、廣域勢力圏の内外における國家相互の間、もしくは廣域勢力圏と國家との間に、多少の法律乃至實定法が行はれる以外には、原則として法律乃至實定法がなく、(概してこれをいへば、その新たな成立も亦少なく)、そしてその代りに、廣域勢力圏殊に國家が自らに對して守らなければならない規範に關する社會意識即ち道徳が通用するであらう。即ち、この時期は、國家相互の關係に道徳的意義が支配的に與へられ、そして國際社會に漸く道徳的秩序の成立する時期である。但し、このことが、國際社會に道徳違反の存しないことを意義するものでないことは——既に前にも見られたが——もとよりいふを俟たない。

國際社會は、かくて、直近の將來においては、多分、道徳的秩序の生成に依つて特色づけられる。國際社會を廣く全世界の範圍においていつても、狭く廣域勢力圏の範圍に限つていつても、これは、同様である。けれども、この時期において、國際社會——といつても、殊に廣域勢力圏内の國際社會——には、道徳の外に、法律(實定法を含ましめる)が多少行はれ、理想法が論議せられることは、右に指摘せられた如くであるから、これらの法律乃至理想法の論議が、次ぎの時期において法律的秩序乃至道義的秩序の成立に寄與することは、いふを俟たな

い。殊にその理想法の論議は、次ぎの時期における法律的秩序の實質を形成するに至るべく、従つて又、次ぎの時期における法律的秩序の實質は、それに先驅する理想法の論議の推移に依つて、大方推知せられ得る。このことは、近世の自然法理論と近代の實定法の實質とを對比して、これらのものの關係を、検討する場合に、そこに類例が認められ得るから、尙更、力強いはれ得なければならぬ。

國際社會において經驗せられるであらう直近の將來における理想法の論議とその次ぎの時期における法律的秩序とは、かくて、極めて緊密な關係に立つが、さて、この法律的秩序がいかなる特色を帯びつつ漸次に道義的秩序に進むであらうか? このことは、これを世界的にいへば尙遠い將來に屬することではあるが、日本・滿洲・支那・タイなどが今日大東亞共榮國に道義的秩序の建設に努力してゐる關係上、特に注意せられるに値する。

道義的秩序の成立が、法律的秩序の外に、道徳的秩序の成立をも前提すること、及びそれがこれらの兩秩序における結果律と動機律との合體に依つて實現せられ得ることは、既に前にこれを述べた。即ち、道義的秩序は、かくの如き意味において、法律的秩序と道徳的秩序との合體に外ならないから、その建設のためには、次ぎの如き方法が採られなければならない。

(一) 法律に道徳の特色をも移入すること。かくて、例へば、條約に、從來の如くに權利本位の思想を織込む外に、義務本位の思想をも取入れ、もしくは前者の代りに後者を多く取入れること。

(二) 法律を道徳に依つて裏づけられること。かくて、例へば、國家の條約上の義務の履行は、條約に強制方法を定める方法に依つてでなく、却つて國內法に責任方法を定めしめる方法に依つて、これを確保すること。

(三) 法律の代りに道徳に依存すること。かくて、例へば、國家の義務をば、條約ではなく、協議に依つて定め、自發的にそれを中外に聲明し、國內法の力を藉つて、それを履行すること。

以上の中で、(三)は全く、及び(二)は部分的に、國際法の埒外に出た問題であり、只(一)のみがその埒内における問題である。このことは、國際社會において、法律の秩序が道義的秩序に進むに當つて、漸次にその支配する領域を狭少にしてゆくことを示すものでなければならぬ。しかも、その際、(二)及び殊に(一)がこれを示すやうに、國際法の基調も、それに伴つて、著しく道徳化せられてゆくことは、亦、おのづから明白である。(このことは、社會が正義社會の法律から信愛社會の道徳へ進むことと相照應するから、興趣が深い)。

國際社會において道義的秩序の實現せられることは、多分、相當に遠い將來のことに屬するべく、そしてこれは、大東亞共榮圈の範圍について考へても、亦、同一にいはいはれるであらう。國際社會において、否、大東亞共榮圈の範圍においても、その十全に建設せられるには、絶大な努力が必要とせられるであらう。けれども、それにも拘らず、既に前に知られたやうに、國際社會に遠くない將來において成立するであらう法律の秩序は、然るに道義的秩序に進むべきものであり、又日本は、中華民國・滿洲國・タイ國などとともに、現實にこの道義的秩

序を大東亞共榮圈の範圍において建設しようと努力してゐる。そこで、人々は、將來の國際法、否、實に理想法の論議の行はれる現代乃至その以後の時代における國際法を考へるに當つても、これを道義的秩序への展望において想定することを絶對に必要とする。

國際社會に、もしくは大東亞共榮圈に、將來、道義的秩序が建設せられるものとして、それへの展望において理想法としての國際法の特質を規定するなら、それは、西洋精神と東洋精神との辯證法的統一に歸趣するといはれ得るであらう。その際、前者よりは後者の、殊に日本精神の特色を優越せしめることは、既に第三章においてこれを明かにした。(問題は、その國際法の一層具體的な展開にあるが、これに關しては、私は、第六章において言及するであらう)。そこで、かくの如き國際法を想定するに當つて、最も重大なことは、日本の八絃爲宇の理想のそれに及ぶ影響の吟味である。かくて、私は、上來、家の構成を究明し、そしてこれが國際社會における國家相互の關係にいかに移され得るかに論及したが、その際、到達せられた論定は、結局、國際社會において將來生ずる顯著な變革が、國家相互の間に先後的關係が内實的にも表見的にも成立すること、法律乃至道徳の外に若干の道義が行はれ、そしてこれが漸次にその廣深度を加へるといふことであつた。(尙、因みにいふ。日本の八絃爲宇の理想は、國際社會における國家相互の關係の全般に互るものであるから、その影響は、もちろん理想法としての國際法のみに限らず、この國際法の埒外にも及ぶが、しかし、それが大東亞共榮圈の理想國際法、延い

ては全世界の範圍における理想國際法に具體的形態を與へるに至ることは、疑はれ得ない。

現代においては、右に見られたやうに、たとひ若干の道義が行はれるとしても、これは、法律の行はれることよりは少く、道德の行はれることに比しては、遙かに少い。だから、少くも今日以後の國際社會における國家相互の關係は、實際的には、道德的意義を與へられるに止まるといはれてよい。(但し、このことが、現實に道德違反のないことを意義しないことは、前にいはれた如くである)。現在の國際社會における現象——例へば、多くの國家が、必ずしも條約違反を意としないで、只道德違反を恐れてゐるといふ事實——も、これを裏書してゐるかに見える。けれども、現代の今日、たとひ國際社會に、道義の行はれることが少いのみでなく、法律の行はれることも少く、むしろ道德が論議せられ且行はれてゐるとしても、理想法の討議の現實に行はれつつあることも、亦、もとより認められなければならない。理想國際法の討議のかくて漸次に高揚するのは、國際社會にやがて法律(乃至實定法)の行はれる時期が到來するからである。

現代において理想法が高揚することは、直ちに實定法乃至法律としての國際法の全く凋落し去ることを意義するものではない。一般的にいへば、變革期においても、條約の成立及び效力に關する國際法は、存続するであらうし、又その他にも、例へば國家承認もしくは外交使節に關する國際法は、そのままに存続するであらう。(尤も、今次の變革期において、これらの國際法が果して存続し得るか否かに關しては、更に仔細に考究するを要す

るから、第六章にこれを讀むこととしよう)。只それにも拘らず、これらの國際法は暫く措き、現代においては、多くの國際法は、必ず凋落する。但し、國際法の凋落は、もちろん、その社會的規範意識たるを廢することを意義しない。けだし、これらの實定法乃至法律としての國際法は、たとひその必從的拘束性を失ひ、従つて國際法たることを廢しても、最初の段階においては、多分、可從的拘束性を有つ社會的規範意識として存続するであらうからである。現に、それらが、今日においても、尙、學者乃至實際家に依つて問題とせられてゐるのは、それらがこの程度の拘束性を有つてゐるに由來するともいはれ得よう。けれども、さうはいつでも、國際法の凋落は、皆この程度に止まるのでは決してない。從來の實例は、このことを雄辯に物語つてゐる。現に、今日においても、既に戰爭に依つて國際交通が途絶した結果、そして多くの條約が舊時代の體制である故に蹂躪せられてゐる結果、相當に多くの國際法は、只過去の記憶としてのみ存し、現實に消失し去つたといはれ得るであらう。少くとも、ヴェルサイユ體制を繞る多くの國際法に關しては、さういはれ得る。否、それどころか、今日において、過去の國際法が右にいはゆる可從的拘束性を有つ社會的規範意識として殘存してゐるとしても、戰爭が更に長期に繼續して、社會の情況がその適用を許さないやうになれば、それらは、可從的拘束性をさへ失つて、全く社會的規範意識たることを廢するに至るであらう。それらは、正規に改廢せられない限り、或は記録に存続することもあらうが、しかし、過去の殘骸として、只影法師的存在を有つに止まるであらう。

現代がこの後の経過においてかくの如き現象を現出したときに、その理想法の高揚する時代であることが、極めて明確に識認せられ得る。もちろん、この時期においても、一方においては、國際社會に若干の道義が行はれ、且、多少の實定法乃至法律としての國際法も新たに成立し、そして主として道徳的意義が國家相互の關係に與へられてゐるであらうし、又他方においては、過去の實定法乃至法律としての國際法が若干存続し、且その名残りである可從的拘束性を有する社會的規範意識も、相當に多く儼存してゐるであらう。けれども、それにも拘らず、現代のこの時期において、國際社會において最も重大な意義を有ち、従つて又最も多く論議せられるのは、理想法としての國際法であらう。まさに、この意味において、現代においては、理想法が高揚し、そして右に知られたやうに、從來の國際法が影法師的存在となり、従つて研究の現代的意義を失ふから、ここに國際法の實體が轉換して、右の理想法が國際法といはれ、國際法學の名の下に理想國際法が理解せられるに至るのであるが、このことは、既に第一章においてこれを述べたところであるから、もとよりここに再び贅するまでもない。

六

現代が理想法の高揚する時代であるに拘らず、右に知られたやうに、そこに尙若干の實定法乃至法律たる國際法が從來のままに残續し、しかもそれに加へて、新たに多少の實定法乃至法律たる國際法が生成する可能性が存

するから、ここに、あへてこれらの新舊の現實の國際法といはず、一般に實定法乃至法律たる國際法の成立形式並びにその國際社會に對する關係が、根本的に明確にせられる必要がある。況んや、既に前に知られたやうに、道義的秩序の支配がたとひ遠くとも、理想法の高揚する時代たる現代に續いて實定法乃至法律としての國際法の支配する時代がやがて必然に到來するから、それらが考究に値することは、いふを俟たない。

(一) 先づ私は、實定法乃至法律としての國際法の成立形式を解明する。

實定法乃至法律としての國際法は、西洋においては、近世以後に成立したが、しかし、その淵源としての國際慣習乃至條約の成立が遠く古代に溯ることは、既に第一章においてこれを述べた。國際慣習及び條約の中で、前者はこれを措き、ここでは、私は、單に問題の多いそして又主要な後者のみについて語るであらう。

條約が古代の昔より締結せられたのは、その締結に一定の効果が期待し得られたからである。條約締結のこの効果は、條約の意味を解釋する學問の用語例上、權利乃至義務といはれるが、その物體は、人的乃至物的の給付に外ならない。條約の効果の期待せられ得ることは、これを條約の效力といふこととする。

條約の效力は、これを締結する者、即ち當事國家の間に、これを遵守せしめようとする意思（もしくは殊にこれを遵守しようとする意思）が、存在することに依從する。そこで、條約の效力の發生には、一方においては、當

事國家(即ち對手國乃至自國)の實力の充分に強大であることが前提せられ、そして他方においては、その條約の公的目的の達成を害しないことが前提せられなければならない。ここに公的目的の達成とは、これを嚴格にいへば、人類全般の生々發達を實現するといふ目的の義であるが、しかし、古代の國家間における條約に即してこれを卑近に理解すれば、當事國家の双方乃至その所屬員の幸福をいふ。條約の效力の前提を爲すこれらの二の要件の中で、前者は、當事國家に條約を遵守する義務感情乃至意識を發生せしめる可能性を有し得ないが、後者は、この感情乃至意識を當事國家に發生せしめる可能性を有つ。そこで、條約について義務をいひそしてこれに伴つて權利をいふ場合には、この後者のみを問題とし、そしてこの後者が缺損してゐる場合には、その條約の遵守せられるべき義務、従つてこれを強要する權利の缺損することさへが、論斷せられ得る。條約には、かくて、一般的觀點からして是認せられるべき何らかの理由の存する場合の外には、當事國家の一方の利益に他方の過重な負擔を伴はないことは、必須の有効條件であるとせられる。

條約を遵守する義務感情乃至意識は、もちろん、條約の效力ではあり得ないが、しかし、それは、條約の文言にその發生を明記しなくとも、條約が公的目的の達成を害しない限りは、當然に成立する。條約の效力の發生に影響を與へるこの義務感情乃至意識の内容は、即ち、*pacta sunt servanda* に外ならぬ。

元來、*pacta sunt servanda* は、それが當事國家の義務意識から遊離して考へられる限り、當事國家の條約締

結能力や能動的主體性ととも、條約の締結に論理的に豫想せられるものであるとも爲され得るから、諸條約を統一的に認識するための論理的原則、乃至は規範的認識の先驗的統一的原理もしくは假設であるともせられ、又、暗黙に條約の締結の際に當事國家に依つて承認せられたものであるとも爲され得るから、國際法關係の形成を制約する統一的契機、乃至は條約の通用性もしくは效力の關聯を統一的に理解するための規範的意味であるともせられ、そしてその際、規準乃至規則との混同において、しばしば根本規範と呼ばれてゐるが、しかし、これらの見方は、決して正當でない。ただし、*Pacta sunt servanda* は、現實に當事國家の有つ義務意識の内容として存するから、たとひ對象論的に規準乃至規則といはれ得るとしても、決して規範といはれるべきものでなく、又、條約乃至條約締結行為に現實に效力を與へる實在的性質を有するから、たとひ認識に統一を與へるとしても、決して認識論的に假設といはれるべきものではないからである。

Pacta sunt servanda は、かくて、決して規範論理的な妥當性の附與としての意味・規範・原則・原理・乃至假設などではなく、却つて心理的に、現實に、當事國家の規範意識の中に存し、詳言すれば、條約上の諸種の義務を履行する意識とともに、いはばそれを支持する根本意識として、當事國家に依つて有たれてゐるものである。それは、一定の見方においては、諸條約に認識論的統一乃至存在論的統一を與へるとせられ得るとしても、ここではかくの如きは、問題でない。(少くともここでは、條約履行の義務意識の理解が目的であり、國際法一般の統一

的理解が目的でないから、それは、當然に義務意識内容乃至現實的根本意識として問題とせられる。

條約が當事國家の義務意識に依つて伴隨せられたときに、この義務意識乃至その伴隨は、條約の意味を解釋する學問の立場から、これを條約の羈束力といふこととする。條約の羈束力は、當事國家がこれを強要する實力を有つ場合にも成立するが、しかし、それよりも一層確實に、當事國家がこれを遵守する義務意識を有つ場合に成立する。そこで、私は、ここでは、暫く後の觀點において、條約の羈束力を問題とする。

條約の羈束力は、右の如くに、當事國家がこれを遵守する義務意識を有つことに依つて成立するが、しかし、それは、當事國家以外の者が當事國家の條約の履行を當然であると爲す場合に、一層有力に成立する。ここにはゆる當事國家以外の者は、當事國家以外の國家であることを典型的な事例とするが、又、時としてはその以外の者、例へば民族・一定地域の住民・教團・産業團體など、否時としては個人であるを妨げない。このことは、結局するに、條約の羈束力が、當事國家の右の義務意識の外に、社會的規範意識が伴隨する場合に、一層強化することをいふものに外ならない。條約に羈束力を與へるこの社會的規範意識は、條約上の義務を履行するが當然であるとす意識であり、それが *pacta sunt servanda* を現實に内含するものであることは、もとよりいふまでもない。(條約の羈束力とその效力とは、概念上、同一でないが、しかし、前者が強まれば、後者も、亦、強まる)。

條約が社會的規範意識の伴隨を得るのは、それが當事國家のみに局限せられたもの、即ち完結的乃至閉鎖的な

ものであるよりは、その以外の者にも影響するもの、即ち交渉的乃至開放的である場合に、通常である。條約が交渉的乃至開放的であるとは、その條約が——當事國家の合同行爲もしくは契約であることから——必然的に當事國家以外の者に交渉を生ずるか、もしくはこれらの者の加入を認めるが如き場合をいふ。かくの如き場合には、條約は、當事國家以外の者の利害にも關係するから、それに社會的規範意識が伴隨し易い。

社會的規範意識は——社會的規範意識そのものとしての特質に基づいて——それ自身の拘束力を有する。このことは、既に前に第一章においてこれをいうた。社會的規範意識に可從的拘束性を有するものと必從的拘束性を有するものとの二があり、そして後者に、自らに對して守らなければならないとするもの即ち道德と、他に對して守らなければならないとするもの即ち法律との二が存することも、亦、既に同章においてこれをいうた。

條約の義務は、本來、當事國家が相互に他に對して守らなければならない義務ではあるが、しかし、條約が完結的乃至閉鎖的に成立するときには、たとひそれに伴隨して社會的規範意識が成立しても、この社會的規範意識は、その義務の履行を當事國家に一任して、當事國家の自らに對して守らなければならない義務と爲し、これに反して、それが交渉的乃至開放的に成立するときには、その義務の履行を當事國家に一任しないで、これらの者のそれぞれ他に對して守らなければならない義務とすることが多い。このことは、條約そのものが、公的目的の達成に重大な關係を有ち、殊にこれを締結する者即ち國家が、公的使命を有つ者別言すれば人類全般の生々發達を實

現する使命を帯びる者であることの明確化する場合に、一層顯著でなければならぬ。ただし、條約の重大性並びにこれを締結する國家の公的性質が明確化すれば、關係社會の輿論乃至國家の權力も、條約の拘束力に無關心であり得ず、従つて社會的規範意識の拘束力も、亦、おのづから強化せられるからである。しかも、右の社會的規範意識が可從的拘束性でなく必從的拘束性を有つのは、後にも言及せられるやうに、社會の範圍が擴大化することにも依るが、しかし、最も直接には、社會が變革期でなく安定期にある場合に、見られ得る。ただし、この輿論乃至權力そのものは、安定期には集成して大なる影響力を有つに反して、變革期には霧散してこれを失ひ易いから、それに依つて強化せられる社會的規範意識も、これらの二の時期に従つて變動があり、そして變革期においては、その社會的規範意識であることをさへ廢することがあり得るからである。

かくて、條約に實定法乃至法律がいかなる場合に伴隨するかは、以上に依つて闡明せられた。條約に伴ふ實定法乃至法律は、即ち一定の社會的規範意識としての條約國際法に外ならない。

(二) 次ぎに私は、實定法乃至法律としての國際法と國際社會との關係について解明する。但し、實定法乃至法律としての國際法といつても、それにおいて條約國際法のみを見ることは、前に等しい。

條約國際法といふにはゆる國際法は、通常、國家相互間の法律——暫く實定法をもこれに含ましめていふ——として理解せられてゐるが、しかし、その實體は社會的規範意識であるから、嚴正にいへば、社會即ち國際社

會の法律であると爲されなければならない。いはゆる國際社會の法律は、「くに」(邦)相互間の法律の義である。國際社會は、通常、國際法團體もしくは一層嚴正にいつて國際法共同體 (Völkerrechtsgemeinschaft) と稱せられてゐるが、これに關しては、尙、後にこれをいふ。

國際法を國家相互間の法律としてでなく、「くに」相互間の法律として理解することは、國際法の性質を明確にする上に重大な意義を有つ。國家(State)は、合同的人類的個體の主なものとしての團體 (association) であり、そしてこの團體の中でも最も強力且典型的なものであるが、「くに」(Country)は、一切的人類的個體の重疊的共存たる社會 (Community) の限局せられたものとしての局地社會であり、従つてその中には、常に國家のみならず、他の團體乃至合同的人類個體 (例へば、教團・國際委員會など)、否實にその他の人類的個體 (例へば民族・一定地域の住民など) をも包含する。國家は地域團體であり、そして「くに」も地域社會であり、しかも二者は、一方の擴大乃至縮少が他方の擴大乃至縮少を招來する傾向を有つから、相互に混同せられる。けれども、二者は、その實質において根本的に相異なるから、差別せられなければならない。もちろん、國家は、「くに」における最も顯著なものであり且他の人類的個體のすべてにその力を及すものであることに依つて、「くに」を代表する意義を有つが、しかし、それとこれとは、別論である。即ち、國家と「くに」とは、差別せられなければならないから、國家相互間の法律と「くに」相互間の法律とは、亦、必然に差別せられなければならない。

今、私は、このことを一層明確にするために、更に次ぎの解明を附加することとしよう。

(二) 先づ國家は、一切の團體がさう爲し得るやうに、只自己の所屬員のみを拘束するに止まる規則を發布し得るが、かくの如き場合に、その所屬員間にのみ限つてそれに基づいて必從的拘束性を有つ規範意識が成立すれば、この意識は、それが相互律である限り、これを規約的(閉鎖的)法律乃至實定法としての國內法と稱することが出来る。(いはゆる *ubi societas, ibi ius* 「社會あれば法律あり」は、恐らくは、社會を團體と混同して、團體の存するところ、そこにこの規約的法律乃至實定法があることをいつたものであらう)。けれども、國家は、他の多くの團體と異なつて、通常、その所屬員以外の者をも拘束する規則を發布するから、その所屬員とその以外の者とに拘らず、國家の存する「くに」における一切の人類の個體の間に、通常、右の規則に基づいて必從的拘束性を有つ社會的規範意識を生ずる。この意識は、それが相互律である限り、これを公定的(開放的)法律乃至實定法としての國內法と名づけることができる。

(二) 次ぎに國家は、他の國家との間に、只當事國家のみを羈束する條約を締結することを得るが、この條約に基づいて、當事國家の間に必從的拘束性を有する社會的規範意識が成立すれば、この意識が相互律である限り、これを閉鎖的(規約的)法律乃至實定法としての國際法と名づけることは、もとより妨げない。(但し、社會的規範意識でなく、只單に爲政者のみの間に規範意識が成立するに止まる場合は、この限りではない)。けれど

も、國家の條約に基づいて生ずるこの必從的拘束性を有する社會的規範意識は——右の條約が、當事國家以外の者、例へば當事國家以外の國家・民族・一定地域の住民・教團などの利害に關係を有つ關係上——時として當事國家及びその他の者の間にも支配するに至ることもある。かくの如き場合には、それは、世界乃至全地社會において「くに」と「くに」が相互に交渉して何かの關聯を有つ結果として、「くに」相互の間に生じたとして見られ得るものであるから、この意識が相互律である限り、それが開放的(公定的)法律乃至實定法としての國際法と稱せられ得るべきことは、亦、論を俟たない。

規約的乃至閉鎖的法律乃至實定法としての國際法殊に國內法は、今日においては、たとひ存しても、通常の現象ではない。そこで、それらは、通常の現象たる公定的乃至開放的法律乃至實定法としての國際法乃至國內法の中に包含せしめられてよい。かくて、國內法は、「くに」なる局地社會即ち國內社會に通用する社會的規範意識であり、そして國際法は、「くに」と「くに」が相互に交渉して何かの關聯を有つに至つてゐる局地社會乃至全地社會即ち國際社會に通用する社會的規範意識であるといはれ得る。

國際社會に通用する社會的規範意識といふにはゆる國際社會の用語には、かくて、特定の意味が與へられてゐる。國際社會は、從來、そして今日も、通常、國家と國家との相互交渉に依つて生じた社會 (International society) として考へられてゐるが、しかし、それは、一層適切には、「くに」と「くに」の相互交渉に依つて生じ

た社會 (international community) であるといはなければならない。

國際法が「くに」と「くに」との相互の交渉に依つて何かの關聯を有つに至つた社會即ち國際社會に通用する社會的規範意識であるといはれることは、條約國際法とともに國際法を形成する慣習國際法が、實にかくの如き國際社會 (international community) に成立するものであることに徴しても、決して疑はれ得ない。

七

實定法乃至法律としての國際法の成立形式並びにその國際社會に對する關係を考究したことに關聯して、尙、明確にせられるを要するものに、國際法共同態及び世界社會法の概念があり、又、國際法の體系性乃至統一性の問題がある。これらも、後の論述の理解に必須的意義を有つから、これを左に究明することとする。

(一) 先づ私は、國際法共同態の概念の究明から始めよう。

實定法乃至法律としての國際法の意義と緊密に關聯し、そしてそれ故にその變改とともに變改せられるべきものに、國際社會の概念があることは、上述に依つて、明確にせられたが、國際社會の概念と關聯して更に明確にせられなければならないものに、尙、國際法共同態の概念がある。國際社會は、既に前にも言及せられたやうに、國際法團體もしくは一層嚴正にいつて國際法共同態と同一に考へられてゐるが、しかし、嚴密にいへば、二者は、概念上、廣狹の差異がある。前者は、右の如くに、「くに」と「くに」との相互交渉に依つて何かの關聯を有つに至

つた社會であり、そしてこの「くに」は、そこに國家もしくは國家類似のもの存する限り成立する社會であるとして理解せられ得るが、後者は、これに反して、後にも言及せられるやうに、はじめより只單に國際法上の意味を有つ國家乃至國家類似のものが存して成立する「くに」のみを眼中にし、そしてこれらの「くに」が相互に關聯を有つことに依つて成立するに至つた社會であるとして理解せられるべきものである。(國際社會乃至國際法共同態の理解には、かくて、國家の外に、國家類似のもの、即ち例へば自治領の廣域勢力圏なども眼中にしなければならぬが、しかし、以下、便宜上、前者に後者をも代表せしめて、只國家のみをいふ)。

條約國際法は、社會的規範意識であるから、條約を締結する當事國家に影響を與へて、*Pacta sunt servanda* を現實に内含するその義務意識を強化するに役立つ外に、國家の國際法上の能動的主体性やその條約締結能力を暗黙に、しかしながら現實に、承認するものである。けれども、かくの如き條約國際法に事實的に且論理的に先立つものに、條約がある。實際上、國家は、他の國家の承認に依る外に、條約の締結に依つて、國際法上の能動的主体、別言すれば、國際法的意味における國家となる。但し、國家は、一定の國家を條約の締結から除外することがあり、もしくは一定の國家と約束してもこれを條約と見ないことがあり、更にもしくはこれを條約と稱してもこれにその實を與へないことがあるから、ここに國際法共同態なる現象を生ずる。國際法共同態は——既に右に確立せられたやうに——國際社會が一般に國家の立脚する「くに」が相互に交渉して何かの關聯を生ずるに至

つた社會であるに對して、國際法的意味を有する國家の立脚する「くに」が相互に交渉して何かの關聯を生じてゐるところの社會であるが、しかし、國家は「くに」を代表する意義を有つから、それは、通常、國際法的意味を有する國家の結合として理解せられてゐるし、又さう理解せられても、多くは妨げない。

國際法共同體(乃至國際社會)の範圍は、社會の發達とともに、次第に擴大した。西洋においては、それは、はじめヨーロッパ國際法共同體乃至キリスト教國際法共同體であつたが、後に、社會の發達に伴つて、文明國家、否實に國際法を遵守する意思と能力とを有し、且自主的・永続的・及び實效的な權力を有する國家にまで、その範圍が擴充せられたために、遂に第二次世界大戰以前に見られたやうに地球上に世界的規模における國際法共同體が現出するに至つた。けれども、かくの如き世界的國際法共同體にあつても、加入國家に恣意的な制限が附せられたために、地球上のすべての國家がそれに加出し得なかつたが、これは、右の國際法共同體が西洋に起原したもので、従つて西洋精神に支配せられた關係上、けだし、必然であつた。例へば、西洋においては、一小都市にも比肩せられ得る國家が、國際法共同體の中に見られるに反して、東洋においては、それよりも遙かに大なる國家がその外に置かれて、國際法上の能動的主体性を認められず、別言すれば、國際法的意味を與へられなかつた如きは、即ちこれである。國際法共同體は、西洋殊に英米にあつては、家族團體 Family of Nations と考へられたに拘らず、東洋における多くの國家は、かくて、この家族團體より除外せられた。但し、これらの國家が、かく

せられることに依つて、決して國家たるを廢するものでなく、殊に況んやはじめより國家でなかつたなどと理解せられるべきでないことは、もちろん、いふを俟たないであらう。このことは、後にも言及せられるであらうが、歴史的にいつて、國家が國際法以前に發生したものであり、決して國際法乃至國際法共同體たるいはゆる家族團體が成立した後に發生したものでないことに徴して、極めて明白である。

(一) 次ぎに私は、世界社會法の概念についてその究明を試みようと思ふ。

國際法共同體(乃至國際社會)の範圍は、かくて、社會の發達とともに、とにかく加入國家を多くし、地域的に擴大したが、しかし、それは、これとともに、國際法が國家以外の他の者の主体性を認めることに依つて、主体的に擴大したといはれ得る。國際法乃至條約國際法は、前にもいつたやうに、本來、國際社會即ち「くに」相互間の法律乃至實定法として生じたが、(こはゆる Volkrecht, droit international, international law は、民族相互間の法律の義であるが、これは、民族をもつて「くに」を代表せしめたか、もしくは「くに」と民族とを混同したかに依るものであらう)、しかし、それは、それに依つて認められた主體が久しい間只國家のみに限られたために従來、國家相互間の法律乃至實定法 (Statenrecht) として概念せられてゐた。但し、いはゆる國際法をかく解することの決して嚴正でないことは、例へば、今日の時局において大なる役割を營まうとしてゐるヴァチカン市國が、眞正の國家でなくして、しかも國際法上の存在であるに徴しても知られ得よう。國際法は、既に第二次世界

大戰以前に、國家の外に、自治領・交戦團體・國家聯合・國際聯盟などを、不完全ながらも能動的主体として認め、又民族・一定地域の住民・國際委員會・個人なども、特定事項に關して受動的主体として認めた。否、それどころか、それは、かくて、國際法主体を認める範圍を擴大したのみでなく、國際社會における人類の個體を國際法客體として認める範圍をも擴大しつつある。だから、將來、この傾向がますます深化すれば、いはゆる國際法は、その本來の意義を回復して、「くに」相互間の法律乃至實定法として概念せられるに至るであらう。

國際法は、もちろん、世界社會法と異なる。けれど、國際法は、「くに」と「くに」との相互の交渉に依つて何かの關聯を有つに至つた社會、即ち國際社會の法律乃至實定法であるが、これに反して、世界社會法は、この國際社會が世界的規模において成立して、しかも、その「くに」相互の間に少くとも經濟的及び政治的に或程度の統一性を現出したときに、始めて成立する社會、即ち世界社會の法律乃至實定法であるからである。元來、世界的國際社會に、經濟的統一性が見られるに至つた場合には、その社會は、これを經濟的世界社會といひ、政治的統一性が見られる場合には、これを政治的世界社會といひ、更に軍事的乃至文化的な統一性が見られるに至つた場合には、これを軍事的乃至文化的な世界社會といふことを得るが、いはゆる世界社會は、少くともその中の經濟的世界社會に政治的世界社會が合體して成立するに至つたときに、別言すれば、全地社會に世界經濟と世界政治とが或程度において成立するに至つたときに、成立する。(いはゆる世界國家は、もしそれが世界的大國家の義におい

てでなく、全地社會を支配する唯一の國家の義においていはれるなら、少くとも政治的世界社會と軍事的的世界社會とが合體して成立した世界社會に立脚するものでなければならぬ。但し、ここにいふ世界社會は、かくの如き世界國家の成立に依つて強化せられた世界社會であることを要しない)。

世界社會は、世界的國際社會に或程度の經濟的及び政治的な統一性が見られた場合における社會であるから、それにおいて成立する法律乃至實定法即ち世界社會法は、國際社會において成立する法律乃至實定法即ち國際法よりも、その通用の範圍が世界的な點において一層徹底し、且その必從的拘束性を一層強靱に保持せられてゐる。もちろん國際法は、(イ)それが世界的規模において成立する場合には、その通用の範圍が世界的な多くの條規を有つが、しかし、條約が二三の特定國家の間に限つて數多く成立する限りは、通用の範圍が世界的でない數多くの條規を有つといはれ得るべく、(ロ)又世界的規模において成立するとともに、社會の輿論も國家の権力も集積して強化するから、必從的拘束性を保持し易いであらうが、しかし、國際社會には、本來、經濟的に且政治的に統一性を缺いてゐる。そこで、國際法は、世界社會法ほどの擴大性と安全性とがなく、従つて一度國家相互の間に對立を生ずれば、その必從的拘束性も、忽焉として消失し去ることを免れ得ない。

(三) 最後に私は、國際法の體系性及び統一性の問題を究明する。

國際法は、決して規範主義の多くの學者が前提するやうに一元的構成を有つに限らない。國際法が一元的構成

を有つとは、例へば、國內法において法律及び命令が憲法の有する一般抽象的内容を具體的に特殊化するやうに、國際法にも國際法憲法ともいはれるべきものがあつて、一切の條約が形式的に乃至實質的にその妥當性を保障せられること、約言すれば、國際法乃至條約が妥當性の聯關において統一性を有することをいふ。國際法が一元的構成を有するに限らないことは、(田畑茂次郎教授、國際法秩序の多元的構成、法學論叢、第四七卷、第三號、第四八卷、第二號、第六號、參照) 次ぎの論據に依つて、おのづから明白である。

(イ) 世界に複数の國際法共同態、即ち例へば西洋の國際法共同態に對して東洋の國際法共同態といふが如きものが存して、相互に別個の原則を立てれば、そこに一般に國際法の一元的構成をいひ得ない。

(ロ) 世界に單一の國際法共同態が存しても、それに加入しない國家が、その共同態に支配する一般國際法に依らないで、他のそれに加入しない國家、否實にそれに加入してゐる他の國家と條約を締結し、別個の國際法共同態を成立せしめても、亦、右と同一の結論を導く。

(ハ) 世界に單一の國際法共同態が存する場合にも、例へば、甲國家群が一の未加入國と、及び乙國家群が他の未加入國と條約を締結して、それぞれ、別個の國際法共同態を成立せしめるなら、たとひこれらの三共同態の國際法に共通の原則が存しても、一般國際法を別異にするから、國際法は、その統一性を有たず、従つて一元的構成を有つとはいはれ得ない。

世界に單一の國際法共同態が存し、それにおける錯綜した國家群の錯綜した條約に一般國際法の制約關係が認められ、従つて國際法に全體として統一性が見られる場合にも、もしその一般國際法がその必從的拘束性を失ひ、國際法共同態の原則たることを廢するに至れば、そこには、もとより國際法の體系性は存し得ない。元來、國際法は、常に必ずしも、多くの規範主義の學者が前提するやうに、國際法たるままに持續するに限らない。國際法は、必從的拘束性を有つた社會的規範意識であり、そしてこの社會的規範意識は、既に前に知られたやうに、時代とともに變遷し、殊に變革期においては、その必從的拘束性を失ふこともある。このことは、それが條約に基づいたもの即ち條約國際法であり、そしてそれが所定の手續に依つて改廢せられず、従つて條約が條約であるままに存する場合においても、しばしば見られるところである。國際法がかくしてその必從的拘束性を失へば、それは、たとひ可從的拘束性を有つものに變つても、もはや概念上決して國際法ではあり得ない。況して、一般に拘束性を失つた場合には、尙更である。今、一般國際法が全くその拘束性を失ふことは、殆んど考へられ得ないとしても、それが必從的拘束性を失ひ、可從的拘束性を有つものに變ることは、もとよりあり得ることであり、そしてそれが一度かくの如きものに變れば、必然的に國際法たることを止め、國際慣習となることは、けだし、疑はれ得ない。一般國際法が慣習國際法である場合には、もちろんさうであるが、條約國際法である場合にも、亦、さういはれ得る。ところで、一般國際法が、かくて、變革期において、その必從的拘束性を失つて國際慣習とな

るに至れば、一方においては、その一般國際法に準據して成立した多くの條約、否これらの條約に基づいて成立した多くの條約國際法は、たとひその必從的拘束性を失はず、従つて國際法として存しても、それらを制約した共通の基礎を失ひ、その通用の根源を奪はれて、相互に獨立且無關聯に存することとなり、又他方においては、この國際慣習に依據して新たに成立する多くの條約、否これらに基づく種々の社會的規範意識は、たとひ現實に必從的拘束性を有しても、しかし、その通用性を右の國際慣習から導き得たといはれ得ず、却つて條約を締結した國家が自らに對する義務としてそれに依據するといはれ得るに止まるから、そこには只獨立且無關聯な國際道徳が數多く成立したといふに止まり、決して條約國際法が成立したといはれ得ないのみか、假りにこれが成立したとしても、かくて生じた多くの條約國際法は、相互に獨立且無關聯に存することとなるであらう。即ち、國際法は、かくて、いはば支離滅裂に存するから、常に統一性がないのみでなく、その體系性をも有たない。條約を締結する際に準據せられるべき形式は、往日の如くに準據せられるにしても、これは、國際法の意味乃至規則でなくして、却つて國際慣習のそれであり、従つて國際法の上位に立たず、これを齊整する力のないことは、もとより、認められなければならない。

第六章 明日の國際法の確立とその根本原則

國際法は、既に第一章に見られたやうに、本來、法律乃至實定法(でなければ理想法)を實體とすると考へられるべきものであるが、しかし、過去より今日までの國際法學は、必ずしもこれらのものをその對象とするに限らず、これらに無關係ではないが、しかし、嚴密にいへば異なる他のものをもその對象としたから、今日においては、人々は、國際法の實體が何であるかについて、全く適從するところを知らない、有様に立ち至つた。

今、一般に法律學の發達の歴史について按ずるに、理想法は、法律乃至實定法よりも一層早く人々の興味従つて又研究の對象とせられた。この傳統に基づいて、人々は、西洋においては、近世に入つて、理想法を國際法の實體として國際法學を樹立したが、後に近代に入つて、法律乃至實定法を對象とする國際法學を研究するに至つた。自然法學者の國際法學は、前者であり、歴史法學者の國際法學は、後者であつた。自然法學者の自然法理論は、價值乃至人生目的に立脚しなかつたために、理想法の正常な研究ではなかつたが、しかし、それにも拘ら

す、そのいはゆる自然法は、理想法の性質を有するものであつた。同様に、歴史法學者の解釋的理論は、文化科學的思惟に立脚しなかつたために、法律乃至實定法の意味を知るに適切な研究ではなかつたが、しかし、それにも拘らず、それがまさしく法律乃至實定法を對象としてゐたことは、認められなければならない。

國際法學が、かくて、漸く法律乃至實定法をその對象とするに至つたときに、人々は、やがて、これを人定法と考へて、これを實證的に研究するに至つた。いはゆる決定主義者の國際法學は、即ちこれであつた。法律乃至實定法を人定法と考へるのは、人定法を自然法と對立せしめて考へる從來の沿革に基づくものであつたが、これは、やがて、法律乃至實定法としての國際法を條約に代表せしめて考へる蛹を作るに至つた。ところで、國際法を條約に代表せしめて考へ、しかも、これを解釋の立場からのみ考察すれば、それが規準——もしくは人々のいふ規範——として理解せられることは、けだし、當然である。かくて、後に漸く法理的構説 (Juristische Konstruktion) が高調せられて、歴史の見方が排斥せられ、心理的理解の代りに論理的考究が擡頭し來るとともに、決定主義の國際法學は、いつの間にか規範主義の國際法學に移つた。この規範主義の學問も、もちろん決定主義の學問と等しく、實證主義的であり、そしてその以外のものであり得なかつた。二者は、だから、往々にして明別せられ得ない。決定主義の學者も、規範主義の學者も、共に等しく條約内容の體系化にのみ從事し、そしてその際、無理念の條約實證主義に科學性を認めようとした點において、同一であつた。但し、前者が、大體において新國家の建

立の時期に出て、且從來の傳統に基づいて國家主權説を採つたに反して、後者が、多く國家安定の時期に出て、國家主權説に對して懷疑的であり、これを修正乃至否定しようとした點において、それぞれ、その時代的特色を示してゐることは、容易に認められ得る。

規範主義の國際法學は、それが規範即ち規準を對象として純粹に論理的に考究することに徹底したときに、一方においては、おのづから國際法の内容を固定的に理解して、それを現狀維持に利益を感じる「持てる國」即ち強大國のみに適するものたらしめ、且他方においては、根本規範 (Pacta sunt servanda) を上位として段階的に、又國際法憲法の制約を受けしめて統一的に、國際法を把識して、その地域的具體性を失はしめ、かくて、著しく現實の要求乃至實情から遊離するに至つた。そこで、これに反對して、生活に立脚し、固有の價値・目標・乃至形成力を有ち、共通の話し合ひ・物の見方・乃至團體的行動の可能な廣域圏毎に別異な國際法の存在を主張する具體的秩序思惟を生じた。この思惟は、もちろん、規範主義が時代の影響の下に無意識的にその對象を規準乃至規範と見て突入した惡徹底性に反省を興へ、その抽象の手から、本來決して只單に規範即ち規準たるに止まらない法律乃至實定法としての國際法を奪却し、これをその真正の實體において理解する機運を齎した點において、大なる功績を有つ。けれども、それは、國際法の當體と社會的規範意識に求めないで、却つてこれの對應する社會的具體的な生活秩序に求めた點において、そのいふ國際法を極めて把握に困難なものたらしめたのみでなく、生活を、

廣域圏においては、排他的であり且強壓的であり、必ずしも妥當であるとはいはれ得ない。(更に、この學説は、只單に廣域勢力圏毎に別異の國際法の存在を主張するに止まるものではなくして、むしろ却つて望ましい國際法を想定してこれを實現しようとするから、當然に理想法學説であるべき筈であるが、さうでない點において、その缺陷を有するといはれ得よう)。かくて、具體的秩序思惟も、亦、これを採ることを得ない。そこで、人々は、再び法律乃至實定法としての國際法を對象とする國際法學について考へる必要がある。

國際法學が實定法殊に法律としての國際法を研究することは、(理想法としての國際法を研究することともに)、確かにその固有の領域を耕すものであり、且實生活の必要にも最も合適するものであつた。(實定法殊に法律としての國際法を研究する國際法學の實生活の必要に合適するといふことは、もちろん、具體的秩序思惟を爲す一部の學者が望ましいと考へるやうに、近世後期の國際法がヨーロッパ諸民族の家族團體法の如きものであつたこと、そして右の國際法學がかくの如き國際法を研究したことを意義するものではない。けれど、この時代の國際法學は、自然科學的思惟に立脚した點において、國際法の有つ意義を充分に闡明し得ず、又國際法を閉鎖的乃至特權的ならしめたことは、人類全般の生々發達の實現に合致しないからである。それは、飽くまでも、かくの如き國際法が社會的規範意識として現實に國家その他の者の行動を規制してゐること、そしてこれを適當の方法

において究明すれば、その規制の意義が具體的に適切に理解せられ得ることを意義するものでなければならぬ)。けれども、さうはいつても、この國際法學の實生活の必要に合適するといはれ得るのは、實は、世界に局地的に乃至全地的に右の國際法が通用し、國家その他の者が現にこれに依據して行動しつゝあることを前提し、そしてこの點に重きを置く。そこで、今日の如き變革期において、その多くのものが崩壊して新たなものが必ずしも多く成立せず、國家その他の者が必ずしも現實にこれに従つて行動してゐるのでないとするれば、(そしてそれに従つて行動することが望ましくないとすれば、尙更であるが)、これに代つて、現實に實生活の必要を充たす他のものが、考究せられなければならない。(その際、その考究が、國際法學といはれ得るか否かは、全く問題でないが、このことは、多分具體的秩序思想否實に決定主義乃至規範主義にとつても、亦同一であらう)。

今、かくの如き要件を具へるものとして、ここに問題とせられ得るものに、國際慣習の學問及び理想國際法の學問がある。ところで、國際慣習は、それが自然の必要に基づいて生じたと條約に基づいて生じたとに拘らず、國際社會にとつて便宜であり、利益であるから、成立したものに外ならないが、しかし、それは、恰かも過去の國際社會に適したものであるが故に、變革期においては、現在の國際社會に適しないことがあるのみでなく、たとひ尙これに適しても、本來、人類全般の生々發達到重大な關係を有つものであり得ないから、(けれど、もしこれに重大な關係を有つものであるなら、それは、國際慣習でなく、慣習國際法であるべき筈である)、現在の社會に

大いに役立つものではない。そこで、今日の如き變革期においては、國際慣習に關する學問の如きはこれを通じて、理想國際法の學問即ち理想國際法學の研究が、促進せられる必要がある。況んや、國際慣習は、國際社會において行はれる行爲の形式(例へば條約締結の形式、國際禮讓など)に關するものであることが多いが、今日において特に重大なものは、むしろ行爲の内容に關する方面に存し、そしてこれは、理想國際法のみが解決し得るから、尙更さういはれ得る。

理想國際法學の、今日の如き變革期において、研究せられる必要があるといふことは、一般に變革期においては、既に第一章において知られたやうに、法律乃至實定法としての國際法よりは、理想法としての國際法が多く問題とせられ、従つて國際法の實體が理想法であるとして考へられるに至るといふことと照應する。理想國際法學の必要は、かくて、もちろん、疑はれ得ない。理想國際法學の價値を十全に認識するには、人々は、この學問の本質を正當に把握しなければならぬ。

理想國際法學が理想法の確立を目的とする學問であり、現實の國際法乃至國際社會を改善する方法を考究する國際法政策學・國際法工作學・乃至國際社會政策學と同一でないことは、既に第五章において知られた。理想法の確立は、もちろん、現實の國際法の改善従つて國際立法にも、又現實の國際社會の改善従つて又條約の締結にも、大いに寄與する。(けれど、理想法は、既に前に知られたやうに、只單に望ましいものであるのみでなく、實現せら

れ得るものであるからである)。けれども、現實の國際法の改善乃至國際立法は、理想國際法を豫想するが、決してこれの確立でなく、又國際社會の改善乃至條約の締結は、理想國際法をも顧慮するが、しかし、亦、もちろん、これの確立ではない。國際立法乃至條約の締結が理想法の確立を意義しないことは、かくて、極めて明白である。但し、それにも拘らず、二者は、實際上、往々にして混同せられ易い。

一般に變革期においては、國際間に種々の條約が締結せられるものであるが、殊にその初期乃至末期においては、例へば、共同宣言・同盟條約・講和條約などの形式において、それは、特に多いものである。現代の變革期においても、このことは、同様であらう。ところで、これらの條約は、それが公的使命の實現に關して國際的に信用のある國家に依つて爲され、且公的目的の達成を害するものでない限り、國際社會が安定し乃至安定する機運にある場合には、原則として社會的規範意識を伴隨せしめ、特に條約國際法の成立を將來するに至るが、しかし、右と條件が異なる場合、殊に變革期においては、必ずしもさうでない。けれども、條約は、それにも拘らず、この時期においても、條約たるままに一定の效力を有し、且原則として羈束力を有することは、けれど、疑はれ得ない。しかも、この羈束力が、社會的規範意識に依る前に、當事國家がその條約を強要する實力を有するに基き、及び當事國家がこれを遵守する義務意識を有するに基づくことは、既に第五章にこれを述べた。ところで、當事國家のこの義務意識は——社會的規範意識に依ることは、もちろんであるが、しかし、これが成立してゐな

い場合には——先づ第一に當事國家の實力乃至利益及び國際的に信用のある國家ならその公的目的の達成への熱意に依從するものであり、そしてこれが非常時乃至戰時において顯著であることは、もとより認められなければならない。變革期においては、條約は、本來、この羈束根據への信頼において締結せられるものであり、決して社會的規範意識乃至條約國際法の形成を目的として締結せられない。即ち、國家は、この時期においては、この羈束根據への信頼において、通常、自己の實力乃至利益の顧慮において——しかしながら、苟くも公的使命の實現に關して國際的に信用のある國家なら、必ずやそれ以上に進んで國際社會の改善への努力において——條約を締結する。

國家が條約を國際社會の改善への努力において締結した場合に、これが公的目的の達成への努力であり、自國の利益の外に對手國乃至第三國の利益を保障し、人類全般の生々發達の實現を約束するものであることは、いふまでもない。ところで、條約がかくの如き努力において締結せられた場合には、それが變革期においても、社會的規範意識乃至條約國際法の形成を催進し、そしてこの意識乃至國際法が條約の羈束力を強化することは、亦、明白である。國家が變革期において只單に自國の實力乃至利益のみを考へて條約を締結する場合にも、この條約は、もちろん、原則として羈束力を有つが、しかし、かくの如きことは、あり得ない。

一般に社會的規範意識の中には、獨自律としての國際作法や國際道德の外に、相互律としての國際禮法や國際

法即ち條約國際法が含まれることは、もちろんであるが、今、これらの中で、只條約國際法のみについてのみこれをいへば、それがその必從的拘束性を永く保持し、條約の羈束力を鞏固にし、且條約締結の目的乃至社會改善の目的の達成を有効にするためには、必ずやその中に理想國際法を内含しなければならぬ。このことは、既に第二章において知られたやうに、一般に實定法乃至法律の通用根據は、その妥當根據に存し、そしてこの妥當根據は、それが理想法に合致することに求められ得るものである以上、もとより自明である。理想法を確立する理想國際法學は、この意味において考究の價值を有する。

一般に理想法が嚴正な意味における規範であることは、既に第三章においてこれをいうた。いはゆる規範に、純粹規範即ち狹義においていふ規範と、方法規範即ち方法との二つあること、そして理想法が前者に屬し、政策乃至工作が後者に屬することは、亦、第五章において、これを明かにした。國際立法従つて條約の締結は、それが最善の内容を具へても、尙、後者であるを通常とするが、しかし、それが理想法を顧慮することに依つて、著しく純粹規範化することは、いふまでもない。

二

第一次世界大戰以後、國際社會に自由主義的國際法思想、民族社會主義的國際法思想、及びマルクス主義的國際法思想の三の對峙のあつたことは、既に前にこれを指摘した。今、これらの思想の批判は、本書の論究に關聯す

るところが薄いから、ここにはこれを措くが、これらのものの理想法を確立するものでないことは、極めて明白である。ただし、自由主義的國際法思想に従へば、當事國家の承認したもとの條約に最大の價値を置き、又民族社會主義的國際法に従へば、具體的生活秩序乃至は現實と理想との辯證法的統一としての具體的生活秩序（民族もしくは精神的統一）に最大の意義が與へられ、更にマルクス主義的國際法思想に従へば、現實の國際法乃至國際社會を變革するための政策乃至工作に最大の努力が向けられてゐるが、これらは、皆、理想法といはれないからである。

理想法の確立、従つて又理想國際法學の建設は、かくて、全く新しい試みである。けれども、それにも拘らず、この理想國際法學が、今日以後、今日までの實定法乃至法律を對象とした國際法學に代つて、國際法學を代表するに至ることは、既に前にしばしばこれを述べた。

理想國際法、即ち今日以後乃至明日の國際法は、いかなる内容において確立せられるべきか？
理想國際法が、理想國際社會に適應するべきものであること、そしてこの理想國際社會が現實の國際社會の變遷の歴史的必然性に即して望ましいものとして想定せられたものであることは、既に前にこれを述べた。歴史的必然性が、現代において、國際社會に、一方においては廣域勢力圏を對峙せしめ、他方において總體主義的正義を實現するものであることをも、前に既にこれを見た。そこで、現代において確立せられるべき理想法の内容は、

その大綱において、次ぎの如くであるであらう。

(一) 現代の理想國際法、即ち今日以後乃至明日の國際法は、廣域勢力圏毎の國際法でなければならない。ただし、現代において形成せられるべき複数の廣域勢力圏の對峙も、もし長く安定期にありさへするなら、世界社會乃至世界的規模における國際社會の現出を妨げるものではないが、しかし、今日の變革期においてかくの如き安定期の到來を考へることは、夢想であり、従つて世界に通用する國際法を考へることは、理想法が只單に望ましいものであるに止まらずその本來の性質において必ず實現せられ得るべきものである關係上、拒斥せられるからである。(イ)もちろん、廣域勢力圏毎に想定せられる國際法は、(それが絶對的理想國際法を内含するものとしての相對的理想國際法である關係上)、それぞれの勢力圏毎に獨特な目的を有し、従つて又獨特な現實及び理想に立脚するとともに、又それらの勢力圏を通じた普汎的目的を有し、従つて又普汎的な現實及び理想にも立脚するから、この後の觀點より右の國際法に共通的なものが發見せられ得ないではないが、しかし、これは、想定せられた如實でなくして却つて想定せられたものの抽象の成果であり、決して理想世界社會乃至理想世界國際法といはれ得るものではない。(ロ)かくの如くに、明日の國際法は、廣域勢力圏毎の國際法であるが、しかし、廣域勢力圏乃至國家その他の者の行動は、もちろん、この圏内に踰踏するに限らないから、右の國際法も、廣域勢力圏と圏内の國家その他の者との關係や、圏内の國家その他の者相互の關係を規定する外に、廣域勢力圏相互の關

係・廣域勢力圏と圏外の國家その他の者との關係、及び廣域勢力圏の内外における國家その他の者相互の關係をも規定するものでなければならぬ。但し、右の國際法は、廣域勢力圏毎の國際法である關係上、後の三者は、いはば對外的國家法 (Ausserstaatsrecht) たる性質を有し、或は國際道徳であり得ても、決して眞の意味における國際法であり得ない。(ハ) 廣域勢力圏相互の間に、もとよりその場合にも、現實に條約が存し、且過去の國際法が國際慣習の形式において通用するであらうし、そしてこれらは、既に前に知られたやうに、(前者なら、締結國家の實力乃至利益もしくは公的目的の達成への熱意がこれを支持し、そして後者なら、社會的規範意識として可從的拘束性を有するから)、右の三者において、廣域勢力圏乃至國家その他の者をば或程度において拘束するであらう。けれども、これらのものが、實定法乃至法律としての國際法とならない限りは、廣域勢力圏内に行はれる實定法乃至法律としての國際法の上位に立つものでなくして、却つて下位に立つものであり、従つて右の理想法たる國際法が、廣域勢力圏乃至國家その他の者に依つて遵守せられて、その實定法乃至法律としての國際法となる場合に、これに優位せられることは、既に前章に見られた如くである。(ニ) ところで、特定國家の制覇欲に依つて支持せられて、しかも全般的目的に仕へるかの如くに粉飾せられてゐる既存の條約の羈束力が、今日の變革期において、大方、凋落してゐること、否條約そのものでなく、條約に伴隨して生ずる條約國際法を問題とするなら、これが、既に第二次世界大戰以後その必從的拘束性を漸く失つて、國際慣習化してゐることの多いこと

は、既に前にこれを指摘した。變革期に入つた後に締結せられた條約の羈束根據に關しても、及びこれらの條約に條約國際法の伴隨しがたいことに關しても、右に既にこれを述べてゐる。世界社會について語り、世界的規模における國際社會の實現のために努力し、條約遵守の道徳について論ずることは、もとより望ましいが、しかし、世界的規模において理想國際法を想定することは、かくて、尙早である。

(二) 明日の國際法は、總體主義的正義を貫徹したものでなければならぬから、廣域勢力圏内においては、それが一個の國家である場合は別として、圏内の諸國家は、すべて國際法上の國家として取扱はれるべきであり、そして又獨り國家のみに限らず、國家以外の者即ち例へば民族・一定地域の住民・教團・産業團體・個人なども、國際法上の主體として取扱はれるべきである。國家以外の者の漸次に國際法の主體とせられる動向の存することは、既に前に述べたが、これが明日の國際法にございます擴充することは、疑はれ得ない。ただし、國際法は、本來、「くに」相互間の實定法乃至法律であり、決して諸國家法 (Staatenrecht) であることを須ひないからである。但し、さうはいつても、「くに」において、國家は、人生にとつて最も重大な意義を有し、従つて國際法においても、最も重大性を有するから、以下、私は、國家のみを問題とする。ところで、今日までの國際法、即ち西洋に起原した國際法においては、一定の國家は、充分の理由なく國際法上國家として取扱はれなかつたが、これは、しかしながら、明日の國際法においては是正せられるであらう。元來、國家は、社會學的に一定した成立要件

を具へるに至れば、事實上の國家として成立し、それが國內法上國家として認められた場合に、國內法上の國家として成立し、更にこれが國際法上國家として認められれば、國際法上の國家として成立するものであるが、今日までの國際法は、事實上國家として成立したのみか國內法上國家として成立したものを、必ずしも常に國際法上の國家として取扱はなかつた。國際法がヨーロッパ國際法乃至キリスト教國際法であつた時代にはもちろんのことであるが、それが世界國際法となつても、東洋におけるいはゆる土侯國が、悉く國際法共同體から除外せられてゐたことは、それを示すものである。即ち、西洋の諸國家は、これらの土侯國をば、國際法共同體から除外したから、或は過去において國際法の外に置いて、これらを併呑して國內法上の關係に移し、或は或程度において國際法の内に置いて、今日も、尙、これらに不明確な地位を與へて——ここに不明確な地位といふのは、國際法上不問に附せられてゐる地位もしくは解明せられたい地位の義である——國家に列せしめない。國際法學者は、或はいふかも知れない——『土侯國は、國家と呼ばれるべきものではない』と。けれども、この見解は、實に國家の概念を國際法の觀點からのみ定めようとするところにおいて誤るのみでなく、又實にその國際法を今日人々の一般にいふ西洋に起源した國際法のみに限ることに於いて誤つてゐる。(イ)かれらは、或は、國家は國際法を前提してのみ成立するものであり、國際法を離れた國家それ自體の成立は認められ得ないといふかも知れない。けれども、國家が國際法以前の存在であることは、歴史に徴して自明であり、そして國際法こそが逆に國

家の存在を前提するものであることは、國際法の用語の前提する「くに」が、國家の成立以後、國際法を成立せしめるに足るほどの確乎たる存在となつたことに照しても知られ得る。(ロ)或は、かれらは、國際法は、西洋に起源した(そして今日人々の一般にいふ)國際法以外に現實に存しないといふかも知れない。けれども、これを歴史に徴するに、東洋にも、西洋と獨立して、過去において國際法の存したことは、立證せられ得るのみでなく、これを理論的にいつても、もし右に従つて既に國家が國際法に拘らないで成立し得るとすれば、西洋に起原した(そして今日人々の一般にいふ)國際法を前提する國際法共同體に關係なく、それらの國家が、別に國際法乃至國際法共同體を形成することは、もちろん、可能である。かくて、今日東洋において存するいはゆる土侯國には、社會學的乃至國內法學的にいつて國家性の認められ得るものは、決して少くないと思ふ。しかも、西洋の諸國家がこれらを國際法の外に置き、國家に列せしめなかつたのは、かれらが自らを文明國とし、他を未開國と卑しめて、同列に立つことを欲しなかつたために外ならない。これは、實に、實に國家の公的使命即ち人類全般の生々發達を實現する使命に背くのみでなく、かれらの高調した四海同胞の理念にも悖るものであるから、かれらに依つても反省せられ、是正せられなければならない。苟くも文明國は、未開國を卑しまない雅量をもつてこそ、文明國であるに應しい。そこで、明日の國際法においては、未だ社會學的に國家といはれ得ない種族乃至種族の結合は別として、苟くも廣域勢力圏内の事實上の國家は、原則として國內法上の國家として自己の憲法を有つことを認め

られるべく、且悉く國際法上の國家として取扱はれ、(廣域勢力圏の健全な發達を害する行爲に依つて懲罰を受けない限りは)、國際法共同體の中に加せしめられることを期待せられ得る。但し、かくすることが、或はその事實上の國家が微小且多數であるために、廣域勢力圏の確立を妨げ、或は既存の有力國家の構成に異變を與へるために、その勢力圏の動搖を來す場合には、そこに慎重な處置が採られるべきであらう。けだし、廣域勢力圏の形成の歴史的必然性に基因することは、既に前に知られたところであるが、恰かもそれ故に、この勢力圏の確立を妨げ、乃至はその動搖を來すことは、歴史的必然性に逆行するものであり、そしてこの必然性に反して爲されるものは、既に前にもいはれたやうに、人類全般の生々發達のために望ましくないからである。

(三) 今日以後乃至明日の國際法の最高原則は、人類全般の生々發達を計る精神の貫徹を經とし、そして緊急權の承認を緯とすることに存しなければならぬ。人類全般の生々發達を計る精神は、もちろん、一近きより遠きへ及せし行政原則に依つて、例へば、自國家乃至自廣域勢力圏を通じて、他國家乃至他廣域勢力圏へ擴充せられるべきものであるが、しかし、その自國家乃至自廣域勢力圏の生々發達を計る場合においても、これが人類全般の生々發達に貢獻する仕方において爲されるべきことは、當然である。緊急權は、例へば、正當防衛として消極的に認められ得るのみでなく、緊急避難權として積極的にも認められ得る。國際法のかくの如き最高原則は、もちろん、國際法の主體に依つて現實化せられなければならないから、緊急權を行使し、殊に人類全般の生々發達

の實現に従事する者は、國家・民族・一定地域の住民・教團・産業團體・階級・個人などであるべく、廣域勢力圏も、亦、それであり得る。但し、今日以後乃至明日の國際法は、廣域勢力圏内の國際法であるから、これらの國際法主體は、それぞれ、その所屬する廣域勢力圏内において、いはば對内的國際法上、右の原則の現實化に従事するであらうが、しかし、廣域勢力圏相互の交渉においても、いはば對外國際法上、その現實化に従事するべきであらう。國際法主體の中で、最も重大な役割を爲す者は、廣域勢力圏が單一の國家である場合は別として、さうでない場合には、その圏内における複數の國家である(重國家主義)にけだし、廣域勢力圏は、國家の結合で、國家の上に立つ者でなく、又民族その他の國際法主體は、たとひ國際法上重大な任務を與へられるとしても、國家の如くに公的使命を認められたものでないのみでなく、國內法上國家の支配に服するために、國際法上の行動も、著しく制限せられるからである。ところで、國家は、國內法上も、國際法上も、人類全般の生々發達を實現するべき使命即ち公的使命を有つが、これは、既に第二章において、見られたところである。そこで、國家は、國家以外の者に對してはもとよりのこと、他の國家に對しても、その人類全般の生々發達を實現するべき使命の無視については、決して無關心であり得ないし、又無關心であるべきではない。けれども、國家は、例外的場合、即ち例へば、他の國家が歴史的必然性に反した政策乃至工作を續け、そのために他の國家乃至人類全般の生々發達の實現を著しく妨害する場合——このときには、武力干渉をさへも正當にする——の外には、たとひ右の如くに

無關心であり得ないとしても、そのために自他の廣域勢力圏内の他の國家を強いて、全く自己の意見のまま行動せしめることを得ない。けだし、右の使命は、他國家を強いる使命でないのみでなく、他國家も、自己の意見に依つて右の使命を實現するのが當然であるからである。このことは、廣域勢力圏相互の關係についても、いはれ得る。そこで、各國家乃至各廣域勢力圏は、對内國際法上も、又對外國際法上も、原則として、他國家乃至他廣域勢力圏からの干渉乃至介入の排除権を認められ得る。歴史的必然性の顯現の緩徐である安定期においては、尙更さうであり、殊に、その干渉乃至介入がいはゆる帝國主義的なものなら、尙更である。(但し、廣域勢力圏内の諸國家は、それらの使命を達成するために、軍事・政治・經濟・文化などの各領域において互助連環を爲すことがあり、そしてその際、他國家が一定國家の指導を受けることが定められた場合には、この一定國家の自己の意見が、他國家に依つて貫徹せられねばならず、従つてそのために一定の行動が採られねばならないことは、明白であるが、しかし、これは、本質的には、決して干渉でも介入でもあり得ない。苟くも干渉乃至介入と名づけられるべきものであるから、これは、もとより、これらの諸國家の間においても、避けられねばならない。干渉乃至介入で國際法上承認せられ得るべきものは——一の國家が、國際法に違反し乃至は人類全般の生々發達を害する仕方において、その國家内に居住する他國家の人民に暴虐を加へた場合に、當該他國家から受けるであらう干渉の外には——緊急權に基づくものみに止まる。

(五) 今日以後乃至明日の國際法は、將來、實定法乃至法律の外に、道德も従つて又道義も支配することを豫想して、確立せられねばならない。現代が變革期であり、そしてこの變革期たる現代に續いて正義社會時代があり、これを経てその次ぎに信愛社會時代の來ること、及びこの正義社會時代に實定法が漸くその恣意性を失つて法律化し、信愛社會時代に入つて道德が法律に代つて支配することは、既に第一章において知られたが、今日の段階において、明日の國際法の確立のために問題とせられるべきは、もちろん、かくの如き遠い將來でなくして、却つて正義社會時代に入るまでの現代、切言すれば、その後期に關してである。この時代乃至この時期においては、國內的にはともかくとして、國際的には、たとひ種々の條約の締結があつても、未だ充分に實定法殊に況んや法律としての國際法の成立がなく、従つて理想法としての國際法の想定は、必要とせられた。(このことも、既に前にいはれた)。理想法としての國際法、切言すれば、今日以後乃至明日の國際法は、かくて、先づ現代のこの時期に即應するものとして確立せられ、そして右の種々の條約にできるだけ多く具現せられなければならない。ところで、この理想法は、もちろん、道德ではあり得ないし、又この道德は、もちろん理想的なものではあり得ない。(このことは、この時代が廣域勢力圏の對峙と總體主義的正義の實現とが生成する時代であり、又正義社會へ移行する道程における時代として、右の理想法が必然的に正義を豫想する場合にも、さういはれなければならない)。けだし、一方においては、道德は、獨自律としての社會的規範意識であるに反して、理想法は、相互

律としての法律が豫想する規範であるからであり、そして他方においては、この理想法は、現代において妥當し、正義社會において實定法乃至法律化するものであるに反して、道徳は、この法律化したものが、その次ぎに來るべき信愛社會において慣習乃至禮法化するに伴つて、支配するものであるからである。そこで、現代のこの時期においては、人々が理想國際法の想定に當つて、道徳の支配、殊に近い將來におけるその支配を豫想することは、一見、全く不用であるかに思はれる。けれども、現代において、たとひ實定法乃至法律としての國際法の支配が止んでも、道徳の支配することが可能であり、假りにこれの支配が必然でなくとも、法律の支配が止んだが故に、この道徳の支配することの望ましいことは、もちろん、認められなければならない。だから、人々は、この時代において、一方においては、理想法としての國際法の確立に従事するとともに、他方においては、國際道徳の振作に努力する必要がある、そして又それ故に、國際法上の主體殊に國家は、一方においては、その理想法を國際立法に移すとともに、他方においては、道徳的に國際行動を爲す必要がある。(このことに關しては、尙、次ぎにこれを述べる)。即ち、理想法としての國際法の確立は、國際道徳の振作と並行して爲されなければならないから、明日の國際法は、將來における道徳の支配を豫想して確立せられなければならない。しかも、ここにいばゆる將來が、必ずしも信愛社會時代に入るを待つまでもなく、遅くとも正義社會時代までのことを意義することは、いふまでもない。けだし、道徳が信愛社會時代において支配することは、その正義社會に支配するを拒斥しな

いからである。ところで、かくて、明日の國際法が、將來における道徳の支配を豫想して確立せられるべきであるなら、それが、將來における道徳の支配を豫想して確立せられるべきことも、亦、自明である。けだし、道徳は、既に第五章に知られたやうに、いはば、道徳と法律との合體したものであるからである。只、その際、問題は、將來の道徳乃至道義といふにはゆる將來の時間的遠近に存する。既に前に知られたやうに、東洋の廣域勢力圏即ち大東亞共榮圏においては、東洋精神殊に日本精神の影響の下に、道徳の支配は、現代においても期せられ得るべく、道義の支配も、正義社會時代の初期において期せられ得るが、これに反して、西洋の廣域勢力圏においては、西洋精神の影響の下に、道徳乃至道義の支配は、著しく遅れて、正義社會時代の中期以後に至つて始めて見られ得るかも知れない。けれども、その遅速の時間に拘らず、道徳乃至道義の支配は、もとより望ましい。だから、人々が、一方においてはその招來に努力しつつ、他方においてはその支配を豫想して明日の國際法を確立することは、現代において、最も必要とせられなければならない。

三

今日以後乃至明日の國際法の内容がいかに確立せられるべきかは、以上に依つて、ほぼその大綱において明識せられた。私は、更に進んで、以下、大東亞について、特殊的に、明日の國際法の内容のいかに確立せられるべきかを考究しようと思ふが、しかし、その前に、尙、煩を厭はず明確にせられなければならないことは、理想國

國際法の想定に對して有つ國際社會政策の意義に關してである。既に第五章において知られたやうに、大東亞共榮圏の建設は、日本の八紘爲宇の理想乃至道義的秩序の理念の實現を目標として行はれるものであるが、この實現の行爲は、即ち、國際社會政策に外ならない。今、その八紘爲宇の理念の實現に關していふことは、暫くこれを措かう。國際社會政策としての道義的秩序の理念の實現が理想國際法の想定に對して有つ意義は、右に明日の國際法と道徳乃至道義の支配との關係について見られたところを發展せしめることに依つて知られ得るから、ここでは、右に解明し盡くされないものを補説しようと思ふ。

國際社會が安定期にある場合には、實定法乃至法律としての國際法が支配し且遵奉せられるべく、又さうあるべきであるが、これに反して、それが變革期にある場合には、理想法としての國際法が想定せられ且遵奉せられるべく、又さうあるべきであることは、既に第一章においてこれを論じた。この論斷は、もちろん誤らないから、上來の論究は、皆、これを前提して爲された。けれども、今もしこの論斷に關して更に一層嚴正な理解を志すなら、人々は、少くとも、右に變革期において理想法としての國際法が遵奉せられるべきであるといはれたことに、一定の制約があることを注意する必要がある。ただし、既に第五章において知られたやうに、國際社會において國際法主體たる國家その他の者が人類全般の生々發達の實現のために爲すべき行爲は、原則として、國際社會政策であり、そしてこれは、特に變革期においてさうであるが、その際、理想國際法は、一應問題でなく、

只右の國際社會政策の一種としての國際立法が爲される場合に、これを有意義にするために、それが顧慮せられ乃至遵奉せらるるに止まるからである。

國際社會政策は、既に前に知られたやうに、現實の國際社會を理想の國際社會にまで高めるための方法乃至行爲であり、そしてこれは究極するに人類全般の生々發達を實現するものでなければならぬから、それは、もちろん、廣域勢力圏の内外を問はず實施せられなければならない。ところで、國際社會政策を實施する者は、もちろん、國際法主體である。國際法主體の中で、國家は、公的使命を有つから、その代表的なものでなければならぬが、これに次いで大なる役割を營む者は、廣域勢力圏そのものである。

人類全般の生々發達の實現は、畢竟するに、人生目的の實現であり、そして人生目的の實現は、即ち正善といはれるものに外ならない。國際社會において、廣域勢力圏乃至國家は、自己の圏内と圏外とを分かつたず、この正善の意識を昂揚して、國際社會政策の實施に従事しなければならない。(このことの特に變革期において重大な意義を有つことは、既に右にこれをいうた)。ところで、この正善の意識の昂揚は、國際社會政策の實施(殊に國際立法)とともに、廣域勢力圏の内外において、社會的規範意識の生成を容易にし且強化する。たとひそれが廣域勢力圏の外部即ち例へば廣域勢力圏相互の間において、必從的拘束性を有つ社會的規範意識、即ち國際道徳もしくは實定法乃至法律としての國際法を成立せしめるまでに至らなくとも、その前に、その内部において、(典型的なも

のについていへば圏内の國家相互の間において、これを成立せしめる蓋然性を有つことは、もとより疑はれ得ない。正善の意識の昂揚及び國際社會政策の實施（乃至國際立法）は、或は他に對して守らなければならないとする行爲に關して爲され、又或は自らに對して守らなければならないとする行爲に關して爲されるものであるが、それらが必從的拘束性を有つ社會的規範意識に遵據して爲される限り、法律上もしくは道徳上の行爲であり、これに反して、それらがこれに基づかないで爲され、しかも、人類全般の生々發達を實現するものである限り、理想國際法上もしくは理想國際道徳上の行爲である。その際、前者であれば、それは、正なる行爲といはれ、これに反して、後者であれば、それは、善なる行爲といはれる（拙著、日本と新國際主義、參照）。國際社會において、正なる行爲及び善なる行爲は、實定法乃至法律としての國際法もしくは國際道徳の支配する場合にも存するが、しかし、ここでは、主としてこれの凋落した場合について、それらを問題とする。

變革期において、廣域勢力圏相互の間に、實定法乃至法律としての國際法の凋落することは、既に前にこれをいうた。國際道徳に關しては何ら述べなかつたが、しかし、これも、變革期が長く続き、國際間に戰爭が久しく行はれば、凋落することは、けたし、必然であらう。かくて、變革期において、廣域勢力圏の相互の間に、別言すれば、世界的國際社會に、一般に必從的拘束性を有つ社會的規範意識の凋落することは、これを認めることができる。けれども、それにも拘らず、この時期において、廣域勢力圏の内部において、必從的拘束性を有つ社

會的規範意識、即ち實定法乃至法律としての國際法及び國際道徳の支配することは、その際、前提せられ得なければならぬ。殊に廣域勢力圏相互の間に戰爭の存する場合には、尙更である。けれど、廣域勢力圏相互の對峙が、その間に實定法乃至法律としての國際法及び國際道徳の凋落を生ずるほどに、激化すればするほど、廣域勢力圏の内部の結束は、強化せられるべきであり、そしてこれは、國家の權力乃至社會の輿論を強化することに依つて、圏内の國際法及び國際道徳を維持するであらうからである。

國際社會において、正なる行爲及び善なる行動は、そこに實定法乃至法律としての國際法及び國際道徳が支配してゐる場合には、これらの支配しない場合におけるよりも、行はれ易いが、しかし、これらの支配しない場合にも、國家乃至廣域勢力圏がそれらを行ふに努力するべきであることは、その使命に照して、もとより自明である。そこで、國家乃至廣域勢力圏は、變革期において、先づ自己の圏内において新時代に適應する正なる行爲及び善なる行爲を行ふと同時に、圏外に對しても、これらの行爲を移すところをなければならない。これらの行爲が、先づ圏内に、そして次に圏外に、新たな實定法乃至法律としての國際法及び國際道徳を成立せしめ、かくて、廣域勢力圏の内部とその相互の間即ち世界的國際社會において、必從的拘束性を有つ社會的規範意識を支配せしめるに至ることは、既に右にこれを見た。

正なる行爲即ちここでは理想國際法上の行爲と、善なる行爲即ちここでは理想國際道徳上の行爲とは、右に規

定められたやうに、それぞれ、他に對して守らなければならない行爲と自らに對して守らなければならない行爲とに關して爲される、正善の意識の昂揚であり、國際社會政策の實施(乃至國際立法)であるに止まるから、理想國際法上の行爲及び理想國際道徳上の行爲とはいふもの、もとより、理想的な行爲であることを意義しない。ところで、これらの行爲が、必ずしも理想的な行爲であるに限らないに拘らず、しかも、理想國際法上乃至理想道徳上の行爲といはれるゆゑは、けだし、これらの行爲が、それぞれ、人類全般の生々發達の實現に合適するものである上に、他に對して守られるべき行爲乃至事項に關し爲され、又自らに對して守るべき行爲乃至事項に關して爲されるからである。のみならず、これらの行爲は、恰かも右にいはれた如くに正善の意識の昂揚であり又國際社會政策の實施(乃至國際立法)であるから、理想國際法上の行爲及び理想國際道徳上の行爲とはいふものの、決して想定せられたものとしての正なる行爲及び善なる行爲をいふものでなくして、却つて現實に行はれたものとしての行爲を意義するものでなければならぬ。ここでは、正善の意識の昂揚や國際社會政策の實施(乃至國際立法)の仕方ではなく、問題でなく、端的にその行爲そのもの、切言すれば人類全般の生々發達の實現を目的として爲されるこれらの行爲そのものを問題としてゐるのは、これを示すものである。

正善の意識の昂揚、否實に國際社會政策の實施(乃至國際立法)は、もちろん、他に對して守らなければならない事項に關して多く爲されるであらうが、しかし、自らに對して守らなければならない事項に關して爲されるこ

とも、決して少くない。他に對して守らなければならない事項に關して爲されるもの、即ち正なる行爲は、主として行爲の有つ外形乃至結果に關するものであるから、おのづから他からも重大視せられ、従つて又現實に強要せられる傾向を有し、これに反して、自らに對して守らなければならない事項に關して爲されるもの、即ち善なる行爲は、主として行爲に導く内心乃至動機に關するものであるから、おのづから他からも等閑視せられ、且現實に強要せられにくい傾向を有つ。けれども、善なる行爲は、恰かも内心乃至動機に關するものであるが故に、習慣乃至性格に依つて自然的に行はれ易く、これに反して、正なる行爲は、恰かも外形乃至結果に關するものとして、とかく人爲的に行はれる。だから、廣域勢力圏内において、廣域勢力圏もしくは國家が國際道徳上の行爲を爲す習慣乃至性格を育成するに至れば、たとひ變革期において廣域勢力圏相互の間に國際道徳及び實定法乃至法律としての國際法が全く凋落するに至つても、尙、理想國際法上の行爲よりは、理想國際道徳上の行爲を爲すことが、むしろ、多いであらう。況して、この時期においては、廣域勢力圏相互の間において、正なる行爲も、善なる行爲と等しく、他から強要せられにくくなつてゐるから、尙更である。一般に、自らに對して守らなければならないものは、他の操守のいかに拘らず守られるに反して、他に對して守らなければならないものは、他が常に破る場合には、おのづから自らもこれを閑却し去る危険がある。廣域勢力圏もしくは國家が、かくて、右の如くに、理想法上の行爲よりは理想道徳上の行爲を多く爲すことは、一應、認められ得る。

國際社會の結束には、他に對して守らなければならない事項に關する行爲即ち正なる行爲ももちろん有効であるが、しかし、それよりも、自らに對して守らなければならない事項に關する行爲即ち善なる行爲が一層重大であることは、いふまでもない。そこで、廣域勢力圏内においては、正なる行爲としての他に對する義務の履行も、もちろん、強化し乃至強調せられるが、しかし、更にそれよりも一層根本的なものとして、善なる行爲としての自己に對する義務が、一層深く自覺せられ乃至多く獎勵せられるであらう。例へば、圈内の國家が、自らに對しても誠實乃至健剛を主とし、大和の精神を發揮し、恩義を重んずるのみでなく、他に對してもこれを期待し、かくて、相互の間に條約を締結するに際しても、恩義・親睦・誠實・乃至健剛などを明文にすることのあるのは、これである。廣域勢力圏内において、國家がかくてかくの如き習慣乃至性格を獲得すれば、たとひ世界的國際社會即ち廣域勢力圏相互の間に必從的拘束性を有つ社會的規範意識が一度凋落しても、その相互の圈内における國家は、それぞれ、誠實乃至健剛に行動し、殊に大和の精神を保持し、恩義を忘れない行動を爲すであらうから、やがて、そこに國際道德が成立し、そして又實定法乃至法律としての國際法の成立を馴致するに至ることは、もちろん、期待せられ得る。

國家のかくの如き善なる行爲——それは、通常、國家道德といはれる——が、正なる行爲とともに、國際社會政策に屬することは、既に前にこれをいうた。そこで、國際社會政策は、前に見られたやうに、もちろん、理想國際法を顧慮して爲されなければならないが、しかし、その中でも右の如きものは、理想國際道德を顧慮して爲されるべきものといはれ得るであらう。常に公的目的の達成を念願する國家の國際社會政策に關しては、尙更さういはれ得る。

國際社會政策が理想國際社會の實現のために爲されるものであり、そして理想國際法がこの理想國際社會に照應するものであることも、既に前にこれを見た。そこで、理想國際法は——恰かも國際社會政策殊にその中の國際立法が理想國際法を顧慮する必要があると同様に——理想國際社會を實現するものとしての國際社會政策殊にその中でも國家の善なる行爲即ち國家道德の顧慮において確立せられなければならない。ところで、この國家道德は、右に従へば、理想國際道德の顧慮において爲されるべきものであるから、そこから、理想國際法の確立には理想國際道德の顧慮が必要であるとの結論が導かれるが、これは、もちろん當然である。従つてこの結論は、上來の考察の信ぜられ得ないものであることを語るものではなくして、却つて反對に、その眞理性を保障するものであるといはなければならない。

理想國際法の確立に理想國際道德の顧慮が必要であるといふことは、即ち明日の國際法の想定に明日の道德的秩序の顧慮が必要であるといふことである。かくて、大東亞共榮圏における明日の國際法の内容を確立するためには、人々は、先づ一般に今日必要とせられる國際社會政策の何であるかを明かにするとともに、それに附隨し

て、そこに建設せられるべき、もしくは建設せられることを期待せられてゐる道徳的秩序の何であるかを、併せ知ることを肝要とする。この論結は、前に私が「明日の國際法は、將來、實定法乃至法律の外に、道徳も、従つて又道義も支配することを豫想して確立せられなければならない」と述べたことと全く無關係にここに抽出せられたが、しかし、期せずしてこれと相照應する。(但し、この道徳的秩序を知ることが、嘗に理想國際法の確立のためのみでなく、又實に今日における人々の道徳的努力に指導を與へるためにも、又理想國際法との合作において、明日の道義的秩序を建設するためにも、必須的であるが、これは、別論である)。

大東亞共榮圈における明日の國際法の内容を確立するために必要とせられる國際社會政策乃至道徳的秩序を知ることが、しかしながら、本書においては、副貳的意義を有つに止まるから、その詳細は、もちろん、他に譲らなければならない。大東亞共榮圈における明日の國際法は、次ぎの國際社會政策上の諸主義及び諸原理に立脚しなければならない——全同主義(即ち全部協同主義)・總體主義・邦本主義(即ち「本位主義」)・重國家主義(即ち國家尊重主義)・新國際主義・及び協和主義の六主義、並びに大和の原理・奉仕の原理・潤朗の原理・及び清明の原理の四原理は、即ちこれである。前者は、人類全般の生々發達の實現に寄與する限りにおいて行政主義といはれ得るものであるが、後者は、道徳的原理である。これらの諸主義及び諸原理の何であるかに關しては、既に私は、他の機會にこれを述べてゐるから(拙著、大東亞建設の理、念とその實現、參照)、ここにこれを贅ししない。

今、これらの諸主義及び諸原理は、國際社會政策上の諸主義及び諸原理として大東亞共榮圈を文字通りに共榮圈たらしめるに必須的であるから、大東亞共榮圈における明日の國際法の確立に際しても必ず顧慮せられなければならないが、しかし、その中でも、これに緊密な關係に立つものは、前の行政主義であるよりは、むしろ、後の道徳的原理である。けだし、理想國際法否一般に理想法の當體を爲す規範に純粹規範と方法規範との二が存し、そして後者でなく前者が、固有の意味における規範であることを、前にいつたが、右の行政主義は、いづれかといへば、後者に豫想せられるに反して、道徳的原理は、前者に豫想せられるからである。そこで、行政主義に關してはこれを措き、道徳的原理に關してのみこれを具體的にいふなら、例へば、大和の原理乃至奉仕の原理が後に見られる民族會議・宗教會議などに採擇せられ、及び潤朗の原理乃至清明の原理が國家相互の儀禮として準據せられるといふやうに、それが純粹規範たる理想法と緊密な關係に立つことは、いふまでもない。

四

現代の理想國際法即ち今日以後乃至明日の國際法が廣域勢力圏毎の國際法でなければならないことは、既に前にこれをいうた。大東亞共榮圈における明日の國際法は、この前提の下に想定せられるべきものである。このことに關しては、もはや決して疑ひがあり得ないが、しかしその想定に充分の自信を有ち、且それに正しい方向を與へるために豫め誤解を一掃する必要のあることは、今日においてこの明日の國際法を想定してこれを實施する

ことが、決して現實の國際法に違反するものでないといふことである。

廣域勢力圏内の國際法には、今日漸く確立の緒に就いた大東亞共榮圈及び獨伊廣域圏のそれを除いては、僅かにアメリカ廣域勢力圏のそれが、數へられ得るに止まる。イギリス及びソ聯も、廣域勢力圏ではあるが、しかし、これらは、共に大領域國家であるから、圈内に國際法がない。(假りにイギリスにおいて、アイルランド自由國即ちエール國・インド帝國・及び自治領などを國家と見て、そこに國際法の存することをいうても、イギリスそのものは、分散的廣域圏であり、そしてここに見ようとする廣域勢力圏は、密集的廣域圏であるから、決して問題とせられ得ない)。ところで、このアメリカ廣域勢力圏は、一八二三年にアメリカ合衆國大統領モンローの宣言したいはゆるモンロー主義に淵源し、一九三三年同國大統領フランクリン・ローズヴェルトがいはゆる善隣政策を採用し、中南米の諸國家と諸多の條約を締結して以來、成立したものであるが、學說に依れば、そのモンロー主義が國際法上認められ得ないのみでなく、これらの諸條約乃至アメリカ廣域勢力圏を前提したアメリカ合衆國の行動(例へば國防促進法・安全水域の設定など)の中には、國際法の修正を意義するものが決して尠くないといはれる。けれども、これは、アメリカ廣域勢力圏乃至その國際法が世界的國際社會にいはゆる一般國際法が現實に存した場合に、これを無視したから、(もしくはこれに準據したと稱しつつも、その實は、修正を加へたから)、さういはれるに止まり、少くとも第二次世界大戰以後は、廣域勢力圏乃至その國際法の成立は、決してアメリカ廣域勢力圏

乃至その國際法の成立と同一に論ぜられ得ないと思はれる。今や、世界的國際社會は崩壊し、そして世界的な國際法共同態が消滅し、又一般國際法は多く凋落し、そしてその代りに種々のところ、國際慣習が支配するに止まる。(人は、或は、例へば條約締結の手續に關する從來の慣習國際法の如きは、もしこれに準據しないときには、今日乃至將來においてもその條約の有効な成立を妨げるから、今日も尙存するといはうが、しかし、その今日國際慣習化したことは、既に前にこれをいうた。條約締結がこの國際慣習に準據しないときに、それが有効に成立しないのは、當事國家が默示的に「この慣習に依據しない場合には條約が取消され得る」ことを認めるに出でたものであり、決してその慣習國際法であることの證左ではあり得ない。このことは、條約締結の手續の如きいはば末梢的な事項に關する社會的規範意識が、廣域勢力圏の成立乃至その存続の如き重大な事項に關する社會的規範意識に對して、その拘束力において優位し得るべき理由がないことに照して、もとより明白であらう)。そこで、第二次世界大戰以後は、大東亞共榮圈及び獨伊廣域勢力圏は、それ以前に支配した一般國際法に關係なく成立し、そして又今日においては、それぞれの廣域勢力圏は、それぞれ、そこにのみ通用する條約乃至條約國際法を定めて、それぞれの國際社會乃至國際法共同態を作らうと努めてゐる。だから、廣域勢力圏即ち大東亞共榮圈及び獨伊廣域圏の成立に關しては、從來の一般國際法の觀點から適法乃至違法をいひ得ないし、又廣域勢力圏内の一切の出來事に關しても、今後はその廣域勢力圏内の條約乃至條約國際法の觀點からその適法乃至違法を決するべきであ

り、決して右の一般國際法の觀點からこれを爲すべきではない。問題は、廣域勢力圏乃至その國際法の成立が理想國際法上承認せられ得るか否かに存するが、しかし、少くとも大東亞共榮圏の成立の人類全般の生々發達の實現に適することは、既に前に知られた如くであるから、その理想國際法上承認せられ得るものであることは、もとより贅するを俟たない。

廣域勢力圏の生成は、歴史的必然性に基づくが、これを望ましく形成するか否かは、人々の努力の問題である。大東亞共榮圏の建設に當つては、だから、人々は、その歴史に知られない新現象であるに慥しく、それに一新機軸を與へるに努力するべきである。人々は、今日においては、もはや舊國際法に拘泥する必要はなく、只人類全般の生々發達を實現することを顧慮するべきである。(例へば、一九四〇年の七月、ハバナ第二回汎米外相會議において、アメリカ合衆國の國務長官ハルは、「ヨーロッパ國の領域で、西半球にあるものは、それがアメリカ諸國と同性質の統治が行はれる限り、アメリカ諸國はこれを認めるが、さうでない場合には、本國のその領域に對する支配權をも否定する」との演説を爲した。かくの如き否定は、未だ一般國際法が通用した當時においては、もちろん違法であつた。けれども、今日においては、それが、もしくはそれと類似のことが、いつれの廣域勢力圏において爲されても、もとより違法といはれ得ない)。但し、人類全般の生々發達を實現するために、成るべく舊國際法を参照して、それに適したものに従ふ必要があることは、これを認めるが、しかし、これは、舊國際法に

従ふものでなくして(といふのは、舊國際法はもはや、通用してゐない)、理想法に従ふものである。

大東亞共榮圏を人類全般の生々發達の實現の目的のために建設し、そしてこの目的において國內の國際法を形成することは、日本の要望であり、又國內の諸國家の要望でもあるべき筈であるに拘らず、これが未だ國際法學者の間に輿論となるに至らないのは、多くの學者が、あへて明日といはず今日の國際法が既に廣域勢力圏毎の國際法であるに拘らず、これを信じないためであり、そしてこれを信じないのは、かれらが、第二次世界大戰まで存したいはゆる一般國際法乃至世界的國際法共同態が今日も否明日も存すると、思惟するためである。國際法學者が多くかく思惟することは、多分、かれらが、今日まで、かくの如き國際法乃至國際法共同態の究明成果をかれらの國際法學としてゐたために、殆んど無意識的に、この究明に依つて實踐を指導することの正當性を固信してゐるに基づくものであり、極めて根柢が深い。(尤も、かれらは、その際、大東亞共榮圏の成立が、いはゆる一般國際法乃至世界的國際共同態を前提しても、適法であるとせられ得ることに自信を有し、且人類全般の生々發達の實現するために國內の國際法を形成することが、決して一般國際法に違反せず、乃至は世界的國際法共同態の否定に導くものでないことをも確信してゐるであらうが、この點には、今は問題がない)。けれども、かれらのこの固信は、元來、解釋と適用とを混同するもので、全く誤想であり、そして又、かれらの右の思惟は、この固信の誤想であると否とに拘らず、決して正當でない。ところで、今、ここにかれらのこの固信の誤想であるゆ

ゑんを究明することは暫くこれを措き——但し、この點は、實際的に大なる意義を有つから、後に、尙、言及する機會を得ようと思ふ——端的に右の思惟の正當でないゆゑんを明かにするなら、これは、もちろん、第二次世界大戦以後は、右のいはゆる一般國際法や世界的國際法共同態が存しないことの立證でなければならぬ。

(一) 先づ、今日、從來久しく行はれ來つたいはゆる一般國際法が凋落し去つたことは、明白である。既に第二次世界大戦以前において、ヴェルサイユ體制・國際聯盟などの平和維持機構が、全く無力となり、又安全保障を目的とした國際條約たる一九二八年の不戰條約も、參加國が五十有餘を數へたに拘らず、一片の紙屑と化したのが、これらは、即ち、その平時國際法の漸く凋落したことを示すものでなければならぬ。のみならず、第二次世界大戦以後においては、交戦國相互の間に空軍に依る盲爆、潜水艦に依る病院船や漁船の撃沈など、その他數々の事項に關していはゆる一般國際法に依つて認められない多くの行爲が行はれてゐるが、これらは、即ち、その戰時國際法の全く凋落し去つたことを示すものでなければならぬ。今、平時國際法の凋落はともかくとして、この戰時國際法の凋落は、今日が戰時であるから、特に重大である。人は、或はいふかも知れない——「戰時においては、國際法違反の行はれることは、通常であり、しかも、この違反があるが故に國際法の通用しないことをいふのは、早計である」と。いかにも、國際法は當爲の行爲を規定するものであるから、それが實有の行爲と合致しないことは、戰時においてはむしろ通常であり、そして國際法違反の行爲に依つて國際法の通用しないといは

れ得ないことは、右の行爲が必從的拘束性を有つ社會的規範意識たる國際法を直接に變改する性質のものでないことに依つても知られ得よう。けれども、國際法違反の行爲が、たとひかくて國際法を直接に變改する性質のものでなくとも、それが頻繁に行はれるときに、遂にその凋落に影響することは、亦、自明である。しかも、今日においてかくの如き事態が既に生じてゐることは、果して何人がこれを拒否し得るであらうか？ 人は、或は又、いふかも知れない——「多くの國際法違反らしく見えるものは、實は國際法の認めるところの復讐に外ならない。だから、國際法違反らしく見える多くの行爲の發生に拘らず、これが國際法の凋落でなく、却つてその存續を示すことは認められ得る」と。けれども、この立言は、その論點において混亂があるから、決して有効に成立しない。けだし、ここに問題とせられてゐるのは、復讐に關する一般國際法の存續ではなくして、却つて復讐行爲の前提する國際法違反の行爲に依る國際法の凋落であるからである。のみならず、更に進んでこれをいへば、ここに援用せられた復讐に關する一般國際法に關してすら、その凋落がいはれ得よう。いかにも、最初の國際法違反の行爲に對して復讐行爲の行はれたときには、尙、從來の國際法の通用が害せられないといはれ得ると同時に、復讐に關する一般國際法が通用してゐることが認められ得よう。けれども、これらの行爲が反復せられ、そして當事國家のいづれもが、もはや復讐を口にしないで相互に只復讐を繰返す場合には、その一般國際法が違反せられた國際法とともに凋落し去つたことは、認められなければならない。しかも、諸多の事情に依つて察する

に、今日は既にかくの如き情況に達してゐるかに見える。即ち、一般國際法は、今日においては、もはや凋落した。もちろん、今次の戦争において、當事國家は、常に國際法を蹂躪してゐるのではない。一定の國家にあつては、むしろ、この國際法にできるだけ準據しようとする努力さへが見られ得る。けれども、いはゆる一般國際法は、もちろん、決して一定の國家の努力ではない。のみならず、それは、既に前に知られたやうに、國際間に行はれる必從的拘束性を有つ社會的規範意識であるから、その凋落は、もちろん、かくの如き一定の國家の努力に依つて、阻止せられ得ない。そこで、右の努力は——一般國際法の規定が時代の實情に合適しない故に蹂躪せられることは、國家の不可避的な從つて理由のある害悪として見られ得るやうに——人類全般の生々發達を實現する念願の發露として見られるべきであり、決して一般國際法の今日尙通用してゐることの證左とせられるべきものではない。だから、重ねていふが、一般國際法は、第二次世界大戰以後、確かに凋落し去つた。

(二) 次に、世界的國際法共同態も、第二次世界大戰以後、全く崩壊し去つたことは、明白である。第二次世界大戰以前までに發達した世界的國際法共同態が、ヨーロッパ家族團體乃至キリスト教國際法共同態に淵源し、後に、トルコが條約に依つて、及び日本・支那などがその實力に依つて、それぞれ、明示的及び默示的にそれへの参加を認められたものであることは、既に前章及び第四章にこれを指摘しておいた。世界には、もちろん、日本・支那・トルコなど以外にも、事實上乃至國內法上の國家が存しないのではなかつた。けれども、これらの諸國

家は、別段の理由もなく、右の國際法共同態の外に置かれ、そしてこの共同態に屬する諸國家の帝國主義の犠牲に供せられた。(帝國主義は、人々の通常理解するやうに、只單に國家の軍事活動に依る領土の擴張や資本輸出に依る搾取範圍の擴大ではない。それは、實に右の國際法共同態に屬する諸國家のそれに屬しない國家その他の者に対する併呑乃至抑壓の方策に外ならなかつたし、そして又かくの如きものであつた場合に、殘忍且悲惨な結果を示した。)のみならず、今日においても、新設の事實上乃至國內法上の國家は、決して當然に右の國際法共同態に参加することを許されない。それがこれに参加することを許されるためには、一定の要件即ち右の國家が一定の資格を有することが必要であり、そして右の國家がこれを有するのは、右の國際法共同態に屬するすべての國家が、一般國際法に基づいて明示的に乃至默示的にそれを國家として承認した場合、切言すれば、その國家が一般國際法を遵守する意思と能力——かくの如き能力は、即ち、一定の領域において獨立の支配者權力が打破せられがたく確立したときに始めて成立する——とを有してゐることを確認した場合に限る。(一般國際法の通用する範圍と世界的國際法共同態の範圍とは、今日においては、必ずしも合致しない。例へば、第二次世界大戰以前に、日本が滿洲國乃至中華民國と條約を締結したときに一般國際法に依據したから、これらの國家にも一般國際法が通用してゐるが、しかし、これらの國家は、米英その他の多數國家に依つて承認せられなかつたから、そのときにおいても世界的國際法共同態に参加したとはいはれ得なかつた)。即ち、世界的國際法共同態は、たとひ世界的規模に

おいて形成せられたとしても、本來、閉鎖的乃至排外的であり、開放的乃至包容的でなく、決して世界のすべての國家をその成員とするものではなかつた。そこで、もしこの國際法共同態に参加しない諸國家が、この國際法共同態に通用する一般國際法に基づかないで、共同に條約を締結し、その間に必從的拘束性を有つ相互律即ち國際法を馴致するに至れば、たとひ一般國際法上いかに見られようとも、それに拘らず、世界に、右の世界的國際法共同態と異なる別個の國際法共同態の形成せられ得ることは、もとより理論的に認められなければならない。(只、從來、かくの如きものは、實際的に形成せられなかつたに止まる)。否、それどころか、右の諸國家が一般國際法に基づいて條約を締結しても、或は又右の諸國家の代りに世界的國際法共同態から脱退した諸國家がさうしても、更に又これらの諸國家が右の諸國家と一般國際法に基づいて條約を締結しても、或は最後に、世界的國際法共同態の成員國家がその非成員國家としても、苟くもそこに新たに別個の國際法共同態を形成する意思が認められ、且新たな一般國際法が成立する限り、亦、同斷である。即ち、世界に國際法共同態が二以上存在することは、決して不可能ではない。現に、例へば、日本が第二次世界大戰以前に、たとひ一般國際法に依據したとはいへ、滿洲國乃至中華民國と條約を締結し、共同宣言を發したが、そこには、既に必從的拘束性を有つ相互律即ち日滿華の國際法が支配してゐるから、世界的國際法共同態以外にこれと交錯する他の國際法共同態が成立したことは、認められ得る。しかも、かくの如き結論を導く事例は、例へば第一次世界大戰以後における列國のソ聯の承認の

場合にも見られ得る如くに、決して稀でない。(世界的國際法共同態と交錯する他の國際法共同態でなく、その範圍内に存する國際法共同態について語るなら、世界的國際法共同態の任意の複數成員國家が相互に條約を締結し、そこに特別國際法を成立せしめるに至つた場合も、その外に數へられ得るが、今はこれを措く)。尤も、以上は、世界的國際法共同態の存在を前提して、これに對峙する他の國際法共同態の存在をいふものであるが、しかし、今日においては、この世界的國際法共同態が、戰爭とともに崩壊し去つたから、そこに複數の國際法共同態の成立する可能性は、一層大となつたといはれ得よう。もちろん、戰爭があれば、常に必ず國際法共同態が崩壊すると爲すことは、極端である。戰爭に依つて、國家間に對立が生じても、そこに對立を統一する何らかの目的があり、そしてその戰爭が人類全般の生々發達の實現のために止むを得ず戦はれる場合には、決して國際法共同態の存続を害しない。(日本が蔣政権下の中華民國と戦つたのは、その反省を促すためであり、決してその亡滅を意圖しなかつたし、且人類全般の生々發達の實現のために止むを得なかつたに出でたものであるから、まさにこの事例を爲すといはれ得る)。けれども、このことは、第二次世界大戰に關しても、同一にはいはれ得ない。戰爭における當事國家の一方が、他方を地球上より抹殺することを欲し、一方の國民が他方の國民の最後の一滴までも奪去することを企圖し、そして責任者がこれを揚言するが如き場合には、そこにはもちろん對立における統一がなく、且人類全般の生々發達を實現する意圖が存在しない。その際、他の側にこれが存在しても、國際法

共同態は、果して存続するといはれ得るであらうか？ そこでいふ——『第二次世界大戦以後は、従来の國際法共同態は、崩壊し去つた』と。

第二次世界大戦以後、従来の一般國際法及び世界的國際法共同態が存しないことは、かくて、論證せられた。だから、世界に、現在否殊に將來、廣域勢力圏毎の國際法を生ずるであらうことは、自明であり、そしてかくの如き國際法が一度成立すれば、その廣域勢力圏毎に、諸國家の國際法共同態が形成せられることも、自明である。但し、このことは、もちろん、異なる廣域勢力圏に屬する國家、否實にその廣域勢力圏相互の間に、條約の締結に基づく國際法乃至國際法共同態の成立し得ることの否定を導くものでは決してない。(日獨伊三國同盟條約の如きは、實にかくの如き國際法乃至國際法共同態を成立せしめた事例を爲すといはれ得よう)。世界に、かくの如きものが多數に成立し、それぞれ、國際法及び國際法共同態が重疊的に通用し及び形成せられれば、これらを基礎として全地社會に共同的に通用する一般國際法が新たに成立し、これとともに世界的國際法共同態が漸く形成せられるに至ることは、もちろん、期待せられ得るが、しかし、これは、廣域勢力圏毎の國際法の成立の後に屬するから、ここでは、暫く考察の外に置いてよい。

五

大東亞共榮圈における明日の國際法は、現實に立脚して望ましいものを實現する趣意において確立せられな

ければならない。いはゆる現實への立脚は、これを二に分けて考へることができる。その一は、現實の國際法に立脚することであり、そしてこれが、西洋精神に基づく國際法を東洋精神殊に日本精神の理想に依つて導くことに歸着することは、既に第三章においてこれを明かにした。その二は、現實の社會の實情に立脚することであり、そしてこれが、結局、全同主義・總體主義・邦本主義・重國家主義・新國際主義・及び協和主義なる行政主義、並びに大和の原理・奉仕の原理・潤期の原理・及び清明の原理なる道德的原理を顧慮することに赴くことは、既に前にこれを確めた。ところで、一般に明日の國際法の内容が、(イ)廣域勢力圏毎の國際法であり、(ロ)總體主義的正義を貫徹したものであり、(ハ)人類全般の生々發達を計り且緊急權を承認するものであり、(ニ)及び將來實定法乃至法律の外に道德も從つて又道義も支配することを豫想して確立せられたものであるべきことは、既に前に見られた。だから、大東亞共榮圈における明日の國際法は、このことを前提して確立せられるべきであるが、しかもその確立に當つて、右の如くに、西洋精神に基づく國際法を東洋精神殊に日本精神の理想に依つて導き、乃至は全同主義・總體主義・邦本主義・重國家主義・新國際主義・及び協和主義なる行政主義並びに大和の原理・奉仕の原理・潤期の原理・及び清明の原理なる道德的原理を顧慮する必要があることは、もとより、いふを俟たない。

大東亞共榮圈における明日の國際法は、大東亞共榮圈の建設を前提し、そしてこの後者は、大東亞戦争の完遂を前提するから、前者も、亦、これを前提して確立せられなければならない。但し、大東亞共榮圈における明日

の國際法においてこの戦争の完遂のために顧慮せられるべきものは、既に前に知られたやうに、純正規範に屬するよりは方法規範に屬し、従つて國際社會政策的なものであるから、理想法の内容を爲すことが案外に妙いと思はれる。尙、大東亞共榮圈における明日の國際法は、組成法と作用法との二に分かれ、そして大體についてこれをいへば、前者には、大東亞共榮圈の組成と總體主義的正義の貫徹とに關するもの、及び後者には、人類全般の生々發達を計り且緊急權を承認することと將來實定法乃至法律の外に道德乃至道義の支配するを豫想することとに關するものが屬するとせられ得るが、しかし、嚴正にいへば、右の組成法と作用法とのいづれにも、これらのすべてが顧慮せられるべきこと、そしてその際、特に大東亞共榮圈の強化が考へられなければならないことは、もちろんである。

大東亞共榮圈における明日の國際法の内容を確立することは、新國際法の建設の理論のみを問題とする本書の目的の外に存するから、これを措く。但し、その必要は、既に右に確認せられたところであるから、その確立は、決して一日も等閑に附せられ得ない。そこで、ここでは、大東亞共榮圈における明日の國際法の内容ではないが、しかし、とりあへず、これを制約する根本原則ともいふべきものを指摘し、そしてこれを、必ずしも右の組成法と作用法との差別に拘らず、次に列記することとする。それは、左の如くである。――

(一) 大東亞共榮圈は、既に今日においては何人にも熟知せられてゐるやうに、日本を核心とする密集的廣域

國家結合であるが、その範域は、既に私が他の機會において述べてゐるやうに、次ぎの基本原則及び從屬原則に従つて決定せられるべきである(拙著、大東亞建設の理)。

(イ) 基本原則

(A) 共榮圈の範域は、人類全般の生々發達への關心において決定せられるべきこと。

(B) 共榮圈の範域は、國外殊に圈内の國家・民族・階級・その他一切の人類の生々發達を、最大に實現し得るやうに決定せられるべきこと。

(C) 共榮圈の範域は、それが他の接地的廣域勢力圏と協調して、人類全般の生々發達に適切に貢獻する實力を有し得るやうに、決定せられるべきこと。

(ロ) 從屬原則

(A) 共榮圈の範域は、資源と人口との權衡を得る外に、これらを充分に保有し、他の勢力圏に多く依存しないやうに、別言すれば、經濟的獨立性を得るやうに、決定せられるべきこと。

(B) 共榮圈の範域は、政治的殊に軍事的に必要な地點を、十分にそして成るべく圈内に、確保する顧慮において、決定せられるべきこと。

(C) 共榮圈の範域は、圈内の實力の結集を妨げる事實を除外する趣旨において決定せられるべきこと。

(a) 核心國家たる日本より遠方にある巨大勢力は、これを次ぎの(b)の顧慮の下に圏外の緩衝地帯に置く。

(b) 核心國家たる日本と社會的且文化的に融合しがたい巨大勢力は、(a)の顧慮の下に、これを成るべく圏外に置くか、もしくはその周邊に牽制勢力を置く。

(二) 大東亞共榮圏における國家結合型態に關しても、私は、既に他の機會においてこれを述べてゐる(大東亞建設の基礎、理論、參照)。一般に、國家の結合には、無形結合(即ち精神結合及び物質結合)と有形結合(即ち機會結合及び組織結合)との二が分かれたれ得るが、大東亞共榮圏は、この中の後者(殊に組織結合)でなければならぬ。ここに無形結合とは、當事國家が抽象的殊に具體的援助を約束する條約上の結合をいふが、これに反して、有形結合(といつても組織結合)とは、複数の國家が共同の機關を有して、(即ち只單に共同の事務を處理する關係各國家の機關があるといふに止まらない)、これに關係國家間の對内事務即ち圈内事務、乃至は對外事務即ち圏外事務もしくはこれらの双方を處理せしめる結合をいふ。現在のところ、大東亞共榮圏は、決して有形結合でなく、無形結合であるに止まつてゐるが、これは、全く大東亞共榮圏の成立の日が浅いのと、尙、大東亞戰爭の混沌期にあるに因る、大東亞共榮圏の成立は、歴史的必然性の顯現であり、従つてその共榮圏は、將來崩壊するものでなくして、固成して行くものであるから、有形結合は、けだし、當然である。尙、國家の結合殊に組織結合には、(その中

に、錯綜結合と統一結合と、及び上下結合と並列結合との區別が存するが、これらに關しては、後段に言及する)、結合圈内事務もしくは結合圏外事務のいづれかに關して生ずる特殊結合とこれらの双方に關して生ずる綜合結合と、及び關係各國家が臨時に機關を派遣しもしくは機關を常置して共同事務を處理する單式結合と常置機關を置くことの外に臨時機關をも派遣して共同事務を處理する複式結合とが別けられ得るが、大東亞共榮圏は、これらの中の綜合結合及び複式結合であることを必要とする。けだし、大東亞共榮圏においては、圈内の諸國家は、單に外交乃至軍事においてのみでなく、政治・經濟・文化などの各領域において互助連環の關係に立つことを豫期してゐるから、必然的に綜合結合を爲すであらうし、又大東亞共榮圏そのものが歴史的必然性に基づいて成立したものとて堅實に固成して行くためには、複式結合は、當然であるからである。現在のところ、大東亞共榮圏は、無形結合ではあるが、しかし、日滿・日華・日泰・日緬の諸條約に見られるやうに、とにかく綜合結合であり、そして又不完全ではあるが、複式結合であるといはれ得る。國家の結合において、組織結合には、從來、國家聯合及び國際聯盟の如き特殊結合は存したが、未だ綜合結合は存しなかつた。そこで、今この組織的綜合結合を國家協同といふなら、大東亞共榮圏は、將來、この國家協同の型態を採るべきであらう。國家協同には、組成各國家の協同が法律的なると道義的なるとに依つて、國際聯携と國家協契との二の種類があるが、大東亞共榮圏は、道義的秩序の建設を目的とするから、もちろん、前者でなくして、後者であるべきであらう。

(三) 大東亞共榮圏は、原則として國家の統一結合に立脚するべきであるが、しかし、一定の限度においては、錯綜結合をも認め、並列結合(平等結合)に立脚するべきであるが、しかし、一定の事項に關しては、上下結合をも認める。ここに統一結合とは、大東亞共榮圏の組成國家のすべてが参加する全體的組織結合をいひ、そして錯綜結合とは、その二三の國家のみが参加する部分的組織結合の錯綜をいふ。並列結合は——道徳的には別として少くとも法律的には——大東亞共榮圏に通用する一般國際法の認められた國家に對する保障を組成國家が同一に享受する結合であり、そして上下結合は、これらの國家の中の一定の者が法律的にも右の保障を制限的に享受する結合である。大東亞共榮圏が統一結合でありながら一定限度の錯綜結合を認めるとは、例へば、大東亞共榮圏なる全體的組織結合の外に、日滿・日華・日泰・日緬などの部分的組織結合の存在を妨げないことをいひ、そして並列結合でありながら一定事項に關して上下結合を認めるとは、例へば、組成國家が皆獨立を保障せられるが、一定の國家が、一定の事項に關してその自由を制限せられ、日本の、もしくは日本・中華民國・滿洲國・泰・ビルマなどの承認を経るを要するとせられることをいふ。錯綜結合を認める根據は、大東亞共榮圏の結合を化石化せしめないで、それに柔軟性を與へることに存し、そして上下結合を認める理由は、大東亞共榮圏の堅實な發達を期するために現實の實情に即應する必要に求められる。但し、錯綜結合はこれを措き、上下結合を認めることに關しては、それが、大東亞共榮圏内に、從來の國際法の認める保護關係を設定し、米英的秩序を復活するものでないかとの

疑惑の餘地があり、しかも、かくの如きは、大東亞共榮圏が大東亞の解放を目的として建設せられることと矛盾するかに見えるから、それに關しては、十分な吟味が必要とせられる。けれども、この疑惑乃至矛盾は、決して有効に成立しない。(一)先づ、大東亞共榮圏内の一定國家の受ける自由の制限は、その内政の方面に存しないで、外政の方面に存する。しかも、それは、圈内の國家に對する關係において存しないで、却つて圏外の國家に對する關係において存するに止まる。そこで、それは、從來の國際法上存した保護關係において、被保護國が、内政と外政とを分かつたず、軍事・外交・財政などに互つて保護國の與へる制限に服したることと、事實的に異なるところがあり、殊に何よりもその制限が、國際法上の直接の制限であり、圈内の他の國家より受ける制限でない點において、性質的にも右と異なるものがある。(二)次に、大東亞共榮圏は、曩にもいはれたやうに、組成國家が政治・經濟・文化などの領域において互助連環の關係に立つ結合であるから、この互助連環の趣旨を貫徹するために、圈内の一國家乃至數國家が、他の數國家乃至一國家に駐兵の權利をも有し、財政を援助する義務を有することなどは、もちろん、認められなければならない。(もしこれを認めないなら、大東亞戰爭の遂行は愚か、大東亞共榮圏の確立は、不可能とならう)。軍事・財政などにおいて圈内の他國家より援助を受ける一定國家が、國際法上、圏外の國家に對して外交を禁止せられ、もしくは他國家の承認を得て一定事項を限つて圏外事務を處理し得るとせられることは、當然である。大東亞の解放を目的として大東亞共榮圏を建設するためには、かくの如きは

必須的要件を爲す。そこで、それは、制限的にはあるが、大東亞共榮圈國際法上も、亦、認められる。

(四) 大東亞共榮圈は、原則として並列結合に立脚するから、その組成國家は、原則として法律的に平等の關係に立つが、(そこで、それらは、この觀點からして、しばしば友國乃至友邦であるといはれる)、しかし、その間に親子國家・兄弟國家及び叔甥國家——師弟國・先輩後輩國は、「くに」の差別であるから、これを措く——の差別の存することは、望ましい。(但し、これらの國家の差別は、圈外の國家に對する關係において、主國副國もしくは正國副國などの差別として妥當せしめられるべきであらうが、ここでは問題でない)。ところで、これらの國家は、皆共に國家であるから、それぞれ、人民・領土・主權などを有し、一方においては、法律上、人格を有し、自由を認められ、且權利義務の主體たり得る能力を有つ點において同一であり、又大東亞共榮圈に通用する一般國際法の保障を受ける點において均等であるのみでなく、他方においては、又實に道徳上、自己目的性を認められて決して他國家の手段として存在するのではなく、乃至は人格の權威を認められて決して自己の創意を否定し去られるものでない點において、同一乃至均等である。けれども、それかといつて、これらの國家は、恰かも親子國家・兄弟國家及び叔甥國家の名稱がこれを暗示するやうに、その間に、全く何らの差等をも有たないのではない。(尤も、この差等は、もちろん、強力性の相異に基づく事實上の差等ではない。そのこれでないことは、個人相互の間においても、親子・兄弟・乃至叔甥の關係が強力性の相異を意義しないことに徴しても、知られ得る)。

國家相互の間において、親子國家・兄弟國家及び叔甥國家の關係は、社會的規範意識上成立し、そして次ぎの如き効果をさへ生ずるから、それが必從的拘束性を有つ場合には、法律上乃至道徳上の意義を有つといはれなければならぬ。例へば、親國家が、大東亞共榮圈の共同機關に子國家よりも多くの役員を出すとか、會議において主たる活動を爲す地位を與へられるといふが如きは、法律上の效果であり、又例へば、子國家が親國家に對して機會ある毎に慰勸の禮讓——かくの如き禮讓の中で、子國家の元首の親國家訪問は、けだし、必然とせられよう——を示し、且國內の人民に對して親國家の恩義を語るといふが如きは、道徳上の效果である。即ち、親子國家・兄弟國家及び叔甥國家の關係は、かくて、法律上乃至道徳上の意義を有つ差等を示す。しかも、この差等は、少くとも道徳上は、上下乃至先後を示すが、(但し、その際、大東亞共榮圈内の國家が、かくの如き上下乃至先後の差等に従つて道徳上の行爲を爲すことに、恥辱でなく矜持を感ずることは、もちろんであり、そして又望ましい)、しかし、法律上は、たとひ言葉の理解のいかに依つては先後を示すといはれ得ても、決して上下を示さない。けだし、大東亞共榮圈の共同機關に對する關係において、一國家が、たとひ右に例説せられたやうに、他國家に優越する地位にあつても、圈内の各國家が右の共同機關の決議を採擇することに自由である限りは、さういはれ得るからである。大東亞共榮圈は、原則として並列結合に立脚するから、その組成國家は、かくて、法律的に平等の關係に立たしめられるべきである。但し、因みにいふが、大東亞共榮圈内のいはゆる土侯國は——そ

の存続が歴史的必然性に反するほどの微小國家である場合は別として（といふのは、現代以後の國家の資格には、その領土・人口・その他の規模などにおいて、おのづから、一定の標準がある）——もちろん、大東亞共榮圈の國際法主體としての國家であり、又共榮圈を組成する國家であるが、しかし、幼年國家として一定國家の後見に服し、且共榮圈の共同機關に役員を送らず、そして後見國家が適當と認められた時期において、列國會議に依つて、その後見を離れて共同機關に役員を送るか、もしくは自發的に他の國家と合同するべきであらう。

(五) 大東亞共榮圈の核心國家は、これを日本とする。日本は新設國家に對しては親國家たる地位を取得する。(親國家と子國家との關係は、決して從來の國際法上のいはゆる保護關係ではない。けれど、保護關係においては、前に知られたやうに、保護國家は、被保護國家に對して、その外交・軍事・財政などの重要な國務に干與するが、これに反して、親子關係においては、親國家は、子國家に對してかくの如き干與を爲さず、只子國家が親國家の人民乃至官吏を自己の國家機構に顧問乃至官吏として採用するに過ぎないからである。)のみならず、日本は、核心國家たる地位に基づいて、共同機關の構成乃至列國會議においても、主たる役割を營む。(大東亞共榮圈乃至世界の人々が、もしこの論斷をもつて私の國籍が然らしめる主觀的希望であると輕視するなら、それは、もちろん、正當でない。日本のかくの如き役割を營むことは、常に必然であるのみならず、又實に望ましいものとして、客觀的承認を博すべきことでなければならぬ。)しかも、これらは、大東亞共榮圈の建設も、新設國家の存在も、

主として日本の努力に基づく以上、當然に認められなければならない。(少くとも、日本國家が、ビルマ・フィリッピンなどの國家に對して、親國家たる地位に立つことは、これを事實的にいつても、前者が後者の生みの親である關係上、けれど、自明であらう。このことは、日本國家と滿洲國家との關係が、既に親子關係に立つことと照合して、尙更さういはれ得る。)ところで、大東亞共榮圈においては、次ぎにいはれるやうに、恩義が支配し、そして日本の核心國家たる地位は、大東亞共榮圈内の他の國家の恩義に立脚するものであるから、日本が新設國家に對して有つ親國家たる地位と、共同機關の構成乃至列國會議において主たる役割を有つことは、日本の實力の消長に拘らず、永遠に動くべきではない。かくて、日本は永遠に大東亞共榮圈の核心國家であり、そして又それ故に、法律上主導權を行ふことが望ましい。しかも、この主導權は、他の國家に對して優越した意思力として存し、そして優越した意思力は、權力に外ならないから、まさにその意味において、そして只この意味においてのみ、日本は、他の國家に對して權力を行ふといはれ得る。けれども、大東亞共榮圈においては、これも亦次ぎに指摘せられるやうに、すべて、奉仕した者は、その奉仕に依つて一定の權力を得る。だから、他の國家は、たとひ恩義上の關係からして日本に代つて大東亞共榮圈の核心國家となり得ず、従つて又日本の有つ如き主導權を有ち得ないとしても、尙、その奉仕に依つて、共同機關乃至列國會議において重要な地位を占めることができ。このことは、獨り國家のみに關していはれるに止まらず、他の國際法主體に關しても、同一でなければなら

ない。大東亞共榮圈においては、政治・經濟・文化などの領域において「くに」相互の間に互助連環の行はれる關係上、民間の諸團體の間に政治會議・經濟會議・宗教會議・教育會議などが、國際的に開催せられるであらうが、これらの會議において、主たる役割を営み、乃至は重要な地位を得る者も、亦、恩義に依つて推戴せられ、乃至は奉仕に依つて報謝せられた者であるべきである。(但し、このことは、現實の事務處理に練達の人々が國籍に拘らず採用せられることを妨げるものでなく、又それが國家に與へられる権力と無關係に定められるべきことは、もちろんである)。かくて、大東亞共榮圈においては、諸國家乃至諸民族は、その處を得、おのおのの人類の個體は、その生を遂げることができる、しかも、大東亞共榮圈がかくの如くであれば、それが詔勅に拜せられる「萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安セシムル」大理想の實現に導くことは、もちろん疑はれ得ない。けだし、大東亞共榮圈は、人類全般の生々發達の實現に資するために建設せられるものであり、そして右に指摘せられた恩義や奉仕は、恰かもこの人類全般の生々發達の實現を促進することに極めて適切な性質を有するものに外ならないからである。

(六) 大東亞共榮圈においては、恩義が支配する。人々は、恩を售つてはならないが、しかし、恩は忘れてはならない。このことは、既に第五章においてもこれをいうた。恩を忘れないところに、義がある。そこで、恩は、これを受けた者の側より恩義として問題とせられる。ところで、大東亞共榮圈においても権力が存するが、人々

は、奉仕に依つてこの権力を得る。このことも、亦、前にこれをいうた。だから、人々は、その分に應じて他に奉仕しなければならない。即ち、人々は、恩義を重んじ、奉仕に依つて権力を得る。かくて、始めて、大東亞共榮圈の道德的秩序は、その確立の基礎を得るが、この道德的秩序は、もとより、國際秩序にも移入せられなければならない。そこで、大東亞共榮圈においては、諸國家乃至諸民族、否一般に國際法主體は、恩義と奉仕との精神において行動する。しかるに、大東亞共榮圈においても、組成國家の全般に互り、もしくはその二三の國家の間に、種々の條約が締結せられるであらうが、その條約は、方法規範に關するものは別として、細目に互るを必要としないし且適當としない。その必要とし且適當とするのは、むしろ、純正規範に關するもの、殊に右の恩義と奉仕との強調にある。かくて、大東亞共榮圈においては、組成國家が、常に條約において恩義と奉仕とを明言するに止まらず、(このことに關しても、私は、既に前にこれをいうた)、進んでは、自國民に對しては告諭の形式において、及び他國民に對しては宣言の形式において、しばしば自らの恩義と奉仕とを明言することは、極めて望ましい。獨り國家のみでなく、他の國際法主體に關しても、亦、同様のことがいはれ得る。ところで、大東亞共榮圈において、すべての國際法主體が恩義と奉仕との精神において行動してこそ、そこに始めて眞の意味における大和が實現し、洽歡の社會が出現する。大和の存するところ、そこにはもはや抑壓がなく、擲取があり得ないし、洽歡の社會の存するところ、そこには諸國民乃至諸民族の同心協力が避けがたく到來するから、大

東亞共榮圏は、かくて、文字通りに、大東亞の協同體を現實化するに至るであらう。だから、私は、この協同體の成立を表明し乃至は期成するために、大東亞共榮圏においては、一定の祝日を定め、國家的に、民族的に、共同の饗宴を催すことは、極めて有意義のことと思ふ。(共同の饗宴は、社會に滋潤を與へる上にも、極めて必要である)。かくの如きは、もちろん、合理主義的な西洋精神においては瑣末なこととして往々にして輕視せられ易いが、しかし、本來、非合理主義的な東洋精神に依つては、その重大性は、端的に理會せられ得ることと思ふ。

六

大東亞共榮圏における明日の國際法の内容に制約を與へるものとして右に想定せられた根本原則の中で、最も討議の餘地のあるものは、大東亞共榮圏を法律上の並列結合とすること、乃至は國際法主體の資格に等差を附することを道徳上承認することである。ここに國際法主體の資格に等差を附することを道徳上承認するとは、大東亞共榮圏内の諸國家乃至諸民族が、おのおのその處を得て、生々發達を遂げること、別言すれば、その分に應じて權利及び義務を有つことを望ましいとするべきであると爲すことをいふが、以下、國際法主體の下に、便宜的に、只國家のみを考へることとする。

大東亞共榮圏を法律上の並列結合とすることには、次ぎの二の反對見解が、有効に成立する。

(一) 人は、或はいふであらう——大東亞共榮圏を組成する諸國家は、皆、それぞれ、その文化の發達において、軍事・外交・財政などの實力において、領土・人口・富源などの質乃至量において、殊に何よりも大東亞共榮圏の創建に對する貢獻乃至功績従つて又その聲譽において異なり、しかも、その異なる程度には、甚だしく大なるものがある。諸國家のかくの如き諸方面における相異の程度が小なる場合には、これを法律上平等と見て並列結合において大東亞共榮圏を建設することは、もとより妨げないが、しかし、その程度が右の如くに大なる場合には、上下結合においてこれを建設するのが當然である。ただし、もしいはゆる法律——即ちこの場合においては國際法——が社會的規範意識であるなら、この意識は、その依存する現實の事實に支配せられるものであるから、このことを無視して、強いて條約に依つて恣意的に國家結合を形成しても、これは、健全な法律即ち國際法となり得ないし、又もし條約そのものを國際法即ち法律といふなら、法律は、現實の事實を曲げ得ないからである。即ち、大東亞共榮圏を法律上並列結合とするところ、そこに無理があり、無理のあるところ、そこに害悪がある。大東亞共榮圏は、だから、法律上上下結合たる國家結合たるべきである。

(二) 或は、反對に、又、人はいふであらう——國家に一樣に平等な人格を認めることは、個人に一樣に平等の人格を認めると等しく、古來いづれの時代乃至いづれの大陸にも存したのではなくして、却つて原則的には漸く近世において西洋に發祥したものである。それは、人類乃至社會の歴史において、退歩を示すものでなく、却つて進歩を示すものである。ただし、それは、法律上人格の不平等性を認め、もしくは全く人格を認めないで、

只單に一定限度の保障乃至保護を與へることよりは、遙かに良好であり、人類の利益・幸福・乃至は全般の生々發達に大なる寄與を爲したとこそ見られようが、決してそれを阻碍したとはいはれ得ないからである。しかも、西洋の人々は、個人に平等な人格を認めるに努力したと等しく、國家にも平等な人格を認めるために努力し、そして、この努力は、決して尋常ではなかつた。(ところで、人類の利益・幸福・乃至は全般の生々發達のためには、すべて、價值のある努力の成果は、これを繼承することが望ましく、そしてこのことに關しては、疑ひがあり得ない)。いかにも、西洋に由來したもので東洋に適しない點を有つものは、もちろん、東洋に適するやうにこれを改め、けれども、今ここに問題となつてゐること、即ち原則的に平等な人格を國家に認めるといふことには、毫も改められるべき餘地が存し得ない。そこで、かくて、既に國家に原則的に平等な人格を認めることが東洋にも適用とせられるなら、大東亞共榮圈が上下結合に依る國家結合でなくして並列結合に依るそれであるべきことは、必然的に論結せられなければならない。問題たる結合が法律的であると道德的であるとに依つて、もちろん、この論結に相異があり得ない。大東亞共榮圈は、かくて、道德上も、並列結合たる國家結合であるべきである。しかも、このことが一度認められれば、その國際法主體の資格に等差を附することは、道德上、亦、到底承認せられ得ない。

大東亞共榮圈を法律上の並列結合とすることに對するこれらの二つ反對見解は、それ自身、互ひに相反する主張に立脚するものであるに拘らず、いづれも極めて理由に富むが、その理由に富むのは、即ち、二者が、共に何らかの眞理を内含するからである。けれども、二者は、互ひに相反する主張に立脚するに拘らず、共に何らかの眞理を内含するなら、すべて、眞理は、相互に結びつくから、それらの主張は、調和せられるべき筈であり、そしてその際、もしかくの如き調和が成立するなら、これに對しては、右の二の反對見解は、元來、相反の主張に立脚するものであるだけに、到底、對抗し得ず、従つておのづから解消し去るといはなければならない。ところで、大東亞共榮圈を法律上の並列結合とすること、乃至は國際法主體の資格に等差を附することを道德上承認することは、實は右の二の反對見解を豫想してそれらの立脚する相反主張を調和した結果、案出せられたものに外ならないから、それを前にして右の反對見解がその根據を喪ふことは、當然でなければならない。

(一) 先づ、一般に廣域勢力圏における國家の結合をいかなる意味においても並列結合たらしめるべきでないとするなら、これは、第一の反對主張に従つて到底認められ得ないが、しかし、それを法律上の上下結合たらしめようとするなら、これは、第二の反對主張に従つて、もちろん、斥けられなければならない。

廣域勢力圏における國家の結合が法律上上下結合たるべきであるとする第一の主張は、決して有効に成立しない。廣域勢力圏の組成國家に法律上平等な人格を認め、かくてこれらをして法律上並列結合を形成せしめることは、國家相互をしてそれぞれ他の自己目的性を認めしめ、決して他を手段として取扱はしめず、かくて、相互の

間に生じ易い理由のない尊大と侮蔑とを抑止し、信義と誠實とにおいて行動せしめる道德上の効果を確保する上に、絶対に必要である。しかも、この確保が廣域勢力圏内のおのの國家の共存共榮のために絶対に必要ならば、決して疑はれ得ないから、苟くもこの共榮を念願する大東亞共榮圏において、その國家結合が法律上並列結合であるべきことは、到底否まれ得ない。既に、西洋に淵源する從來の國際法においては、國家の基本權としてその平等性を認め、かくて、例へば、大國家たるアメリカ合衆國乃至イギリスも、小國家たるモナコ乃至サンマリノと國際法上同一に取扱はれた。モナコ乃至サンマリノなどが現代以後において國家たる標準に合致するか否かは、これを別論とするが、しかし、大東亞共榮圏の國際法がかくの如き寛大性を見棄てるべきでないことは、もとより自明である。或はいはう——『組成國家を國際法上同一に取扱つても、これはその實力上の差異をいかんとも爲し得ないから、決して強大國家の專横を防止し、弱小國家の利益を保護し得ないのみでなく、却つてその同一に取扱ふことが、組成國家に同一の機會を與へたものとして、かくの如き結果に正當性を認めしめる根據となり得る。だから、大東亞共榮圏を法律上組成國家の並列結合とすることは、決して適當でない』と。いかに、國家には、實力上の相異があるから、この相異の無視において、これらが國際法上同一に取扱はれても、そこにこの相異に基づいて強大國家乃至弱小國家に不利を生ずることは、到底避けられ得ないであらう。現に、例へば、從來の國際法に従へば、國家は、強大國家も、弱小國家も、一樣に中立の權利と義務とを有し、そして

もし一の國家が交戰國家の一方に對して中立の權利を實效的に維持し得ない場合には、交戰國家の他の一方は、これを中立義務の違反と見て、その國家に對して實力を行使することを認められてゐるが、その際、その中立國家が中立權を維持し得るか否か、乃至は交戰國家がそれに實力を行使し得るか否か、切言すれば、その中立國家が不幸に際會するか否かは、一に全くその中立國家の實力に依存するが如きは、これである。けれども、かくの如きは、恰かもこの例證がこれを示すやうに、國家の實力の相異に基づくものであり、少くとも直接には、國家が國際法上同一に取扱はれることに基づくものではないから、それをもつて國家が國際法上同一に取扱はれることの難點とすることは、もちろん認められ得ない。否、反對に、もし國際法上國家が同一に取扱はれることが、それ自體において正當であるなら、これは、右の結果に拘らず、國際法上の取扱そのものが非難せられるべきことを示すよりは、その存続に理由を與へるものであるから、それを存続せしめて右の結果を匡正する方法を考へることは、むしろ、合目的であるといはなければならない。例へば、一の國家と他の國家とが國際法上同一に取扱はれてゐる故に、平等の條件において條約を締結しても、しかし、經濟上・文化上・軍事上・政治上などの實力の相異のために強大國家に利をそして弱小國家に不利を生ずるなら、大東亞共榮圏の國際法においては、法律上國家に平等の人格を認めても、負擔に關して應分の原則を採用するが如きは、即ちこれである。(大東亞共榮圏の國際法が、圈内の諸國家が現實の實情に従つて法律上乃至道德上の意義を有つ差等を示すことを認めるもので

あることに關しては、既に前にこれをいうた。

(二) 次ぎに、一般に廣域勢力圏における國家の結合を法律上の上下結合たらしめようとするなら、これは、第二の反對主張に従つて到底認められ得ないが、さりとて、それをいかなる意味にても並列結合と爲し、かくて、圏内の諸國家を平等に取扱ふことを道徳上も承認するなら、これは、第一の反對主張に従つて、もちろん、卻けられなければならない。

廣域勢力圏内の諸國家をいかなる場合にも平等に取扱ふことを道徳上承認するべきであるとする第二の主張の決して有効に成立し得ないことは、西洋に淵源した從來の國際法が、國家の法律上の平等を承認するに拘らず、個々の場合に、その實質的不平等(即ち事實の上下乃至先後)の關係を作出せざるを得なかつた事實に徴しても、知られ得よう。例へば、十九世紀以來支那が他の國家と締結した多數の不平等條約や、アメリカ合衆國が今世紀の初めにそれぞれキューバ・サンドミンゴ・ニカラグア・ハイティ及びパナマの諸國に締結せしめた不平等條約―但し、これらは、今日は既に改訂せられてゐる―などは、國際法上國家の主權を、或は土地的に、又或は作用的に、最も明白に制限するものであるから、もとより指摘せられるまでもないが、更にここに主權の制限を意義しないしかも實質的に不平等な關係を作出した事例について語るなら、第一次世界大戰以後成立した國際聯盟規約第四條の規定に依つて、國際聯盟において少數の國家が常任理事國家たる地位を與へられ、その他の多數の國家が非

常任理事國家たる地位を保つに過ぎなかつたことなどは、これを示すといはなければならない。もちろん、これらの諸條約は、多くの場合において非難の對象とせられてゐる。(例へば、一九二二年の海軍軍備制限條約において、わが國が米・英のそれぞれの五に對して、三の比率を與へられたことに關しては、わが國の輿論は、大なる不滿を示した)。けれども、右の事例の存在は、國家がたとひ法律上原則として平等權を認められても、尙、例外として法律上乃至道徳上の差等を示すことの、現實の實情上、止むを得ないことを語るものであり、そして右の諸條約に對する多くの場合における非難は、從來の國際社會において、國家が協力的關係に立たないで、却つて相互に排濟する關係に立つたことから、生じたものであり、決して國家相互の間に道徳上の差等を認められたこと(切言すれば、道徳の問題として差等が立てられたこと)に關して生じたものではあり得ない。そこで、もし廣域勢力圏において諸國家が一度同心協力關係に立つたら、それらの相互に道徳上の差等が認められても、そのかく認められることそれ自體に關しては、もとより、そこに非難が成立しないことと思はれる。況して、國家相互の共存共榮を念願する大東亞共榮圏にては、尙更である。即ち、大東亞共榮圏においては、圏内の諸國家に諸般の實情に従つて、差等の存することは、道徳上承認せられなければならない。しかも、大東亞共榮圏において、かくの如くに圏内の諸國家に道徳上の差等を附することは、日本の國是にも合し、そして又それ故に、わが國は、日・獨・伊三國同盟條約においてこれを明文に示したところである。日本が建國以來八紘爲宇の理想を堅持し、萬

邦をしてその所を得しめることを念願し、そして日・獨・伊三國同盟條約の前文においてもこの得處の原則を高揚し、且その第二條において獨及び伊が大東亞の新秩序の建設に關して日本の指導的地位を認めてゐることは、即ち、これである。國際社會に八紘爲宇の理想を實現しようとした場合に、その成員國家に、例へば、親子國家・兄弟國家・叔甥國家などの如くに、道徳上、差等が認められなければならないことは、既に前に知られたが、そこに得處の原則が採擇せられた場合に——その成員國家が、その個性を尊重せられるが、しかし、その分に應じて權利及び義務を有つ結果——道徳上、差等を認められなければならないことは、けだし、自明であらう。

大東亞共榮圏における明日の國際法の内容に制約を考へる根本原則として考へられる右の二のもの、即ち、一方において大東亞共榮圏を法律上の並列結合とすること、他方において大東亞共榮圏内の諸國家の資格の差等を道徳上承認することとは、決して矛盾しない。けだし、これらの二の根本原則の制約を受ける明日の大東亞共榮圏國際法に従へば、(イ)圏内の諸國家は、それぞれ、その分に應じて法律上乃至道徳上の意義を有つ差等を附せられるであらうが、しかし、これは、一般國際法上さうせられるもので、決して一の國家が他の國家と各個に條約を締結してさうなるのではなく、(ロ)のみならず、その差等は、それが法律上の意義を有つ差等であつても、いはば權利及び義務の量及び質に關する差等であつて、決して一の國家が他の國家に對して適法に自己の意思を課することができるといふ意味における差等ではなく、(ハ)更にそれがかくの如き差等であるかの如くに見える

場合でも、實は一般國際法上托せられた一の國家の他の國家に對する後見であつて、決して無期限のものではないのであり、(ニ)最後にはゆる法律上の並列結合は、諸國家が一般國際法上の保證を均等に享受する義であり、しかもこの結合において諸國家は、少くとも圏内の諸國家に對しては、自由意思に基づく自由な協議と協力とを爲す能力を確保するものであるからである。すべて、これらのことは、既に前に述べたところの参照に依つて、おのづから明かである。

大東亞共榮圏における國家の結合を法律上の並列結合と爲して、しかもその國家の資格の差等を道徳上承認することが、決して矛盾するものでないことは、今日、平等思想の最も徹底した西洋の社會的規範意識において、親と子と、貴族と平民と、主婦と女中と、もしくは成人と子供などが、制規上従つて法律上平等關係にあるに拘らず、道徳上上下關係にあるとせられてゐることに徴しても、これを知ることができよう。況んや、大東亞共榮圏において、國家の結合を法律上の並列結合たらしめると同時に、その國家の資格の差等を道徳上承認しようとすることは、西洋において嘗つて一般的に、社會的規範意識上上下關係が認められてゐたものを、制規上平等關係にしたといふが如きに比せられるべきものではなく、むしろ、從來、社會的規範意識上上下乃至先後の關係が認められてゐたものに、道徳上上下關係を承認しようとすることに比せられるべきものであり、否實に、西洋の右の如き事實に比せられるよりは、むしろ、一層適切に、東洋に從來行はれつつある家族的結合に範を採つて

これに規範的形式を與へることに比せられるべきものであるにおいてをや。大東亞共榮圈における國家結合を法律上の並列結合と爲して、しかもその國家の資格の差等を道徳上承認することは、かくて、社會的規範意識上、絶對に矛盾しない。ところで、苟くも社會的規範意識上矛盾なくして成立するものであるなら、これを明文化することは、もちろん可能であり、そしてこれを明文化することが可能であるなら、これを理想法として想定することは、亦、もちろん可能である。

大東亞共榮圈における明日の國際法において、成員國家の差等を道徳上承認して、しかも、その結合を法律上の並列結合とすることは、極めて重要である。大東亞共榮圈における國家の結合をかくの如き並列結合とするとは、決して國家の政治的・經濟的・文化的などの實力の相異に拘らず、それを法律上同一に取扱ふことをその趣旨とするものではなく、却つて只單に、一の國家が恣意的に他の國家に對して制限を加へ、もしくは自己の意思をもつてこの者の意思に代らしめるが如き行爲を法律上不可能にすることを意義するに止まる。けれども、それが前者を趣旨とせず、後者を意義することが、大東亞共榮圈にとつて、(否、一般に國際社會にとつて)、重要性を有することは、もとより自明であらう。

大東亞共榮圈における國家の結合を並列結合にしようといふことは、もちろん、西洋に由來した從來の國際法が國家平等の原則を認め、國家を國際法の前に平等であると爲したと同一には論ぜられ得ない。けだし、從

來の國際法が國家平等の原則を認めた場合には、人々はその意味を「國家が自己の意思に依らないで不平等な地位を與へられることがない」と解したから、苟くも國家の自己の意思に基づいた限りは、たとひ現實にいかなる國家の不平等關係が存しても、尙、理論的に國家が法律上平等であると爲したが、しかし、明日の國際法が大東亞共榮圈における國家の結合を並列結合と爲す場合には、これに反して、そこに一定の不平等關係が拒斥せられてゐるから、苟くも現實に右の不平等關係が存するなら、かくの如きものは、並列結合に合致しないと、理論的にも決して承認せられないからである。西洋に由來した從來の國際法において、國家平等の原則が明示的に認められたのは、一六四八年のウェストファリア條約以來であり、そしてその後の國際法は、これを基柢として、その上に建設せられたが、しかし、その國際法において、ヨーロッパ諸國家乃至キリスト教諸國家以外の國家が、國家として承認せられず、別言すれば國際法上人格を與へられないことは、既に前にこれをいうた。國際法が從來ヨーロッパ諸國家乃至キリスト教諸國の國際法であり、そして東洋その他における諸國家がそれに依つて人格を與へられないために、かれらがいかに西洋の諸國家の暴壓に悩んだことか？ だから、從來の國際法が、恰かも國內法上の奴隸と等しく東洋その他における諸國家を見たに拘らず、尙、國家平等の原則を認めたとして多くの人々に依つて讚美せられるなら、大東亞共榮圈における明日の國際法は、圈内のすべての國家に人格を認めるものであるから、從來の國際法よりも一層多く讚美せられるに値しよう。況んや、從來の國際法において國家平等

の原則を認めるといつても、その意味は、右に見られたやうに全く抽象的乃至形式的であるに反して、大東亞共榮圈における明日の國際法においてそれがいはれる場合には、それは、具體的乃至實質的意味を有つから、尙更でなければならぬ。

七

大東亞共榮圈に通用すべき明日の國際法の根本原則は、以上に依つてほぼ想定し盡くされた。現實の必要に應ずる上からいへば、大東亞共榮圈にあつては、圈内において、諸國家・諸民族などは、軍事・政治・經濟・文化などの領域において、互助連環する關係にあるから、右の根本原則の外に、防衛・平和維持・資源利用・教育提携などに關する原則が確立せられるべきであり、その他、右の諸國家・諸民族などの行動に規矩を與へるものとして、圈外の廣域勢力圈乃至國家などに對する國際法、即ち大東亞共榮圈のいはば對外國國際法をも、想定するべきであるが、ここでは、これらを取扱はないこととする。(これらをここで取扱はないのは、本書が、「新國際法の建設の理論」であり、新國際法の内容の展開を目的とするものでないに出るのであり、他に理由がない)。

世界は、今日、廣域勢力圈對峙の時代に入らうとしてゐるし、そして大東亞共榮圈は、現實にその建設の歩を確實に進めつつある。廣域勢力圈對峙の時代の現出及び大東亞共榮圈の確立が歴史的に必然であることに關しては、既に前にこれを述べた。大東亞共榮圈を別にしていへば、世界には、既にアメリカ廣域勢力圈の成立があり、

そして又ヨーロッパには、獨伊を核心とする廣域勢力圈が建設の道程にある。(この外に、ソ聯も、廣域勢力圈と見られ、又イギリスもこれであるといはれ得ないではないが、しかし、前者は、その一國家的形成であり、又後者は、飛地圈形成に屬するから、これを措く)。アメリカ廣域勢力圈の成立は、一九二八年一月のハヴァナに開かれた第六回汎米會議において合衆國代表ヒューズの試みた演説に依れば、(イ)アメリカ大陸全國家の獨立。(ロ)政治的安定性。(ハ)相互の好意。(ニ)及び協力を目的とするものであるが、その連帯が、今次の大戦において、合衆國の強力性に依り、一層具體化せられてゐることは、いふを俟たない(例へば、一九四二年一月のリオデジャネーロ獨伊廣域勢力圈は、大東亞共榮圈と等しく、一萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認め、ヨーロッパの地域における「民族ノ共存共榮ノ實ヲ學グルニ足ルベキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ根本義トナシ」て成立したものであり(日・獨・伊三國條約の本文、参照)、そしてここでは、獨伊が指導的地位を占めるものであることは、疑はれ得ない。大東亞共榮圈に通用すべき理想法の想定に當つては、すべてこれらの他の廣域勢力圈の有つ目的も、その現實の諸事情とともに、顧慮せられる必要があるが、ここでは、右にも述べたやうに、本書の有つ制約上、一般に具體的立案が意圖せられてゐないから、これも、亦、省かれなければならない。

アメリカ廣域勢力圈は、歴史的には、もちろん、一八二三年アメリカ合衆國大統領モンローの發した宣言に由來して成立したといはれ得るが、しかし、實際的には、一九三三年アメリカ合衆國大統領ローズヴェルトが、そ

の就任とともにいはゆる善隣政策を採用し、汎米主義の下にラテンアメリカ諸國を合流せしめ、アメリカ廣域勢力圈國際法の成立を可能ならしめたために成立したと見られ得る。獨伊廣域勢力圈が、今次の大戦における兩國の提携に依つて成立したものであることは、疑はれ得ない。大東亞共榮圈の意識の如きも、支那事變以後の生成に繋り、大東亞戦争に入つてその明確度を加へるに至つたことは、人々の普ねく知るところである。

廣域勢力圈の成立乃至その思想の發生は、かくて、全く最近の現象に屬する。尤も、第一次世界大戦以後、一時、識者乃至政治家の一部の間にこの思想が發生したといはれ得ないではないが（拙著、國際社會の將來、しかし、これは、ヨーロッパ聯邦乃至聯合を考へたもので、全世界に互つての考察でなく、のみならず、政治的關心において案出せられたもので、決してこの聯邦乃至聯合を歴史的必然性の問題として考へたものではなかつた。それをこれとして考へ、しかも世界的規模において考察したのは、世界においても、決して多數ではなかつた（森戸辰男の構造、改造、昭和十五年四月號、參照）。それほどに、廣域勢力圈の成立乃至その思想の發生は、急激の現象であつた。現に廣域勢力圈の用語——これを勢力圈といつたのは、私ではあるが——が、最近の成立に屬することも、亦、これを證示してゐる。

廣域勢力圈といふにはゆる廣域の用語は、ドイツ語の *Grossraum* に由來する。ドイツにおいて、廣域勢力圈の成立の知られたのは、既に右にいはれたやうに、今次の大戦以後のことであるが、しかし、その識者乃至學者に依つて着眼せられたのは、その以前に溯るといはれ得よう。ただし、一九三六年にイタリアがエチオピアを征服したときに、殊にドイツが一九三三年のナチス政權樹立以後外交的に積極的攻勢を示したときに、ヨーロッパを繞つて、（既に第二次ヨーロッパ大戦勃發以前に）漸く廣域勢力圈の形成せられる勢ひが示されたといはれ得るからである。ところで、ナチスの理論家 Schmitt は、この廣域勢力圈を *Reich* と名づけることを提案した。氏に従へば、*Reich* は、大領域國家たる *Imperium* 乃至は *Empire* では決してなく、却つて、特定の世界觀的な理念及び原理に依つて支配せられ、そして域外の強國の干渉を排除する任務を充分に果し得る一の民族が、その保障者であり且保護者であるところの廣域秩序を意義する（*Vgl. Carl Schmitt, Völkerrechtliche Grossraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte. 1939, SS. 70-71, 86.*）のみならず、氏に従へば、*Reich* の命名は、廣域・民族・及び政治的理念の結合なる國際法的事態の特徴を最もよく表示するものであり、そして少くともそれは、*Grossmachtsphäre, Block, Raum-und Machtkomplex, Gemeinwesen, Commonwealth* などの用語や、無内容の地域表示たる *Bereich* の用語に存する如き國際法に危険な空虚な普遍性を有しな（*S. 72.*）以上は、即ち、氏の *Reich* に關する解明の要領であり、そしてこれに依れば、氏のいふ *Reich* は、即ち、本書の用語例に従へば、國家協同と名づけられるべきものである。氏の用語法に従へば、大東亞共榮圈なる廣域勢力圈乃至廣域秩序は、*Reich* と呼ばれるものであるが、しかし、*Reich* の用語は、ドイツ語に獨特であるとせられてゐるだけに普遍性が少く、且は又、氏もいふやうに、從來も、一勝利者は單に歴

史を書いたのみでなく、語彙や術語をも定めた一ものであるから、大東亞における人々は、自己の立場においてその呼唱を定めて學問的性質を明かにするべきである。少くとも、大東亞の廣域勢力圏には、その成立の目的を示すものとして、大東亞共榮圏の名稱が、そしてその國際政治學・國際社會學・乃至國際法學上の性質を示すものとして、國家協同の呼唱が、實際的に乃至學問的に一層適切であることは、けだし、疑はれ得ないであらう。

大東亞共榮圏の建設は、今日既に確實にその歩を進めつつあり、そして世界は、廣域勢力圏對峙の時代に入らうとしてゐるから、かくの如き廣域勢力圏を學問上いかに呼唱するべきかは、學問殊に國際法學の考究にとつて決して無意義ではない。けれども、大東亞共榮圏に通用するべき明日の國際法に關する討究に、特に右に Schmitt の廣域勢力圏に關する用語法に觸れたのは、氏がドイツにおける代表的な廣域勢力圏論者であることにも依るが、又實に氏の主張する具體的秩序思惟が氏の *Recht* の概念を繞つて尙檢討せられる餘地が存するに依る。例へば、氏は、氏のいはゆる廣域秩序の高揚において、*Recht* の概念を新しい國際法の新しい秩序概念であるといつてゐるが (*Vgl. Völkerrechtliche Grossraumordnung, z. B. S. 83*)。しかし、氏は、既に前に知られたやうに、具體的秩序を生活秩序であるとして、(現に氏は、この著書においても、國際法共同體乃至國家を具體的秩序であるといひ、そして戰爭は、秩序對秩序の關係であるとしてゐる) (*Vgl. ebenda, S. 77-78*)。しかも、そのままにこれを法律乃至實定法であると爲すから、氏の國際法概念を徹底すれば、廣域秩序たる *Recht* は、そのままに國際法であるといはれるべきであり、そしてこのこ

とが、*Recht* の概念を新國際法の新秩序概念であると爲すことと合致しないが如きは、これである。一般に氏の學說には、しばしば嚴密性が缺けてゐるかに見えるが、氏の具體的秩序乃至具體的秩序思惟の概念には、殊に混亂が存する。この混亂を整理することは、只單に氏の學說の當否を確めるために有意義であるだけでは決してなく、又實に本書の取扱つた内容の解明にも役立つが——否、詳言すれば、それは、嘗に本書が、前に具體的秩序思惟に言及するところがあつたが故に、それを正確ならしめる上に必要であるといふに止まらず、一般に法律乃至實定法従つて又國際法の實體とこれを繞る思惟方法とが、具體的秩序思惟をもつては解明せられ得ないことを明確にする上にも必要であるが——しかし、結局するところ、本書にとつては、派生的且副貳的意義を有つに止まるから、ここにこれを措くこととする。

—(完)—

出版會承認
350382號

昭和十九年一月廿五日 印
昭和十九年一月三十日 發

行 (三,000部)



著者 田村 孝徳
發行者 竹田 好太郎
印刷者 久保 光好
印刷所 大内印刷所 (西京區)

定價金三圓
特別行爲稅相當額十錢
實價金三圓十錢

〔新國際法建設の理論〕

發行所

京都市上京區
廣小路寺町東

立命館出版部

電話上③四八六二番
振替(大)阪二六九四四番
東京七五三六四番
會員番號一四〇五一六番

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九 日本出版配給株式會社

988
45

19年6月22日

217

101									

Vertical stamp with illegible characters

終